

# 近世・近代移行期の治水行政と土木官僚 静岡藩水利路程掛とその周辺

樋口雄彦

A Study of Flood Control Administration and Civil Engineering Bureaucrats in the Transitional Period from Early Modern to Modern Times :  
The Department of Water Resources Management of the Shizuoka Domain and Other Relevant Organizations

HIGUCHI Takehiko

はじめに

- ① 徳川幕府の普請役
- ② 明治新政府の治水担当への移行
- ③ 静岡藩の水利路程掛とその職員

- ④ 水利路程掛の活動
- ⑤ 旧幕臣からの新たな土木官僚輩出の揺籃  
おわりに

【本文開始】

江戸幕府において天領の治水行政を所轄したのは勘定奉行をトップとする勘定所であり、その配下として実地で防災・復興などの土木工事を担当したのが普請役という下級官吏であった。普請役には純粋に技術者だった者がいた半面、工事に従事する農民を管理・監督するだけの行政官だった者も混在していたと考えられる。

維新後、明治政府は治河使・土木司・土木寮・土木局といった担当部門を会計官・民部省・工部省・大蔵省・内務省などの下に位置づけ、治水を遂行するとともに、西洋からの新たな技術導入をはかった。新政府の直轄県で治水を担当した下級官吏の中には幕府時代に普請役だった者があり、政権交代を経た後も現場レベルでは人的継続性が見られた。

七〇万石の一大名として存続した、江戸幕府の後身たる静岡藩では、領内に富士川・安倍川・大井川・天竜川という大河があったことから、藩政機構の中に水利路程掛（後に水利郡政掛・水利郡方掛と改称）を置き、治水に意を注いだ。ただし、実際に領内各地で展開された治水技術は、蛇籠・大聖牛・牛杵といった竹木石を材料とした伝統的な工法にとどまり、近世との大きな違いは見られなかった。その一方、同掛には幕

府時代に勘定所に属した者や普請役など、古くからの民政部門の経験者が身を置いた一方、海軍士官として西洋の科学技術を学んだ人物が幹部に就任するなど、近代化への志向が見られた。

廢藩置県に前後して静岡藩の人材は明治政府に吸収されていたが、水利路程掛の出身者には中央省庁や府県において土木・治水行政を任された者もいた。また、同じ旧幕臣・静岡藩出身者としては、同藩の藩校沼津兵学校で身に付けた洋算・測量などを武器に土木寮の技師となり、お雇い外国人とともに仕事をしようとした洋算・測量など代の一群の存在が生まれた。さらに、同校から工部大学校に進学し高等教育を受けた者の中からは、本格的な土木技術の専門家が輩出した。

伝統工法にもとづき幕府の治水行政を担当した者たちと幕末に西洋近代科学を学び取った幕府海軍士官たちは静岡藩で合流し、水利路程掛や沼津兵学校を経由して明治政府へと引き継がれ、世代交代や新陳代謝を繰り返しつつ、真に近代的な意味での治水行政の担当者たる土木官僚・土木技術者へとつながっていったのである。

【キーワード】 普請役、洋学、旧幕臣、官僚制、テクノクラート

## はじめに

災害は人と自然との戦いであり、災害史を研究する視点も基本はそこにある。しかし本稿は、人と自然との関係というよりも、災害をめぐる人と人との関係を扱ったものといえる。つまり、災害史というにはあまりにも的の中心からは外れたテーマなのかもしれない。

とはいえ、災害は自然からの直接的な脅威だけでなく、場合によっては人災の要素もはらみつ、二次的、三次的な意味では社会の各分野へ大きな波及効果をもたらす。人が存在しなければ災害という概念はなく、単なる自然現象で終わるのかもしれない。自然について捨象するという意味ではなく、別箇の観点として、人と人によって構成される社会だけを研究対象としても災害史は成り立つと考えたい。

災害をめぐる人と社会を考える際、被害の実態、被災者の対応、復興への過程、防災への取り組みなどを一般住民の立場から明らかにする必要があるのは言うまでもない。しかし、その一方で、彼らを守り被害から立ち直らせる役割を担った為政者・行政について見てゆくことも重要である。

巨大な災害発生時には為政者とその下僚たちは上から下までほぼ全員がその緊急対応にあたることになるが、小さな災害、あるいは平時の日常の中で行われる防災・減災への取り組みは、特定の部署に属する特定の吏僚が担当している。それは前近代も近代以降も同じであろう。もちろん高度に複雑化・細分化した現代の行政組織とそうではなかった前近代や近代の行政組織とは大きな違いがある。その長い発展と変化の歴史をたどることも災害史・防災史のひとつのテーマとなるが、本稿で光をあてるのは前近代から現代へ向けて歩み出す原初の段階、近代化の出発点である。

そこで、水害を防ぐための施策、すなわち治水を担当した技術者・官吏たちについて、その近世から近代への変化の状況を見極めることを本稿の目標としたい。より具体的には、治水行政担当者の、徳川幕府から明治政府への人的な継承・断絶の様相を、静岡藩というクッションを置いてみることで明らかにすることである。

### ① 徳川幕府の普請役

幕府、ひいては領主全般にとっても言えることではあるが、年貢を確保するためには農民の生産活動が故障なく行われることを保証する必要があった。水害を防止し農地や宅地を守り、また被害が生じてしまった際には復旧・復興を行うのは一義的には農民自身の責務とされつつ、それを指導・支援する役割は為政者側にもあったのである。この点は、江戸時代に限らず、それ以前も同様だったと思われる。しかし、治水やその周辺業務を専門に担当する官吏を常置し、領民に対してより細かな行政指導を行ったのは、それ以前の時代にはあまりみられなかったことであろう。

江戸幕府の機構上、財政をつかさどり、幕領の貢租徴収や訴訟を担当したのが勘定所であり、その長官が勘定奉行だった。農政全般もその管轄下であり、治水の仕事もその範疇に含まれた。本稿で取り扱いたい土木官僚・土木技術者ともいえるべき存在は、勘定所の中では最下部に位置した普請役という役人である。もちろん旗本ではなく、名目上家督相続を許されない、抱席という家格の下層の御家人であった。

普請役は、関東の四川（鬼怒川・小貝川・下利根川・江戸川）を管理するため元禄年間に設置された堤方役を起源とし、享保年間にその名称となった。その後、勘定所詰普請役、四川用水方普請役（関東四川の担当）、在方普請役（東海道筋の酒匂川・富士川・安倍川・大井川・天竜川の担

当)の三分課に区分され、維新に至った。<sup>(1)</sup>普請役の起源と変遷に関しては、従来紹介されていないと思われる史料として、旗本の家に伝来した「関東筋四川用水方御普請役発端方当時迄性名分限高増減等覚」という文書を史料1として翻刻・掲載しておく。

安政六年(一八五九)時点で、勘定所詰は支配勘定格普請役元メが一名、普請役が三三名、同見習が一八名、四川用水方は普請役元メが一名、同元メ格が一名、普請役が三四名、同見習が二三名、在方は普請役が二九名、同見習が一六名という内訳であった。<sup>(2)</sup>一五〇名余の大所帯であったが、あちこちの現場を飛び回らなければならない仕事内容からすれば、普請役の人数は決して多すぎたものではなかったのではないだろうか。

実は、全国政権たる幕府には、江戸・東国を主な守備範囲とした普請役以外にも、西国の幕領等において治水を担当する吏僚が置かれていた。

摂津・河内には、堤奉行(大坂代官の兼任)が置かれ、また川奉行(大坂奉行所の与力がつとめ、その下役は同心がつとめる)<sup>(3)</sup>という役職も存在した。

濃尾平野を潤す一方、氾濫を繰り返した木曾三川を治めることは個々の大名の統治を超えた国家的事業として位置づけられた。美濃国の旗本・交代寄合高木家は、川通掛(水行奉行)を世襲でつとめたが、<sup>(4)</sup>それも幕府による治水政策の一環であった。また、勘定奉行配下の「諸国地役人衆」の中には、美濃御郡代(笠松陣屋)支配として堤方役が配置された。慶応四年(一八六八)正月刊行の『県令集覧』によれば、三〇俵三人扶持を給された一四名がいた。地役人である彼らは、在地の庶民から取り立てられ、世襲でその職務をつとめ、それだけに専門能力に長けた人々だった。堤方役は美濃流と称する治水工法の担い手であり、数年で交代していく郡代・手代らに対し、地位は低く抑えられつつも高いプライドを持っていたらしい。<sup>(5)</sup>

ところで、最上徳内・間宮林蔵・二宮尊徳(金次郎)といった人々も普

請役だった。蛮社の獄に連座したため隠居して医師となり、高島流砲術家としても活躍した大塚同庵も元は普請役であった。<sup>(6)</sup>後述する普請役佐藤陸三郎(嘉長)は、治水のプロとしてのみならず、ペリー来航後の嘉永七年(一八五四)には老中阿部正弘の内命により長崎へ派遣され、葦山代官江川坦庵の配下や同行した職人たちとともにオランダ人のもとに入り、蒸気船製造に関する調査・学習に従事している。<sup>(7)</sup>また、嘉永・安政期、ペリーやプチャーチンが来航した際など、応接した幕府側役人の中には普請役がしばしば見られほか、その後幕府が欧米に派遣した遣外使節の中にも普請役が加えられた。外交の場に立ち会うという、土木技術分野とは直接関係のない業務も彼らは担当していたのである。さまざまな情報収集、すなわち隠密活動や内部監察も普請役の任務だった。

普請役をつとめた家に伝わった文書からその業務の実態を分析した研究によれば、普請役は、本務とした河川・用水関係だけでなく、「普請(土木)に関わらない経済官僚としての働きもまた普請役には期待されていた」<sup>(8)</sup>、「次第に勘定奉行所の下役人として、同奉行所が担う様々な業務を担当するようになっていった」<sup>(9)</sup>、「それぞれの普請役が歩んできた経歴に基き、彼らの技術や経験を重視して御用を仰せ付けないと、複雑で専門性に富んだ勘定奉行所の御用は処理しきれなかったから」<sup>(10)</sup>、「普請役の御用は職名を超えたものとな」<sup>(11)</sup>っていったとされる。多彩な人材の輩出は、普請役が取り扱う業務の多様性を示している。

しかし、ここでは、職務の拡大という点ではなく、本務においてその専門性が果たしてどの程度のものだったのかについて注目したいのである。普請役を「今日いうところの土木技師」、「当時の日本で最高の土木技術者」<sup>(9)</sup>であったとする見方がある。一方、「普請役は、府内役宅、橋梁の营造、代官所の営築等を勘検し、四川の修水、領内灌漑用水の事を査察す<sup>(10)</sup>」と説明されているように、「勘検」「査察」が仕事であったという解釈もある。つまり、自らが設計・施工を行うというよりも、農民に

よるそれを管理・監督したということであろう。

治水を本務としない作事方の幕府役人が享保期に大井川の普請を担当したという事例<sup>(11)</sup>は、少なくともその頃にはまだ普請役の立場が専門職としては未確立だったことを示しているのかもしれないが、時期による差異ではなくその後も同様な状況が続いたとも考えられる。

同じく地方で民政に携わる幕府代官の手代をつとめた宮内公美は、「水防は、時々水害を請けた所の功者なものが上手であります。官員などには容易に差図はできぬものです」、「官員・警官などは、人足の働かぬことを警める位にて、差図などはできぬ事と思えます<sup>(13)</sup>」と経験談を語っており、自分たち官吏よりも地元農民の中の巧者のほうがよほど治水技術を心得ていたという証言になっている。土木治水技術は「支配層の手許でのみ発達し、また保持されてきたものではなかった」<sup>(14)</sup>のであり、むしろ「村々の「地方巧者」たちによって生み出され、駆使されていた面が大きい<sup>(14)</sup>」ともいえるのである。

常陸国の農民の子であった問宮林蔵は、少年時代、郷里で行われていた堰の修築について卓抜した意見を述べたことが仕事を担当していた幕府普請役を驚かせ、江戸へ出るきっかけをつかんだのだという<sup>(15)</sup>。このエピソードは、普請役が農民よりも劣っていたことを示しているのか、それとも林蔵の非凡な才能を見抜く力を持っていたことを示すのか、どちらとも言いきれない。

果たして普請役は技術者としての実力を有していたのだろうか。彼らの真の姿とはいかなるものだったのか。たぶん、全否定も全肯定もできない。勘定所に属している点から多くは算盤・会計・計算には強かったであろうが、全員が治水の理論や技術、つまり今日いうところの河川工学を学んだ技術者であったとは言えないであろう。普請役には技術者の性格を持った者とそうではない者とが混在していたのではないかと、というのが結論である。技術者としての性格を証明するのが以下の諸例で

ある。

天保期に遠江国の仿僧川の治水工事を行った犬塚祐一郎という普請役は、「農業土木に付いては、天稟の才能を持った技術者」であり、「従来の築堤に依る一方的な治水方式を改めて、新規に排、分水に重点を置いた工事を施す事が、最も効果的であると英断した<sup>(16)</sup>」とされ、自ら治水技術を駆使したという人物像が伝承されている。また、安政地震後の富士川堤防の修理を担当した幕臣たちに感謝の意を示すべく地元に建立された不尽河修堤碑（富士市松岡の水神社に現存）には、漢文で碑文が彫られているが、勘定奉行が「計曹長」、勘定が「計吏」とされたのに対し、普請役のことは「工吏」という唐名で表現されており、字義通りに解釈すれば普請役は技術者とみなされていたと思われる<sup>(17)</sup>。

史料17として掲げた、明治三年（一八七〇）に起草された「治大井水成功記」という大井川治水記念の文章草稿によれば、静岡藩水利路程掛那方並内田惣五郎は、佐藤陸三郎という人物に治水を学んだと記されている。この佐藤とは、幕府普請役佐藤陸三郎（陸三郎）のことであり、先に触れた安政期の富士川堤防修理の記念碑に「工吏佐藤嘉長」と記された者と同一人物であると思われる<sup>(18)</sup>。天保期には信州埴科郡で千曲川治水のため常山堤を築造したり<sup>(19)</sup>、弘化期には善光寺地震の被害状況を報告書にまとめるなど、各地で足跡を残した高い技術をもった普請役だったらしい。つまり、佐藤と内田との関係は、治水技術が普請役の間で先輩から後輩へと伝授されたことを示している。この点からも、彼らが単なる事務官ではなく、技術者であったことは間違いないだろう。ただし、その治水技術が俗に言われる甲州流、関東流（伊奈流）、紀州流といった流派を意味するものだったのかどうかはわからない。

彼らが学び伝えた具体的な技術を文字で書き表したものとしては、幕府普請役から維新後は明治政府の土木官僚になった高津儀一（儀一郎）が、「旧幕府ヨリ伝リタル土木普請方ノ大概」を前提に、新たに取り入

れられた「和蘭工法」を加味して編纂・解説した『土木工要録』（一八八一年刊、内務省土木局）という書籍がある。<sup>(20)</sup> 高津本人が、自ら技術書をまとめる力量を有した技術者であったことは疑いようもない。

高津儀一の旧幕時代の履歴書<sup>(21)</sup>には、祖父は御普請役、父は御普請役元メだったこと、本人は天保八年（一八三七）に見習を拜命して以来普請役をつとめたことなどが記されており、父祖代々の普請役であったことが判明する。他にも数代にわたって普請役をつとめた家として、田村三右衛門義照―伊右衛門義方―伊八郎義智、井上貫流左衛門―廉<sup>(22)</sup>、有坂勝三郎―理十郎―銚吉<sup>(24)</sup>など、目にとまった個別事例は少なくない。各年次に刊行された幕府勘定所の職員名簿たる『会計便覧』を見ると、そこに掲載された普請役たちには同姓の者が少なくなく、世襲で職務を継続する例が少なくなかったことが推測される。技術を教える専門の学校も存在しない当時、親子あるいは同僚、先輩・後輩間で教育が行われることが通常であり、治水に関する知識・技能も世襲されていたのである。幕臣としての二宮尊徳（金次郎）とその子尊行（弥太郎）もともに普請役をつとめており、明らかに父から息子へと知識・技術が伝承された例であろう。

一方で、普請役は勘定所の中では最下級の地位であり、出世を果たすことで、そこからの脱出をめざした人物や家も少なくなかった。普請役から身を起こし天明期に勘定吟味役にまで昇進した佐久間甚八は、紀州で河川水利の仕事に従事していた父が吉宗の將軍就任にともない江戸に出て幕臣となったという家に属した人だった。<sup>(25)</sup> 御家人から旗本へと駆け上がったのである。二宮尊徳のごとく、普請役は、場合によっては庶民が武士身分を獲得する最初の段階でもあり、さらなる身分上昇を果たす上でも踏み台として利用された側面もあった。その場合、職務に関する技術・知識の伝承は途絶えることになったのであろう。

## ② 明治新政府の治水担当への移行

維新後、明治新政府は幕府に代わる新たな全国政権として独自の治水行政を展開していく。政府の機構上では、会計官治河使（明治元年一月、二年七月廃止）↓民部官土木司（二年六月）↓民部省土木司（七月）↓工部省土木司（四年七月）↓工部省土木寮（八月）↓大蔵省土木寮（一月）↓内務省土木寮（七年一月）↓内務省土木局（一〇年一月）といった具合に治水担当の部局はめまぐるしく変わっていった。<sup>(26)</sup>

しかし、トップは別にして、そこに属した下僚たちの中には旧幕臣が多く残存していた。常習ともいえるべき水害は待たなしたに襲いかかってきた。政権交代による民政の中断は許されなかったためであり、中でも地域・民衆に密着して行政を遂行していた末端の吏僚たち全員の首をすげ替えることなどは不可能だったからである。

近世治水史研究の先学は、普請役加納久右衛門の由緒書の記載から、その子孫加納鉄三郎が明治四年（一八七一）時点で浦和県土木司に出任していたことを確認し、「普請役」は幕府が倒れたのち、新政府や府県の土木関係の業務に携わったであろうと推定されていた<sup>(27)</sup>が、そのことが裏付けられたとした。

同様の事例は多数存在したはずである。たとえば、先に登場した高津儀一は、早くも慶応四年八月には新政府の民政裁判所の官吏として、旧主である徳川家達（駿河府中藩）に対し富士川・安倍川・大井川の国役普請を認可する役割を果たしている。<sup>(28)</sup> 彼は幕府普請役から新政府の土木司権判事に転身し、その後も土木寮権大属、土木局五等属を歴任、維新をはさんで土木官僚であり続けたのである。普請役岡田信英（謙三郎）は、慶応四年六月民政裁判所御普請役として新政府に採用され、その後、一二月会計官租税司付属、二年八月民部省租税少令史といった経歴をた

どった。<sup>(29)</sup>

在地から見た場合、武蔵国の見沼代用水路の例では以下のごとくである。慶応四年四月に例年通り修繕箇所調査・設計等のため普請役五名が派遣されてきたものの、内乱状況の中、同月中には江戸へ引き揚げてしまった。困った村々では、新政府軍に担当者の派遣を嘆願したところ、民政裁判所普請役五名が送り込まれ、さらに営繕司附属四名が翌春の修繕工事の調査のため派遣されてきた。彼らの中には新政府に採用された旧幕府の普請役が少なからず含まれていたらしい。<sup>(30)</sup> 明治新政府の直轄県では、消極的だった幕府役人の姿勢とは打って変わり、当初は治水政策を強く推進しようとしたものの、明治三年（一八七〇）二月の民部省「堤防治水仮規則」を契機として財政支出を抑えようとする中央からの統制が強化されたこと、さらに対立する地域利害を無視したことへの民衆の反対運動などよって挫折を余儀なくされていったとされる。<sup>(31)</sup> このような変遷をたどった直轄県の治水政策において旧幕臣の元普請役たちがどのような立場をとったのかについてはわからないが、大きく見れば、戊辰の混乱に際しても人的連続性が上手く機能し、最低限の民政機能は維持されたのである。

東京や関東だけではない。大坂奉行所の川方や御普請方の経験者が、維新後、新政府の大坂裁判所・川方掛や大阪府・営繕方に配置されるなど、前職との連続性がみられた。<sup>(32)</sup> とはいえ、府に残った元与力・同心たちは「もはや微々たるものではあったが、その後も府政の一端を担いつづけた。彼らの主たる職務は（中略）土木掛など（中略）であったが、やはり彼らも府の上級職に任じられることはなかった」と<sup>(33)</sup>とされるように、あくまでも下級の地位に甘んじなければならなかった。

幕府から明治新政府への横すべりのな連続雇用が認められなかった例もある。先述した美濃郡代支配の堤方役の場合、明治元年二月「旧幕府郡代抱堤方十二人之者とも、御一新之折柄被相廢為御救助三人扶持

ツ、被下之 但居屋敷之分は、為御用被召上候事 辰十二月」という処置をとられ、その役務は廃止され、三人扶持だけは支給されたものの、住んでいた屋敷も召上げられ、農商の籍に編入された。ただし、一部の者は営繕方・筆生などとして笠松県の官員に採用されている。<sup>(34)</sup> 同時に、水防役を命じられ苗字帯刀を許されていた農民たちもその特権は剥奪された。

旧幕臣出身で明治政府に出仕した治水担当下僚たちは、行政機構の整備や近代的な土木技術の導入にとまない、やがて淘汰されていく運命にあった。「明治に移転された西欧技術のなかでも土木技術は、在来技術とのあいだの差はもつとも少ないものだった」と<sup>(35)</sup> といえ、多くの場合、彼らがそのまま長く仕事を続けていくのは無理であり、さらに住民に直接に接する権力の末端という立場にすぎなかったとしても、維新直後における再雇用は過渡的、臨時的なものにとどまったといえよう。幕府勘定所から大蔵省への人的移行について、「人的連続性は明瞭にみとめられる」ものの、「かれらの大部分は、政策立案に参加する可能性のある高位にはのぼら」<sup>(36)</sup> なかったとした見方は、普請役という技術官吏に限ってみても妥当である。

### ③ 静岡藩の水利路掛とその職員

維新後の旧幕府治水担当官吏たちの受け皿は、明治新政府だけではなかった。旧主徳川家に従って駿河に移住し、静岡藩士となった者たちの存在である。駿河国一円と遠江国・三河国の一部で七〇万石を与えられ成立した新生徳川家（駿河府中藩・静岡藩）にとって、領内を流れる富士川・安倍川・大井川・天竜川の四大河川の治水は大きな負担となった。明治元年、広大な直轄領を失った上、藩体制がまだ確立されない段階で、駿河府中藩は新政府に対し、一国一領の場合は除外されるべき国役

普請の適用を特例として求めた。その願いは一旦は認可されたものの、翌年には取り消され、独力で治水事業を進めざるをえなくなった。<sup>(37)</sup>そこで即戦力として役立つことになったのが、普請役をはじめとする、幕府時代勘定所において民政を担当した吏僚たちである。

成立当初の駿河府中藩の役人名簿である「駿府御役人附」や「御役名鑑」(明治二年正月木版で発行)によれば、旧幕府の勘定奉行や勘定所組織の後身と考えられる御勘定頭(二名)、郡奉行(一名)、御勘定頭並(一名)を上位に、その下部には郡方公事掛が置かれ、御勘定組頭(一名)、御勘定(三名)、同下役(二名)、同下役並(三名)がおり、さらに藩内を分担し管轄する地方役が一五箇所に各一名、それぞれの配下として添役・下役らが四五名ほど配置されていた。

そして明治二年(一八六九)二月になると、その中から水利路程掛という治水専門の担当部局が独立するのである。目付川上服次郎、運送方頭取佐々倉桐太郎・福岡久、新番組頭並松岡方、陸軍方高山湧之助(葛山悞輔の誤りか)・赤松則良の六名が水利路程掛に任命されたのは二月五日、「当春御普請見聞目論見」のため領内四大河川へ出張すべく駿府を発ったのが六日だった。<sup>(38)</sup>

二年一二月頃からは「水利郡政御役所」といった呼称が地方文書に現れ、また藩の側の書類にも「水利郡政掛」という記載が見られるが、三年(一八七〇)三月に木版で刊行された静岡藩の職員名簿『静岡御役人附』には水利路程掛の名称はそのまま掲載されているので、掛の名称が変わったというわけではなさそうである。三年(一八七〇)一月頃には「水利郡方御役所」といった呼び方が地方文書に記されるようになり、掛の名称自体が水利郡方掛に変わったようでもあるし、水利路程掛の名称が残ったようでもある。このあたりは何とも不明確である。農村部の民政全般を扱った郡政掛(郡政役所)は、三年閏一〇月郡方掛(郡方役所)と改称しているので、それと密接な関係にあった水利路程掛は、併

記・併称されたものか。あるいは役所の建物が共通だったのかもしれない。ただし、文書の宛名に記された際には、「水利」と「郡政」「郡方」は二行に分け、「水利」の書き出しは二行目の「郡」よりも高い位置に記されているので、同格の二つの役所を併記したというようには解釈できない。やはり、水利路程掛↓水利郡政掛↓水利郡方掛というように改称したと考えるべきか。ちなみに、作製され使用された公印は、当初から廃藩に至るまで「静岡水利路程局証章」が使用され続けた。

そもそも、『静岡御役人附』の記載のし方によれば、静岡藩の組織は、御重役方、藩庁掛(後に庶務掛と改称)、軍事掛、会計掛、郡政掛、水利路程掛、刑法掛、監正掛、学校(掛)、公用掛、藩政補翼、各所勤番役々、開業方、航運方、(静岡)病院、沼津病院、宮ヶ崎御住居附、同奥掛、紺屋町御住居附、開墾方、御剣術御師範、製塩方、十勝開業方という部局に分けられていた。また、同じ掛であっても、宿駅掛は郡政掛の下部組織として位置づけられたらしい。そのため、宿駅掛では、郡政掛と同じ郡方・郡方並・筆生といった職名を使用した。

ところがややこしいことに、独立した掛であるはずの水利路程掛の場合も、郡政掛と同じ郡方・郡方並・筆生という職名を使用しているのである。なぜこのような入り組んだしくみになったのかは不明であるが、もともと郡政掛も宿駅掛も水利路程掛も民政を担当する同一部門から派生したためではないかと思われる。

さて、水利路程掛(水利郡政・水利郡方掛を含む)の職員のうち、判明している限りを一覧にしたものが表1である。前歴欄を見るとわかるが、決して普請役をはじめとする勘定所の出身者ばかりから構成されたわけではなかった。前歴不明の者が少なくないが、『会計便覧』に名前が載っている旧幕府普請役の人名からは、それほど多くを拾えない。彼らは、従来からの職務を継続する関係で、駿河移住を選択せず新政府への出仕を選んだのかもしれない。

表1 静岡藩水利路程掛の人々

1/2

氏名	幕府時代	明治2年以前	明治3年時点 水利路程掛	明治4年10月時点 (水利郡方掛)	その後の履歴
川上綏之(服次郎)	奥右筆謙三郎養子, 昌平養生徒, 表右筆留物方	御目付, 郡政掛	権少参事	大属 27歳	東京府大属・九等出仕
佐々倉桐太郎	浦賀奉行所与力, 長崎海軍伝習所生徒, 軍艦操練所教授方出役, 軍艦役	海軍学校頭, 運送方頭取, 郡政掛	同	大属 42歳	海軍兵学寮兵学権頭
福岡久(久右衛門, 金吾)	天文方手付, 長崎海軍伝習所生徒, 軍艦操練所教授方出役, 軍艦役	海軍学校頭並, 運送方頭取, 郡政掛	同	水利郡方頭	大蔵省土木寮七等出仕, 内務省地理寮七等出仕
根立盧水(助七郎?)	上海派遣使節団随行, 勘定組頭?	郡政掛	同	権大属 60歳	
松岡万(古道)	鷹匠組頭の子, 浪士組取扱	精鋭隊取締, 新番組頭並	製塩方頭兼	大属順席 35歳	静岡県十等出仕, 東京府八等出仕, 東京警視庁大警視
上条俊方(元平, 元之助)	四川用水方普請役見習	勘定	郡方改役	権少属	静岡県権大属・租税掛, 大蔵省租税寮中属, 租税局四等属
大原直路(道蔵)		勘定格徒目付	同	権大属順席	浜松県権大属, 静岡県権大属・庶務掛
小池久以(於喜三郎)	普請役	勘定方, 大宮宿地方添役	同	権少属 38歳	浜松県十二等出仕, 太政官調査局二等属, 内閣会計局恩給課長
柴田直八郎		右筆雇	郡方		
高山良平(良之助)	大番組, 遊撃隊		同	水利郡方掛権少属 44歳	
小林昇(源之進・源之助・昂)	勘定方地方添役	蒲原最寄地方役添役	同	権少属	青森県中属, 長野県御用掛準判任
葛山精一郎(傍輔)		精鋭隊記録掛	同	水利郡方掛権少属 40歳	
内田富淑(惣五郎)	勘定吟味方下役	勘定下役元締	同並	権少属	静岡県史生, 権中属, 六等属
神山忠次郎	箱館奉行支配出役, 本丸御普請小屋場取締出役		同	権少属順席 31歳	
浜中義郎(義左衛門)	開成所調役並		同	権少属	静岡県等外一等・租税掛, 司法少解部, 宇都宮始審裁判所判事
依田守正(安三郎)	講武所奉行支配	江戸表差置・稽古人世話出役	同		山形県十五等出仕, 静岡県御用掛準判任・土木課
佐々木源次	徒目付	遠州横須賀勤番組	同	権少属順席	静岡県等外二等・租税掛, 新治県十四等出仕・土木係, 茨城県権少属・土木係
神山精三(精造)			同	権大属順席, 水利郡方掛准十五等 28歳	
小川金次	四川用水方普請役見習	勘定下役元ノ格	同	権少属順席	
今井卓示(宣徳)			同	権少属順席 35歳	
高原昌宣(鈴九郎)		勘定下役並元締格	同	権大属順席, 水利郡方掛准十五等 32歳	浜松県十五等出仕, 愛知県権中属, 茨城県十二等出仕・土木係, 七等属
中村昌雄(昌太夫か)	在方普請役か		同	権少属順席 30歳	
林沢三郎(鐸三郎)		勘定下役	同	権少属順席	
浅井新一郎			同	権少属順席	内務省御用掛準委任
伊藤小舟(一郎)		精鋭隊, 新番組	郡方並・松岡万手附・開墾方並記録掛・製塩方取締兼		静岡県十五等出仕・聴訟課, 岐阜県四等属, 福井県四等属
神谷恒次郎	表右筆		筆生	史生順席	
大橋鉄太郎			同		
市川孫十郎(孫之丞)	作事奉行支配下奉行		同	権大属順席, 水利郡方掛准十五等 50歳	静岡県仕丁・租税掛, 十四等出仕
佐藤忠活(忠次郎, 恕蔵)			同	史生 32歳(3年閏10月15日~5年1月27日)	東京府十二等出仕
小林録郎			同	史生 31歳	
長島信之			同	史生	
宮本恒太郎(恵之)	四川用水方普請役	勘定下役元ノ格	同	権少属順席	
佐藤素(素三郎)			同	史生 26歳	

氏名	幕府時代	明治2年以前	明治3年時点 水利路程掛	明治4年10月時点 (水利郡方掛)	その後の履歴
村田友次郎			同	史生	
丸島弦(夏六)	御持小筒組	江戸表世話取扱	同	史生, 水利郡方掛史生 43歳	千葉県十四等出仕, 茨城県史生, 九等属・土木係
白石十三郎			同	史生	
磯山広福(誠一郎)		海軍附調役並, 海軍四等学校役	同		愛知県史生, 熊谷県十三等出仕, 海軍省会計局雇, 千住製絨所属
山田吉五郎		海軍附調役, 海軍五等学校役	同	史生	
古川新九郎		海軍附調役, 海軍五等学校役, 町奉行局支配下役	同	史生 35歳	
黒川善次郎			同	史生 32歳	
田中兼次郎			松岡万手附出役		
金井敬教(貞次郎・禎次郎)	四川用水方普請役か	彰義隊会計係・咸臨丸降伏人	同		大蔵省租税局七等属
岸本操(経廣, 伴次郎)			同御雇	史生	
渡辺菊太郎			同		
喜多川正道(一太郎, 市太郎)			同	史生	静岡県十五等出仕
枝川昌三			同	史生, 水利郡方掛准十六等出仕 40歳	内務省勸業寮十四等出仕
篠原然五郎(熊五郎)			同	史生順席	
伊藤知期(音五郎)			同	史生順席 25歳	
倉橋政武(兼五郎)	勘定所詰御普請役, 横須賀製鉄所首長并医師取建物掛り	久能御取締支配定役	同	史生	新潟県十三等出仕・土木係, 同県少属, 茨城県六等属
葛山新太郎			同		
佐々木猶太郎(正規)	源次の子		同		
市川鏝一郎	孫十郎の子		同		静岡中学校一等助教諭, 浜松尋常中学校教諭
立野雅二			同		
加藤鍊太郎			同		
薬品槍太郎			同		
山口謙三			(筆生御雇・2年9月時点)		
小沢桂一郎			御役所番	史生順席	
大見篤三	駿府町奉行組同心		使役	使部	薪炭商
名取仙三郎			同	御役所詰	
佐々倉義道(松太郎)		(箱館戦争参加)		権大属次席見習	海軍兵学校十三等出仕, 内務省駅通局十等属
高木七太郎	御仕置例並御触書掛り			権少属	
鈴木孝次				権少属順席	
磯山左右橋				史生	
高林逸			(宿駅掛筆生)	史生	
荻野可孝(鍵太郎)	普請役捨次郎の子	勘定下役並		史生順席	浜松県十五等出仕・堤防掛, 福島県六等属
安井政五郎		海軍附調役並勤方, 海軍四等学校役		史生順席	
大沢源次郎				史生順席	
長谷川就作	吟味方下役当分助, 箱館奉行支配調役並出役	勘定並		水利郡方附属	
長谷川甚平				使部	
赤松則良(大三郎)	長崎海軍伝習所生徒	沼津兵学校一等教授方	(水利路程掛)		海軍中將, 男爵
高山湧之助		陸軍方	(水利路程掛)		

『静岡御役人附』をもとにその他史料・文献より作成

特に注目されるのは、幹部である権少参事に佐々倉桐太郎・福岡久ら、幕府海軍の元士官たちが名前を連ねている点である。当時は陸軍方として沼津兵学校一等教授になっていた赤松則良も海軍出身者である。また、精鋭隊の頭をつとめた剣客松岡万のごとく、一風変わった経歴の持ち主もいた。

水利路程掛は、当初の藩機構の中では御勘定や地方役とその配下などから選抜された者、その他の部局からの転任者・兼任者などから成っていたようだ。生粋の治水関係官吏・技術者が乏しくなってしまうた静岡藩では、各分野から人材を寄せ集め、幕府時代の勘定所や普請役に代わる機能を維持しようとしたのであろう。

ただし、水利路程掛はその場凌ぎのわか組織、単なる寄り合い所帯にとどまるのではなく、変革期にふさわしい高い理想をめざした形跡がある。それが表れているのが、先にも触れた幹部の海軍出身者たちである。佐々倉・福岡・赤松はみな長崎海軍伝習所に学んだ前歴を有し、オランダの海軍軍人を通じ近代的な科学技術をいち早く身に付けた存在であった。数学をはじめ科学技術に基礎を置いた軍事は、治水などの民政の技術とは決してかけ離れたものではなかった。果たして彼らの存在は、旧幕時代から長く普請役たちが担ってきた治水行政に何か変化をもたらしたのであろうか。洋学者ともいってよい彼らが、静岡藩において治水行政を担当したことの意義とその後の影響に関しては、⑤で改めて述べてみたい。

旧幕府海軍の人材利用法として、水利路程掛に先行する例としては、ヨーロッパに派遣された経験を持ち移住直前には軍艦役見習三等だった布施鉦吉郎が、明治元年九月明治天皇東幸の際、富士川に船橋を架設するための「船橋御掛り御役人」の一人に任命されたという事実もある<sup>(40)</sup>。また、静岡藩では、水利路程掛のみならず洋学者の行政部門への配置を行っている。津田真道が少参事・藩庁掛、西成度が権少参事・刑法掛、

前島密が開業方・物産掛といった具合であり、彼らの知識・技能を藩政の実務面で応用しようとしたと考えられる。

どう考えても土木技術とは縁遠い、尊王攘夷の志士であり、剣客であった松岡万が水利路程掛の幹部となっている点は不思議な気がするが、彼が期待されたのは、農民との交渉や地域間の利害対立の調整、紛争解決などの実行力だったらしい。現代でも公共工事にもなう土地買収や移転交渉などにおいて公務員が発揮する交渉能力は、技術者のそれとは全く違うものであるが、松岡の役割はそれに近かった。そのため、その工事が成功した場合や住民の利益に沿う結果が出た際には、地域の恩人として感謝され、崇拜の対象ともされるに至った<sup>(41)</sup>。

ところで、水利路程掛という名称である。治水を担当する部署として、水利はわかるが、路程とは何なのか。辞書の説明では文字通り、「路程」とはみちのり、行程、旅程、道、道路のことである。そうなると、水利路程掛は、水利行政に加え交通行政をもその任務としたのだろうか。その答えは否である。なぜなら、静岡藩には陸上交通の担当部署として宿駅掛があつたし、海上交通というよりも船舶を使用した運輸業務に関しては航運方があつた。

明治二年二月の明治天皇再幸の際、「瀬戸川仮橋之儀、中老衆へ相伺候処、右者水利路程掛へ申談二不及、田中奉行二而総而取扱候様被申聞候事<sup>(42)</sup>」という布達が出されており、橋梁の建設について水利路程掛は関与しなかったことがわかる。また、三年五月、大井川・安倍川に船・橋の設置を認めるとの民部省達が出された際には、静岡藩権大参事から藩庁掛・郡政掛・会計掛・監正掛・水利路程掛へ通達されており<sup>(43)</sup>、決して水利路程掛だけの専管事項ではなかったことがうかがえる。明治四年三月に島田郡役所が布達した大井川通船後規則には、船や筏が「御普請所」を破損した際には、乗組員を留置し、船主や荷主を糾問し、「水利御役所」の検分を受け、その指示により賠償金を支払うことが盛り込ま

れている<sup>(44)</sup>。つまり、水利路程掛（水利郡方掛）はあくまで堤防工事箇所を管轄しているだけであり、大井川の水上交通の取り締まりについては島田郡方役所の権限だったのである。

以下に掲げる史料も同様である。

水利路程掛衆

開墾方之頭

其御持場内大井川筋江開墾方炭薪其外為運送川船式艘別紙雛形之通船印相立通行為致度御差支之儀等無之哉此段及御掛合候否早々御申聞有之候様致度候

庚午十二月<sup>(45)</sup>

すなわち、開墾方之頭が、薪炭運送のための川船を運行させることについて、大井川筋に「御持場」すなわち工事現場を持つ水利路程掛に対し、普請に対する差し支えの有無を問い合わせたものであり、あくまで運送そのものについての許諾を求めたものではなかった。

唯一、三河国渥美郡大岩村・二川宿の普請関係文書の中に、東海道往還の置砂利について記したものがあつた（豊橋市二川宿本陣資料館保管・明治二年一〇月「往還置砂利御普請出来形書上帳」、同年同月「土橋并荒道御普請書上帳」。これについては史料12・13として翻刻も掲載しておいたが、宛名は単に「郡方御役人中様」となっているものの、名前が記された浜中義郎・磯山左右橋という役人は水利郡方掛の藩士であり、また「□政□利□程□章」という割印が押されていることから、間違いなく同掛が担当した仕事であつたことを示している。「路程」を単に道路のことであると解釈すれば、その業務には道路工事が含まれていたのであり、この例は掛の名称と整合性がある。しかし、なぜか同様の文書は駿河・遠江の領内では発見されておらず、圧倒的に稀な例である。

結局、水利路程掛から「路程」がとれて、すぐに「水利郡政掛」と改称したのは、当初から道路関係の業務があまり含まれていなかったからなのだろう。名と実が一致していなかったのである。

水路路程掛が交通・運輸行政とは無関係であるとわかったが、実はそれ以上にわかりにくいのは郡政掛（郡方掛）との役割分担である。地元農民と移住士族との間で争議が惹起された池の埋め立てをとまなう開墾事件について記された文書には、「新田開墾杯（之儀）ハ水利路程之御役筋（二）て被成候事ニて郡政ニ而は懸り違之事ゆへ」とある。すなわち、新田開発に関する業務は、郡政掛ではなく水利路程掛に属するというのである。逆ではないかと疑いたくなるが、用水・灌漑工事をともなう新田開発は、水利路程掛が担当したものと理解したい。

なお、明治四年浜松で藩士井上八郎（延陵）が通船のための堀留運河開削を計画した一件について記された文献には、「（前略）藩庁果して命あり曰く速に出庁せよと（中略）井上氏今回の疎水工事未だ上裁を経す恣ま、に独断の挙に出つ（中略）凡そ地理に變を生ずるあれば是を理するは水利課に於てす是れ此の職の設けある所以なり（後略）」と記されている。「水利課」すなわち水利郡方掛は地理に変更を加えることについて管轄する部局であると説明されており、これについては納得できる。

工事の可否についての窓口は郡政（郡方）掛、認可された工事の実施については水利路程掛（水利郡方掛）という分担だったと考えたいところである。しかし、両者の業務分担が不明確な点は、普請関係の文書にも表れている。農民の側から提出された用水や堤防に関する嘆願、普請出来形帳、仕様帳などには、郡政役所（郡方役所）宛のものが水利路程掛（水利郡方掛）宛のものと混在して見られるのである。それは、藩体制発足まもない明治二年段階のみならず、三年になつても同様である<sup>(48)</sup>。分業を理解していなかった領民の側の混乱を示しているのか、それとも双方にまたがるものとしてあえて二つの掛への提出を求められたのか。理解に苦しむところであるが、民政・農政全般と治水行政とは切り離せない側面が大きく、文書の作成・残存状況にもそれが反映されたものと推測する。

史料3として翻刻した明治二年五月の中泉奉行所の布達は、小規模河川の場合、「小破」の時は村方による自普請とし、「大破」の時は水利路程掛と相談の上、見分を願ひ出るようにとの趣旨であり、それを奉行所（郡政役所の前身）が通達しているという点から、水利路程掛が関与するほどではない規模の小さな普請は奉行所が管轄するという意味にも解積できる。つまり、工事の大小によつての業務区分である。

一方、史料23として翻刻した明治三年八月二三日付沼津郡政役所布達と史料22として翻刻した明治三年八月の中泉郡政役所布達は、来年春季の定式御普請を希望する村は箇所附帳を九月一五日までに提出せよとの内容であるが、提出先は、沼津最寄りの村々は沼津郡政役所、富士川通りの村々は松岡村水利出張役所、中泉最寄りの村々の場合は中泉郡政役所、天竜川通の中野町村水利出張役所の最寄り村々の場合は同役所であると指定しており、郡政役所と水利郡方役所の分担は、規模の大小や業務内容によるものでなく、地域による区分となっている。四大河川の近くなど、水利路程（郡方）掛やその出張所が置かれた地域と、そうでない地域との違いと考えるべきか。必ずしもそうとは言い切れないようでもあり、現段階で断定は難しい。

災害史研究の観点からは、土木工事以外の分野で災害対応を行った部局についても気になるが、もちろんそれは水利路程掛ではなかった。明治二年五月、中泉奉行前島密は救院という施設を設置すべく、「告諭の大意」を公布したが、その中には「夫鰥寡孤独廢疾の者を救うは、仁の大術、人の最も勉む可き所、（中略）去年水害最も甚しく、触目都て慘然たり。然れども新封極疲の官庫にして、祖宗已来の住家すら各菜色あるの日なれば、是を救ふに術を失せり」という一文があった。救院は、水害被災者などを主たる対象として考えていたのである。また、たとえば、「水害御救助御貸附請取」（明治三年二月七日、浜松詰郡方掛秋葉・渡辺権少属↓下堀村納人竹山初吉）、「御貸附夫喰俵借証文」（明治三年

六月、駿東郡柴怒田村名主小平外↓常平倉御役所<sup>(51)</sup>）といったような、被災し困窮する領民が救助を求める願書などは各地に多数残されているが、いずれもその窓口となっている役所は、郡政役所（郡方役所）や常平倉などである。

ところで、同時期の明治初年、どの藩にも治水を担当した部署は存在したはずであるが、静岡藩の水利路程掛のように、部局として独立し、同様の名称を付与された例は他にもあったであろうか。仙台藩には、農部寮の下に水士司が置かれていた<sup>(52)</sup>。福井藩には、民政局があり、その職掌は「人民ヲ撫育シ商ヲ通シ農ヲ勸メ賦役ヲ督シ及戸籍社寺駅通水利輪獄聽訴ノ庶事ヲ総判スルヲ掌ル」とされた。広島藩には、知郡局があり、「郡中寺社 大水 督 各郡治民 収租 水陸運輸 駅道 徭役 墾田 拓地等之事を督す」とされていた。弘前藩の場合、民政局の中に庶務掛があり、その職務は「供給藩内雑用而所兼課者四、曰駅通、曰堤防、曰橋道、曰社寺」とされていた。米沢藩では、民政所の中に土木局が置かれていた<sup>(56)</sup>。明治三年時点、高崎藩には山水司という役職があり、その配下には水工司下僚、水工司小吏が置かれていた。金沢藩では明治三年閏一〇月、それまでの営修・堤防の二つの掛を統合して土木掛を設置し<sup>(58)</sup>、多くは、民政全般を扱う部署に含まれていたようだ。内実は不明ながら、仙台藩の水士司、高崎藩の山水司（水工司）、金沢藩の堤防掛だけが単独の名称を持っており、静岡藩のそれにもっとも似ているように思う。

#### ④ 水利路程掛の活動

表2は、静岡藩領内に残された水利路程掛（水利郡方掛）に関わる地方文書を各地の博物館・図書館所蔵の実物、あるいは自治体史やその編纂過程で作成された資料目録に収録された中からできる限り収集し、一

覧表にしたものである。また、史料2以下の多くは、その中から一部の文書についてサンプルとして翻刻したものである。さらに、表3は、『明治初期静岡県史料』に掲載された、静岡藩時代に実施された駿河国分の堤防・橋梁・用水工事を一覧にしたものである。同書には掲載されなかった遠江国・三河国分、さらにはもっと小規模なものを含めれば、これに数倍する普請が行われたものと推測される。

なお、郡政掛や水利路程掛が成立する前の、明治元年から二年初頭にかけての段階では、治水関係の諸書類が民政全般を担当した各所の奉行宛に提出されているのは当然であるが、その後の時期でも、郡政役所（郡方役所）宛に書類が提出されていることが少なくない。しかし、表2では、それらは除外し、あくまで水利路程掛の名称が表れるものだけに絞った。

領民が自ら行う自普請は別にして、領主による「御普請」、すなわち毎年二回、春と秋に実施される「定式御普請」、それ以外の緊急対応としての「急場（破）御普請」が実施されたのは、近世の治水工事のあり方と変わらない。そのため、村々で作成され名主の家などに残された地方文書は、春秋の定式御普請の目論見帳、出来形帳、箇所附帳、仕様帳、諸色入用書上帳といった、工事を進める中で必須とされた一連の書類、あるいはその都度の必要性から作成・提出された願書や請書などである。特に工事完了報告書ともいうべき出来形帳が多く残存しており、その末尾に検査官としての水利路程掛職員の氏名が列記・押印されるという書式は、旧幕時代の普請役のそれと変わらない。書類そのものに関しても、旧幕時代のもの、さらには廃藩後のものと一綴りにして保存されている例もある。河川の堤防以外には、用水路、潮除土手、湊、橋、洲浚などに関わるものもある。先述した通り、数少ない例では往還の置砂利もあった。維持管理や廻村のこと、用水をめぐる紛争に関するものなど、工事には直接関係しない内容の文書もある。

表2の年次別内訳は、明治元年が一点、二年が三六点、三年が八三点、

四年が九〇点、五年が六点、六年が二年、年不明が四点である。月毎では明治四年一二月の文書が三二点と非常に多いが、廃藩直後のその時期、あえて工事を集中的に実施したのであるうか。三年八月も一四点と一つのピークをなしているが、これは同年七月一八日の暴風雨による被害を受けての「急破御普請」の増加によるものである。ただし、あくまでも表2はたまたま収集できた限りでのデータである。

工事関係の書類に記されている内容からは、蛇籠、志戸簀、大聖牛、中聖、沈杵、籠朶、杭出、牛杵、杭箒、笈午、大川倉牛といった工作物を使用した治水工法が見て取れる。いずれもその材料は、石、木、竹、縄などであり、近世のそれと全く変わらない。機械の使用はもちろん、材料にコンクリートや鋼材が使用されるようになるのは、まだはるか後のことである。近世の治水技術は、享保期にまとめられた定法書によって完成されたものの、法令や財政による制約下、技術面での発達はほとんどみられなかったというが、その状況は幕末・維新时期にも続いていたのである。

当然ながら、広い領内に多数の普請場所を抱えているため、水利路程掛の職員たちは分担し、それぞれの担当地へ出張して業務を行った。たとえば、天竜川通ならびに内郷での明治三年春の普請では、「惣掛り」が権少参事根立蘆水と郡方改役小池於喜三郎、天竜川通掛りとして、中野町最寄が高山良平・小林録郎、掛塚最寄が林鐸三郎、中瀬最寄が金井禎次郎、駒場最寄が枝川昌三、掛下最寄が佐々木源次、「内郷掛り」として、遠三掛りが浜中義郎、遠駿掛りが内田惣五郎・神谷恒次郎・伊藤吉五郎・喜多川市太郎・渡辺兼太郎といった具合に割り当てが定められた。<sup>(6)</sup>「惣掛り」は総責任者のことであろう。中野町・掛塚等は天竜川沿いの要地であり、内郷とは川附村（川に隣接する村々）ではない村々のことである。「遠三掛り」「遠駿掛り」は、遠江だけでなく、三河・駿河と兼任だったことを表しているであろう。内郷については、静岡藩の

表2 静岡藩の水利路程掛・水利郡方掛に関わる地方文書一覧

1/9

番号	表題	年代	差出人	受取人	所属史料群・出典
1	乍恐以書付奉願上候(助郷輕減願ノ下書)	明治元年2月1日(?)	宿村貳拾五ヶ村役人	水利路程御掛り御役人	竹下八木家文書(『金谷町所在文書目録』第3集所収)
2	四大河川見分に付水利路程掛達	巳年2月(明治2年2月5日)	御目付川上服二郎(他5名)	各川奉行衆	静岡市蔵「御触留 拾六番」(『静岡県史資料編16近現代一』所収)
3	(水利路程掛に川用水普請願いがある場合は15日までに当役所まで差し出すべしとの達)	(明治2年)2月			「明治二己巳年正月吉日 御用留」(個人蔵・遠江国豊田郡友永村西尾家文書)
4	(天竜川筋を水利路程掛りが見分す)	(明治2年4月)	水利路程掛手附小林録郎印	天竜川通廻村先々役人中	天竜市溝口幸保家文書「御布令 八」(『豊田町誌 資料集VI 近現代編上巻』所収、『静岡県史資料編16近現代一』所収)
5	(小川の分小破の節は向後村方自普請・大破の節は水利路程掛と打合につき達)	巳年5月6日	中泉奉行所御印	右村々役人	「明治二巳年三月 二番 御用留」(個人蔵・遠江国豊田郡友永村西尾家文書)
6	当巳春定式御普請出来形帳	明治2年5月	(与一右衛門新田)名主与一右衛門(他2名)	水利郡政御役所	駿河国安倍郡与一右衛門新田文書(慶応義塾大学文学部古文書室所蔵)
7	明治二年巳天竜川通堤川除仕越御普請出来形帳	明治2年5月	沓貫地村名主(他2人)	水利路程掛役人	大箸和夫家文書(『豊岡村所在文書目録』第4集所収)
8	(天竜川通七蔵新田・池田村立合当巳春堤川除普請出来形帳前欠)	明治2年5月	福知左太郎支配所遠州豊田郡七蔵新田百姓代善蔵他6名	水利路程掛役人(浜中義左衛門他4名)	大橋正隆家文書(『静岡県磐田市田豊田町郷土資料目録』第4集所収)
9	天竜川通当巳春御普請出来形帳	明治2年5月	平間村名主桂次郎他3名	水利路程掛役人	平岡自治会文書(『静岡県磐田市竜洋地域所在文書目録』第3集所収)
10	(堤御普請出来形帳)	巳年5月	福地左太郎支配所遠江国豊田郡七蔵新田百姓代善蔵○(他)	水利路程御掛御役人中様	「大橋家古文書目録」(豊田村郷土を研究する会他)所収
11	安倍川普請に付水利役所へ出頭の旨達	巳年6月23日	水利路程掛	弥勒町名主宮崎五郎左衛門・中島村名主与五左衛門	静岡市蔵「御触留 拾六番」(『静岡県史資料編16近現代一』所収)
12	御普請規定書(吉原湊付組合34ヶ村)	明治2年6月	林又三郎様西吉十郎様御支配所富士郡田島村中川原村名主縫之助(印)外33ヶ村村役人	水利路程御掛り御役人衆中	富士市大野新田長橋家文書(静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集資料)
13	大井川通当村地内当巳春御普請出来形帳	明治2年6月	道悦島村名主藤蔵◎(他2名)	水利路程御掛り御役人中様	静岡県立中央図書館所蔵・志太郡道悦島村塚本家文書「大井川通当村地内御普請出来形帳」所収(静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集資料)
14	上納金取調書(大井川通御普請金のうち水縁水下村々冥加)	明治2年6月	郡中惣代島田宿名主孫兵衛・同野田村庄屋才次	水利御掛り御役人中	島田市八木家文書(『島田市史』中巻所収)
15	安倍川増水に付水利路程掛手付達	(明治2年)7月13日	水利路程掛手付小川合次・神谷恒次郎・神山陰之丞	安西外新田・弥勒町・安倍村・中野新田・中島村右村々役人中	静岡市蔵「御触留 拾七番」(『静岡県史資料編16近現代一』所収)
16	安倍川筋堤防重立取扱に任命の旨達	巳年7月27日	宮崎五郎左衛門・萩原鶴夫	安倍川新田始メ向敷地村迄下川通八ヶ村	静岡市蔵「御触留 拾七番」(『静岡県史資料編16近現代一』所収)
17	駿州富士郡松岡村当巳春堤川除御普請出来形書上帳	明治2年8月	駿州富士郡松岡村名主佳平◎(他3名)	水利路程御掛御役人中様	富士市立博物館所蔵・島崎家文書
18	乍恐以書付奉願上候(隣村高島村前川除境を近來丈夫に築立した結果川尻村百姓のかつての土地で川床になっていた部分が洲となった。ここに新たに堤800間を築立すれば反別40町余り開発可能となる)	明治2年8月	大井川西側通川尻村名主惣兵衛・組頭隆右衛門・同三左衛門・同惣治郎・百姓代佐平・小前惣代惣四郎	水利路程御掛御役人中様	川尻久保田文造家文書(島田市史編さん委員会事務局複写)
19	奉差上御請書之事(天竜川通上組勾坂上村他6村堤川除自普請手当金)	巳年8月	川通村々水防惣代上万能村与頭峰蔵他1名	水利□□掛役人	大橋正隆家文書(『静岡県磐田市田豊田町郷土資料目録』第4集所収)
20	御用状写(堤御築立御普請所への菱牛代金受取等につき達)	明治2年9月23日	永島村出張水利路程掛印	横山村青山善一郎方	東京農業大学図書館所蔵・青山家文書「御用留」(『天竜市史 史料編六』所収)
21	当巳秋水防御普請出来形帳	明治2年9月	駿州志太郡道悦島村名主藤蔵◎(他2名)	水利路程御掛り御役人中様	静岡県立中央図書館所蔵・志太郡道悦島村塚本家文書(静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集資料)
22	当巳秋水防御普請出来形帳	明治2年9月	牛尾村名主延平◎(他2名)	水利路程御掛り御役人中様	五和村文書(『静岡県立中央図書館所蔵古文書目録』所収)
23	(中后行啓につき往還通り橋修覆仕様の覚書)	巳年9月29日	取締喜発郎・名主治五平・同い平	御領主様御掛り御役人浜中義郎様	「新居町史 第七巻 近世資料三 新居町方記録」所収
24	(今井草爾・官木恒太郎様静岡御用物両掛荷大谷村より請取・下川会村へ順達)	(明治2年10月14日)			「明治二巳年九月 四番 御用留」(個人蔵・遠江国豊田郡友永村西尾家文書)

番号	表題	年代	差出人	受取人	所属史料群・出典
25	乍恐以書付奉願上候(普請所お下げ金5ヶ年取調べ差出せとのことだが当村には普請場所はない)	明治2年10月27日	神座村組頭勝次	水利路程御役所	神座横田川稔家文書(鳥田市史編さん委員会事務局複写)
26	川除御普請御入用書上帳	明治2年10月	(駿州志太郡野田村)名主才次(他)	郡政御掛水利路跡御役所	駿河国志太郡野田村宗家文書(慶応義塾大学文学部古文書室所蔵)
27	太田川通堤御普請箇所附書上帳	明治2年10月	牛飼村組頭逸平外2人	郡政方水利御掛り御役人中	牛飼区有文書(『森町所在古文書目録』第4集所収)
28	土橋并荒道御普請書上帳	明治2年10月	三州渥美郡大岩町百姓代新六 <sup>㊟</sup> ・組頭十蔵 <sup>㊟</sup> ・名主新吉郎 <sup>㊟</sup>	静岡郡方御役人中様	大岩区有文書(豊橋市二川宿本陣資料館保管)
29	往還置砂利御普請出来形書上帳	明治2年10月	二川宿百姓代直一郎 <sup>㊟</sup> ・組頭五平 <sup>㊟</sup> ・名主彦十郎 <sup>㊟</sup>	郡方御役人中様	大岩区有文書(豊橋市二川宿本陣資料館保管)
30	乍恐以書付奉願候(水防役のため助郷免除の件)	明治2年11月	宿村式拾五ヶ村役人連印	水利路程御掛り御役人中	番生寺鷺山家文書(『金谷町所在文書目録』第2集所収)
31	聖牛諸色入用書上帳	明治2年11月	周智郡森町村庄屋勘一郎外1人	水利路程御掛御役人衆中	山中真喜夫家文書(『森町所在古文書目録』第9集所収)
32	川除聖牛諸色書上ヶ帳	明治2年11月	周智郡森町村庄屋勘一郎外1人	水利御掛御役人中	山中真喜夫家文書(『森町所在古文書目録』第9集所収)
33	聖牛志組 右入用	明治2年11月	森町村庄屋勘一郎外1人	水利路程御掛御役人衆中	山中真喜夫家文書(『森町所在古文書目録』第9集所収)
34	水利様入用廻文	(明治2)12.11	森町年番勘一郎	草ヶ谷村外18ヶ村村々御役人衆中	山中真喜夫家文書(『森町所在古文書目録』第9集所収)
35	(池田村名主弥平等を天竜川筋水防重立取扱に任命する郡政役所よりの達書)	已12月27日	水利郡政御役所	掛塚村名主四郎(他4村名主)	龍山村青山大須計家文書「慶応二年寅霜月吉日御用留」(『豊田町誌 資料集VI 近現代編 上巻』所載、『静岡県史資料編16 近現代一』所載)
36	明治二年分駿遠二州治水費取調書	已12月	水利郡政掛(川村服二郎・佐々倉桐太郎・福岡久・根立芦水・松岡万)		徳川宗家文書「諸書付留」(『静岡県史資料編16 近現代一』所載)
37	(瀬戸川通堤川除当已春御普請出来形帳)	明治2年12月	駿州益津郡平島村百姓代太次兵衛・組頭新三郎・名主平五郎	静岡水利郡政御役所	平島区有文書(藤枝市郷土博物館所蔵)
38	乍恐以書附ヲ奉願上候(南浜手大堤破損につき修葺の願書)	明治3年正月18日	名主喜十郎・い平・五市郎	静岡郡方御役所浜中義郎様・宮本徳太郎様	『新居町史 第七巻 近世資料三 新居町方記録』所収
39	乍恐以書附を奉願上候(新居大川筋の開発につき堤普請の願書)	明治3年正月	新居町名主い平・喜十郎(他3村庄屋・組頭)	静岡郡方御役所浜中義郎様	『新居町史 第七巻 近世資料三 新居町方記録』所収
40	去已夏遠州周知郡草ヶ谷村太田川通り堤川除御普請出来形帳	明治3年2月19日	草ヶ谷村清平外2名	水利郡政御役所	小沢弥一家文書(『森町所在古文書目録』第2集所収)
41	堤川除御普請出来形帳(写)	明治3年2月19日・3月11日	草ヶ谷村清平外2名、草ヶ谷村五郎作外2名	水利郡方御役所	小沢弥一家文書(『森町所在古文書目録』第2集所収)
42	天竜川定普請所取建に付高割額通達(中野町に水利様方御定普請所取建につき)	(明治3年)2月21日	名主源三郎		龍山村大嶺青山大須計家文書「御用留」(『静岡県史資料編16 近現代一』所載)
43	(水利路程掛・製塩方之頭松岡万附属鈴木勇造先触一通送達記録)	明治3年2月			『横須賀惣庄覚帳』第三十九冊(掛川市教育委員会所蔵)
44	去ル已秋遠州豊田郡深見村地内太田川通堤御普請出来形帳	明治3年2月	百姓代宇吉外2	水利郡政御役所	深見戸長役場文書(『袋井市郷土史料目録』第4集所収)
45	去已夏遠州豊田郡敷地川通堤御普請出来形帳	明治3年2月	敷地村西組名主(他1人)	水利郡政御役所	乗松忠亨家文書(『豊岡村所在文書目録』第4集所収)
46	去已秋遠州周智郡森町村地内太田川通堤御普請出来形帳	明治3年2月	森町村名主勘一郎外2人	水利郡政御役所	山中真喜夫家文書(『森町所在古文書目録』第9集所収)
47	去已秋遠州周智郡森町村地内太田川通堤川除御普請出来形帳	明治3年2月	森町村名主勘一郎外2人	水利郡政御役所	山中真喜夫家文書(『森町所在古文書目録』第9集所収)
48	去已夏秋遠州豊田郡牛飼村地内太田川通り堤川除御普請出来形帳	明治3年2月	牛飼村組頭逸平外2人	水利郡政御役所	牛飼区有文書(『森町所在古文書目録』第4集所収)
49	去已夏秋遠州豊田郡牛飼村地内太田川通り堤川除御普請出来形帳	明治3年2月	牛飼村組頭逸平外2人	水利郡政御役所	牛飼区有文書(『森町所在古文書目録』第4集所収)
50	乍恐以書附奉願上候(中屋敷前の汐端通りを開発する願書)	明治3年2月	遠州敷知郡橋本村組頭八百吉・庄屋左次郎・内山村組頭太次郎・庄屋平五郎・新居宿名主五市郎・同次五平・同猶太郎	浜松郡政御役所様(水利路程掛り、此書面浜中義郎様より静岡へまいる)	『新居町史 第七巻 近世資料三 新居町方記録』所収

番号	表 題	年 代	差 出 人	受 取 人	所属史料群・出典
51	乍恐書附を以奉願上候(弁天東の白洲浜を開発し歙下年季とする願書)	明治3年2月	敷知郡新居宿名主五市郎・同次五平・同猶太郎	浜松郡政御役所様(水利路程掛り、此書面浜中義郎様より即刻静岡へまいる)	『新居町史 第七巻 近世資料三 新居町方記録』所収
52	乍恐以書附奉願上候(南浜手の大堤破損につき修復の願書)	明治3年2月	敷知郡新居宿名主五市郎・同次五平・同猶太郎	静岡御役所様 御取次 浜中義郎様・同宮本常太郎様	『新居町史 第七巻 近世資料三 新居町方記録』所収
53	堤川除御普請出来形帳	明治3年3月11日	草ヶ谷村五郎作外2名	水利郡方御役所	小沢弥一家文書(『森町所在古文書目録』第2集所収)
54	水縁村々親高水防高助郷高取調書上帳 島田宿外八ヶ村書加へ認直シ本書ハ水利御役所へ差上ル	明治3年3月	天野孫六控(附属碓井豹太郎 <sup>㊟</sup> )	(水利郡政御役所)	『島田市史資料』第五巻所収
55	大井川東側通当村地内当午春堤川除御普請出来形帳	明治3年3月	駿州志太郡道悦島村百姓代藤四郎 <sup>㊟</sup> ・組頭儀三郎 <sup>㊟</sup> ・名主藤蔵 <sup>㊟</sup>	水利郡政御役人中様	静岡県立中央図書館所蔵・志太郡道悦島村塚本家文書「大井川通当村地内御普請出来形帳」所収(静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集資料)
56	大井川通当午春堤川除御普請出来形帳	明治3年3月	遠州榛原郡牛尾村名主延平 <sup>㊟</sup> (他2名)	水利郡政御役人中様	五和村文書(『静岡県立中央図書館所蔵古文書目録』所収)
57	御普請所仕様取調書上帳	明治3年3月	大谷村百姓代儀平外3	水利掛役人中	大谷自治会文書(『袋井市郷土史料目録』第2集所収)
58	太田川通御普請目論帳	明治3年3月	会所三郎平	水利郡政内田惣五郎外1	深見戸長役場文書(『袋井市郷土史料目録』第4集所収)
59	太田川通御普請箇所附書上帳	明治3年3月	豊田郡牛飼村組頭逸平外2人	郡政方水利御掛り御役人中	牛飼区有文書(『森町所在古文書目録』第4集所収)
60	乍恐以書付奉願上候(太田川通西縁堤普請入用金)	明治3年3月	牛飼村組頭逸平外1人	水利郡政御役所	牛飼区有文書(『森町所在古文書目録』第4集所収)
61	上(小藪川通大坂用水路破損書上帳)	明治3年3月	石川村名主惣平次外1村3人	水利郡政御役所	山本鉄爾家文書(『森町所在古文書目録』第7集所収)
62	太田川通字大坪堤出来形帳	明治3年3月	石川村名主惣平次外2人	水利郡政御役所	山本鉄爾家文書(『森町所在古文書目録』第7集所収)
63	大井川筋分の件	明治3年4月2日	水利路程掛松岡万附属製塩方取締伊藤一馬(他)		『本川根町史 資料編4 近現代一』所収
64	大井川通船申渡の件	明治3年4月7日	水利方製塩方取締役伊藤一郎		『本川根町史 資料編4 近現代一』所収
65	奉請取金子之事(以樋普請入用)	(明治3年)4月23日	勾坂上村・中村村役	中野町水利郡政役所	渥美國太郎家文書「午式番御留用」(『豊田町郷土資料目録』第1集所収)
66	奉差上御請書之事(かろうと堰下石割取候処中下御組合御訴申上候二付請書)	明治3年4月	御宿村名主半七郎(他4村名主)	富士郡松岡村郡政水路御掛り御役所	御宿下湯山家文書(『裾野市史資料所在目録』第5集所収)
67	乍恐以書付奉願上候(用水路かろうと堰下自然石有之候処私共村々ニオイテ勝手ニ割取候二付)	明治3年4月	御宿村名主半七郎(他5名)	富士郡松岡村郡政水利路程御掛御役所	御宿下湯山家文書(『裾野市史資料所在目録』第5集所収)
68	奉請取金子之事(瀬戸川堤川除普請入用金について)	明治3年4月	大覚寺下村弥右衛門 <sup>㊟</sup> 外2名	水利郡政御掛り御役人中	横田弥男家文書(『焼津市所在文書目録』第3集所収)
69	差上申相場之事	明治3年4月	横須賀町米屋惣代常吉印(他3名)	水利郡政方御役人衆中様	『横須賀惣代覚帳』第三十九冊(掛川市教育委員会所蔵)
70	奉差上御請書之事(江之端八艘以樋先空地新開に関する請書)	明治3年4月	(山名郡27ヶ村)惣代梅田村名主三郎平 <sup>㊟</sup> (他13名)	水利路程製塩方御掛り御役人中様	『浅羽町史 資料編 近世』所載
71	(普請入用金内借渡について)	(明治3年)5月1日	中野町出張水利郡政役所	池田村始上神増村留り	渥美國太郎家文書「午式番御留用」(『豊田町郷土資料目録』第1集所収)
72	谷津川用水路并壱堰分水歙願下書	明治3年5月	下郷五ヶ村役人(松長村名主源七郎他)	(水利御役所)	松長増山家文書(『江藤・増山家古文書目録』所収)
73	(川除御普請蛇籠等覚)	午年5月	道悦島村百姓代藤四郎印・忠左衛門印・藤蔵印	水利御役人中様	静岡県立中央図書館所蔵・志太郡道悦島村塚本家文書(静岡県立中央図書館所蔵古文書目録)所収 静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集資料)
74	上(太田川通り字大坪堤御普請御組入願)	明治3年6月2日	石川村名主弥吉外2人	水利郡政御役所	中川下区有文書(『森町所在古文書目録』第5集所収)
75	午鮎沢川通堰川除御普請出来型帳	明治3年6月	新柴村百姓代権三郎・組頭善作・名主林九郎	水利郡政御役所	新柴区有文書(『小山町史資料所在目録』第6集所収)
76	奉請取金子之事(瀬戸川堤川除普請入用金について)	明治3年6月	大覚寺下村名主茂右衛門外2名	水利郡政方御役人中	横田弥男家文書(『焼津市所在文書目録』第3集所収)
77	乍恐以書付御届奉申上候	明治3年6月	飯田村川	水理御掛り御役人	鈴木勉家文書(『森町所在古文書目録』第3集所収)
78	乍恐以書付奉申上候(廿三夜下・上西川原水除堤之儀□)	明治3年6月	飯田村三判	水理御掛り御役人	鈴木勉家文書(『森町所在古文書目録』第3集所収)

番号	表題	年代	差出人	受取人	所属史料群・出典
79	天竜川通堤川除御普請出来形帳	明治3年6月	名主組頭百姓代	水利郡政御役所	天竜市渡ヶ嶋和田義彦家文書(『天竜市史々々料所在目録』第1集所収)
80	安倍川筋堤防重立取扱に任命の旨達	午7月8日	水利郡政御役所	安倍川通村々役人	静岡市蔵「御触留 拾七番」(『静岡県史資料編16 近現代一』所収)
81	(寺谷用水見分案内依頼)	(明治3年)7月17日	水利郡政御役所	寺谷村より鮫島村迄地付村村役人	渥美國太郎家文書「午三番御用留」(『豊田町郷土資料目録』第1集所収)
82	乍恐以書付御届奉申上候(天竜川通り御普請所の破損報告)	(明治3年)7月21日	匂坂上村三〇	水利郡政御役所	渥美國太郎家文書「午三番御用留」(『豊田町郷土資料目録』第1集所収)
83	乍恐以書付奉願上候(大井堰樋垣大破につき)	明治3年7月	上平川村組頭(3名・百姓代1名)	島田宿水利御役所・郡政御役所	『上平川資料集』所収
84	乍恐書付ヲ以御届奉申上候(川除流失届)	明治3年7月	牛飼村組頭逸平外1人	中野町水利郡政御役所	牛飼区有文書(『森町所在古文書目録』第4集所収)
85	乍恐以書付奉願上候(川除普請見分并普請願 付絵図面)	(明治3年)7月	牛飼村	中泉町水利郡政御役所	牛飼区有文書(『森町所在古文書目録』第4集所収)
86	奉請取御普請金之事(鮎沢川通堰川除普請)	明治3年8月13日	新柴村百姓代権三郎・組頭善作・名主林九郎	水利郡政御役所	鈴木光明家文書(『小山町史資料所在目録』第8集所収)
87	奉請取御普請金之事(堰川除普請諸色代請取)	明治3年8月13日	名主周作	水利郡政御役所	小見山泉家文書(『小山町史資料所在目録』第22集所収)
88	(来未春定式御普請箇所附帳は9月15日までに当役所か中野村水利出張御役所へ差し出すべしとの達)	(明治3年)8月13日	中泉郡政御役所		『明治三庚午年七月四日 御用留』(個人蔵・遠江国豊田郡友永村西尾家文書)
89	(来未春定式普請箇所附帳を九月十五日までに松岡村水利出張御役所他へ提出すべき旨達)	(明治3年)8月23日	沼津郡政御役所		鳥谷川口家文書「御触書御用状控」(沼津市明治史料館所蔵)
90	御普請箇所附書上帳	明治3年8月28日	駿東郡東井出村(名主直作他・組頭・百姓代)	水利郡政御役所(今井村水利御出張御役所)	井出深沢家文書(沼津市明治史料館所蔵)
91	乍恐以書附御届奉申上候(大雨風の被害状況)	明治3年8月	竹之下村(他8ヶ村)惣代藤曲村組頭安平・竹之下村組頭惣三	水利路程御役所	鈴木惣吾家文書(『小山町史資料所在目録』第8集所収、静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集資料)
92	乍恐以書附奉願上候(堰川除ヶ普請入用金について)	明治3年8月	駿東郡竹之下村(他8ヶ村)惣代竹之下村組頭惣三・藤曲村組頭安平	水利路程御役所	駿東郡小山町鈴木家文書(静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集資料)
93	乍恐以書付奉願上候(堰川除普請の願い)	明治3年8月	名主周作外	水利郡政御役所	小見山泉家文書(『小山町史資料所在目録』第22集所収)
94	御普請箇所附書上帳	明治3年8月	駿東郡東井出村(名主直作他・組頭・百姓代)	水利郡政御役所	井出深沢家文書(沼津市明治史料館所蔵)
95	当午春定式川除御普請出来形帳	明治3年8月	駿州安倍郡与一右衛門新田名主与一右衛門(他2名)	水利路程御掛御役人中様	駿河国安倍郡与一右衛門新田文書(慶応義塾大学文学部古文書室所蔵)
96	大井川通当村前堤川除当午秋水防御普請出来形帳	明治3年8月	駿州志太郡道悦島村百姓代外村藤四郎◎・組頭斎藤新右衛門◎・名主塚本藤蔵◎	水利郡方御役所	静岡県立中央図書館所蔵・志太郡道悦島村塚本家文書「大井川通当村地内御普請出来形帳」所収(静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集資料)
97	乍恐以書付奉申上候(堤川除用悪水樋等普請について)	明治3年8月	法京村・大磯村名主大鐘太左衛門外	島田水利御役所	大鐘太喜郎家文書(『相良町資料目録』第3集所収)
98	乍恐以書付御恩礼奉申上候(寺谷用水組合の流末村々まで用水潤沢のため)	明治3年8月	山名郡浜部村名主弥一郎(他4村名主・組頭)	水利路程御役所	鮫島村文書(磐田市教育委員会所蔵・『磐田市史 史料編2 近世』所収)
99	諸色直段諸付(川除普請)	明治3年8月	草ヶ谷村□□□	水利郡政御役人	新貝讓家文書(『森町所在古文書目録』第2集所収)
100	字遠矢松塚樋目論見帳	明治3年8月	豊田郡中野戸村北組組頭太平他	中野町村水利郡政御役所	中野戸共有文書(『静岡県磐田市旧豊田町郷土資料目録』第6集所収)
101	潤井川通一村限用水路来未春浚其外御普請願箇所附書上帳	明治3年9月	潤井川通松岡村役人惣代名主貫一郎◎(他3名)	水利郡政御役所	富士市立博物館所蔵・島崎家文書
102	乍恐以書付御願奉申上候(瀬戸川川除堤欠所御普請について)	(明治3年)9月	大覚寺下村名主弥右衛門外2名	島田水利郡政御役所	横田弥男家文書(『焼津市所在文書目録』第3集所収)
103	大井川通当村前堤川除当午秋水急場御普請出来形帳	明治3年9月	駿州志太郡道悦島村百姓代外村藤四郎◎・組頭斎藤新右衛門◎・名主塚本藤蔵◎	水利郡方御役所	静岡県立中央図書館所蔵・志太郡道悦島村塚本家文書「大井川通当村地内御普請出来形帳」所収(静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集資料)
104	堤垣樋御普請願所書上帳(家田村)	明治3年9月	組合金作(他2人)	水利郡政御役所	佐野公雄家文書(『豊岡村所在文書目録』第4集所収)
105	(寺谷用水壺番杖樋の流木差出しについて)	明治3年10月13日	中野町水利郡政御役所		渥美國太郎家文書「午三番御用留」(『豊田町郷土資料目録』第1集所収)

番号	表 題	年 代	差 出 人	受 取 人	所属史料群・出典
106	太田川通当午ノ春川除御普請出来形帳	明治3年10月21日	延久村善四郎外2	水利郡政役所	袋井市延久本多勝家文書(『袋井市郷土史料目録』第4集所収)
107	駿州富士川通松岡村当午秋急破御普請出来形書上帳	明治3年10月	駿州富士郡松岡村名主 島崎貫一郎(他4名)	水利郡方御役所	富士市立博物館所蔵・島崎家文書
108	当午春以樋其外御普請出来形書上帳	明治3年10月	大谷村名主歌次外3	水利郡政御役所	大谷自治会文書(『袋井市郷土史料目録』第2集所収)
109	朝比奈川通関方村内堤川除御普請出来形帳	明治3年10月	関方村百姓代藤八外2名	水利郡政御役人	関方区有文書(『焼津市所在文書目録』第7集所収)
110	当午春川除御普請出来形帳	明治3年10月	宇吉外2	水利郡政御役所	深見戸長役場文書(『袋井市郷土史料目録』第4集所収)
111	当午春堤川除御普請出来形書上帳	明治3年10月	石川村名主惣平次外3名	水利郡政御役所	中川下区有文書(『森町所在古文書目録』第5集所収)
112	(太田川通川除御普請出来形帳)	明治3年10月	牛飼村一財茂外2人	水利郡政御役所	牛飼区有文書(『森町所在古文書目録』第4集所収)
113	当午春川除御普請出来形帳	明治3年10月	牛飼村組頭一財茂外2人	水利郡政御役所	牛飼区有文書(『森町所在古文書目録』第4集所収)
114	乍恐以書付奉願上候(寺谷用水路の切広めと大和田村等四カ村の新規組合への用水入れの願書)	明治3年閏10月	小嶋村名主五郎(他21村)	中之町水利郡政御役所	鯨島村文書(磐田市教育委員会所蔵・『磐田市史 史料編2近世』所載)
115	覚(水利御掛2名堤通り御通行)	(明治3年)11月6日			渥美國太郎家文書「御用留(午五番)」(『豊田町郷土資料目録』第1集所収)
116	乍恐以書付奉願上候(天竜川増水による被害陳情)	明治3年11月	宮本村名主(他12人)	水利郡方御役所	水野幸彦家文書(『豊岡村所在文書目録』第4集・『豊岡村史 資料編二近現代』所収)
117	(水利郡方根立苦水発・根立芦水宛御用状継立記録)	(明治3年11月か)			横須賀惣庄覚帳 第四十冊(掛川市教育委員会所蔵)
118	(遠州小川堤川除普請のため廻村見分)廻状写(普請御手当金について)	午12月8日	島田駅出張水利郡方御役所		佐野長夫家文書「(触書留)」(『菊川町郷土史料目録』第1集所収)
119	覚(大々樋杵・大樋杵・沈杵・中杵・大聖牛・蛇籠の個数を記し来春普請に必要と願う他)	明治3年12月	金谷河原町組頭仲田源次郎・名主見習河村弥七郎・金谷宿組頭河村八郎次・名主下島弥八郎	官田水利御役所	金谷柏屋河村俊家文書(島田市史編さん委員会事務局複写)
120	乍恐以書付奉願上候(大代川川除負担の件)	(明治3年)12月	遠州榛原郡番生寺村名主 鷲山次六外3名	水利御役所	番生寺鷲山家文書(『金谷町所在文書目録』第2集所収)
121	(大井川筋へ薪炭運送通船につき掛合)	庚午12月	開墾方之頭	水利路程掛衆	「進達并達留」(島田市・お茶の郷所蔵)
122	乍恐以書付奉願上候(池留堤普請)	明治3年12月	名主岡本大作外2名	島田水利郡方御役所	佐野長夫家文書「(触書留)」(『菊川町郷土史料目録』第1集所収)
123	当午鮎沢川通堰川除御普請出来形帳	明治3年	名主佐多郎外	水利郡政御役所	小山五十戸共有文書(『小山町史資料所在目録』第17集所収)
124	当午鮎沢川通り堰川除御普請出来形帳	明治3年	与頭喜重郎・名主周作	水利郡政役所	小見山泉家文書(『小山町史資料所在目録』第22集所収)
125	大井川川除御普請用竹買入に付達	明治4年1月1日	島田宿出張水利勤方御役所		「本川根町史 資料編4近現代一」所収
126	覚(社領・寺領除地高)	明治4年正月	吉久保村名主久三郎	水利郡方御役所	吉久保区有文書(『小山町史資料所在目録』第4集所収)
127	(八幡免御除地上申)	明治4年1月	名主周作外	水利郡方役所	小見山泉家文書(『小山町史資料所在目録』第22集所収)
128	(用悪水樋を自普請とすること)	(明治4年)1月	水利役所	村々役人	渥美國太郎家文書「未耆番御用留」(『豊田町郷土資料目録』第1集所収)
129	覚(静岡今井卓爾・高林逸天龍川通堤川除樋類見分につき人足差出しのこと)	(明治4年)2月11日	水利郡方掛り		磐田郡龍山村大嶺白倉青山家文書「明治四年辛未正月吉日 御用留」(浜松市立中央図書館蔵・長柄慶一郎氏文書)
130	上(乍恐以書付奉願上候・用水樋が去る申年に大井川入水にて水道が変化し隣村の上吉田村の残水を引き利用してきたところ、昨年入水によって残水が減少し使用できなくなったので、本井から用水引きをしたいが用材が朽ちて利用できず伏せ替えを行いたい)	明治4年2月(23日)	遠州榛原郡川尻村百姓 代増田佐平(他)・組頭松本雄七(他)・名主久保田耕蔵(他)	島田水利郡方御役所	川尻久保田文造家文書(島田市史編さん委員会事務局複写)
131	奉差上候御請書之事(大井川通御普請ノ件)	明治4年2月24日	榛原郡番生寺村松野勇蔵(他2人)	水利郡方御役所	番生寺鷲山家文書(『金谷町所在文書目録』第2集所収)
132	(村々堰川除普請仕様帳及び請書)	明治4年2月		水利御役所	小見山泉家文書(『小山町史資料所在目録』第22集所収)
133	乍恐以書付奉願上候(用悪水路普請)	明治4年2月	長上郡下堰村百姓代竹内信三(他7名)	水利郡方御役所	中村家文書「諸願諸届其外諸証文議定書之控」(浜松市立中央図書館蔵)

番号	表題	年代	差出人	受取人	所属史料群・出典
134	大井川通未春御普請出来形帳	明治4年3月3日	高熊村名主(他)	水利郡方御役所	五和村役場文書(『金谷町所在文書目録』第5集所収)
135	覚(福岡権大属・今井卓爾・高林逸天龍川通普請所見分につき人足差出しのこと)	(明治4年)3月9日	中ノ町水利御役所		磐田郡龍山村大嶺白倉青山家文書「明治四年辛未正月吉日 御用留」(浜松市立中央図書館蔵・長柄慶一郎氏文書)
136	御請書写(瀬戸川切場洲浚について)	明治4年3月16日	当間村名主梶間市兵衛外9名	水利郡方御役所	策牛村関係文書(『焼津市所在文書目録』第3集所収)
137	東海道澗井川通字三度橋東往還洗所敷石御普請出来形帳	明治4年3月	蓼原村名主	水利郡方御役所	蓼原笠井家文書(『富士市史資料目録』第3輯所収)
138	奉差上候水利御役所江願書之写(助成金拝借一条)	明治4年3月	(藤枝宿長楽寺町) 拝借人惣代幸左衛門印・右町惣代幸吉印・差金主清治印・右町年寄差金主惣平印	静岡水利御役所	藤枝市長楽寺町韮井家文書
139	大井川通当村前堤川除当未春御普請出来形帳	明治4年3月	駿州志太郡道悦島村百姓代外村藤四郎⑩・組頭斎藤儀三郎⑩・同斎藤新右衛門・同塚本忠左衛門・名主塚本藤藏⑩	水利郡方御役所	静岡県立中央図書館所蔵・志太郡道悦島村塚本家文書「大井川通当村地内御普請出来形帳」所収(静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集資料)
140	萩間川通当未春御普請出来形帳	明治4年3月	遠州榛原郡徳村	水利郡方御役所	久保真佐子家文書(『相良町資料目録』第2集所収)
141	大井川通当春御普請出来形帳	明治4年3月	家山村名主大石治太夫⑩他2名	水利郡方御役所	田村保一郎収集文書・家山村関係文書(『川根町近世史料所在目録』第7集所収)
142	悪水吐潮留堰樋御普請出来形帳	明治4年3月	岡崎村百姓代寺田新藏外2名	水利郡方御役所	袋井市岡崎神谷俊一郎家文書(『袋井市郷土史料目録』第3集所収)
143	請証文	明治4年3月	山東村	水利郡方御普請御掛り御役人様	『静岡県天竜市山東宮沢家所蔵近世古文書目録』所収
144	普請日延歎願	明治4年4月10日	山東村名主八十郎他2名	水利郡方御出役高林逸様	『静岡県天竜市山東宮沢家所蔵近世古文書目録』所収
145	普請日延歎願(下)	明治4年4月13日	山東村組頭新六他1名	高林逸様	『静岡県天竜市山東宮沢家所蔵近世古文書目録』所収
146	奉請取御普請金之事(鮎沢川・馬伏川・川除並用水堰について)	明治4年4月	竹之下村百姓代岩田源藏・与頭伊奈所作・名主湯山平四郎	水利郡方御役所	鈴木光明家文書(『小山町史資料所在目録』第8集所収)
147	御検地高書上帳	明治4年4月	名主鷺山次六外2名	水利郡方御役所	番生寺鷺山家文書(『金谷町所在文書目録』第2集所収)
148	往還造御普請出来形帳	明治4年4月	三州渥美郡江比間村百姓代下村九左衛門⑩・組頭伊藤藤左衛門⑩・名主前田彦三良⑩	水利郡方御役人中様(右御普請掛内田権少属⑩・渡辺菊太郎・藤原熊五郎⑩)	江比間区有文書(『渥美町史 資料編 下巻』所収)
149	出水二而手戻り箇所仕立直シ引請証文	(明治4年)5月4日	山東村名主八十郎他2名	水利郡方御掛り高林逸様	『静岡県天竜市山東宮沢家所蔵近世古文書目録』所収
150	乍恐以書付御届奉申上候	明治4年5月12日	匂坂中村百姓代滝次郎外2名	中野町水利郡方御役所	匂坂中文書(『磐田市誌資料目録』第一集所収)
151	御引証証文	明治4年5月12日	名主八十郎他2名	御普請御係御役人中様	『静岡県天竜市山東宮沢家所蔵近世古文書目録』所収
152	(以樋普請見分)	(明治4年)5月25日	今井貞爾・佐藤恕藏	中之町水利役所	鈴木康利家文書「御用留」(『静岡県磐田市旧豊田町郷土資料目録』第5集所収)
153	溜池出来形帳	明治4年5月	徳村名主久保理平外6	島田水利郡方御役所	久保真佐子家文書(『相良町資料目録』第2集所収)
154	当未春宮前土橋並溜池請堤御普請出来形帳	明治4年5月	三州渥美郡大岩町組頭朝倉十藏⑩・名主内藤万次郎⑩・同大石新吉郎⑩	水利郡方御役人中様	大岩区有文書(豊橋市二川宿本陣資料館保管)
155	瀬戸川御普請仕用帳	明治4年6月18日(2月11日)	駿州益津郡平島村百姓代堀江十郎兵衛・組頭石上勘太夫・名主堀江平五郎	水利郡方御役所	平島区有文書(藤枝市郷土博物館所蔵)
156	(川々堤上堤外竹木刈払につき布達)	明治4年6月20日	水利郡方御役所ヨリ	沼津本町始(他15町村)右村々役人	湯川福井賢家文書「御用留」(『清水町史 資料編V近現代』所載)
157	乍恐以書付再願奉申上候(玉川村庄三郎用水引取につき)	明治4年6月	駿州駿東郡泉組堂庭村(以下6村)小前役人惣代	松岡村水利御役所	湯川福井賢家文書(『清水町史 資料編V近現代』所載)
158	(狩野川木瀬川草木刈払見分につき布達)	明治4年6月24日	静岡水利郡方掛小林権少属・磯山史生	(的場村江継立)	湯川福井賢家文書「御用留」(『清水町史 資料編V近現代』所載)
159	(御先触廻状一通継送りのこと)	明治4年6月29日	松岡村水利郡方	(堂庭村継送り)	湯川福井賢家文書「御用留」(『清水町史 資料編V近現代』所載)
160	(川々堤上堤外竹木刈払につき達)	明治4年6月	島田出張水利郡方御役所	遠州鋪地川通一之宮川通共・最寄谷川筋右村々役人	「明治四年辛未蒲月 御用留」(個人蔵・遠江国豊田郡友永村西尾家文書)

番号	表 題	年 代	差 出 人	受 取 人	所属史料群・出典
161	(当未春堤川除御普請出来・草木刈払場所見分等につき布達)	未7月2日	静岡水利郡方掛川上大属・佐々倉松太郎(他3名)	(の場村江継送り)	湯川福井賢家文書「御用留」(『清水町史 資料編V近現代』所載)
162	(富士駿東郡川々御普請・草木刈払場所見分につき人足継立のこと布達)	未7月3日	静岡水利郡方掛	(の場村江継送り)	湯川福井賢家文書「御用留」(『清水町史 資料編V近現代』所載)
163	奉請取金子之事	明治4年7月18日	古人見村組頭古橋清次郎ほか	中ノ町水利郡方役所	浜松市古人見町自治会文書(浜松市立博物館作成部内用目録所収)
164	乍恐以書附奉嘆願候	明治4年7月	保福島村瀬戸川南百姓宮崎清助外20名	水利路程御掛御附属白井豹太郎・大石八太郎	増井新司家文書(『焼津市所在文書目録』第6集所収)
165	乍恐以書付奉申上候(寺谷用水組合村々水掛渡り無滞出穂につき)	明治4年8月19日	豊田郡寺谷村与頭平三郎印(他10名)	中野町水利郡方役所	勾坂上村文書「明治四年辛未七月御用留 四番 名主所」(浜松市立中央図書館蔵・長柄慶一郎氏文書)
166	乍恐書付奉願上候(潤井川定式川除御普請所持米給付願)	明治4年8月	蓼原村名主真平外2名	水利郡方松岡御役所	蓼原笠井家文書(『富士市史資料目録』第3輯所収)
167	乍恐以書付御届申上候(瀬戸川通字平島普請出来)	未.8.	平島村百姓代堀江十郎兵衛・石上勘太夫・堀江平五郎	島田水利郡方御役所	平島区有文書(藤枝市郷土博物館所蔵)
168	諸入用代永請取証文	明治4年8月	山東村	水利郡方御役所	『静岡県天竜市山東宮沢家所蔵近世古文書目録』所収
169	(水利郡方掛御属天龍川通各村堤防重立取扱池田村大橋弥平以下4名帯刀免許の件通達)	明治4年9月24日	中ノ町水利郡方御役所		勾坂上村文書「明治四年辛未九月 御用留 五番 名主彦平」(浜松市立中央図書館蔵・長柄慶一郎氏文書)
170	遠州寺谷用水掛下村地内番畝伏替出来形帳	明治4年9月	加茂東村名主(他3人)	水利郡方役所	水野幸彦家文書(『豊岡村所在文書目録』第4集所収)
171	当未春安倍川通川除御普請出来形帳	明治4年10月	駿州安倍郡与一右衛門新田名主与一右衛門(他2名)	水利郡方御役所	駿河国安倍郡与一右衛門新田文書(慶応義塾大学文学部古文書室所蔵)
172	字名大津川堤切所半欠箇所附書上	明治4年10月	(志田郡落合村) 戸長長谷川謙三郎・副広田五郎平	静岡県堤防御掛御庁	落合横山家文書(島田市博物館所蔵)
173	書付公事	辛未11月2日	水利郡方掛林鐸三郎・小林録郎	東海道原宿役人中	原渡辺八郎家文書(沼津市明治史料館所蔵)
174	水利方歎願書横手一条下書控	明治4年11月	保福島村瀬戸川南百姓宮崎清助外20名	水利路程御掛御附属碓井豹太郎・大石多三郎	増井新司家文書(『焼津市所在文書目録』第6集所収)
175	村高并抗しから代永書上帳	明治4年11月	駿東郡原宿(他1町名主)	水利郡方御掛御役人中様・此節御之御名前林鐸三郎様小林録郎様	原渡辺八郎家文書(沼津市明治史料館所蔵)
176	中溝用水路一件并書類日記	(明治4年11月～5年7月)	組合四ヶ村役人(駿東郡沼津本町他3村)	(水利郡方御役所他)	東間門田中家(東)文書(沼津市明治史料館保管)
177	巴川洲浚御貸附金上納(金6両受取)	辛未12月21日	安倍郡富沢村 納入永野六郎兵衛	水利郡方御役所	静岡市富沢永野家文書(静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集資料)
178	狩野川通堤川除当未春御普請出来形帳(写)	明治4年12月	駿東郡我入道村名主源治郎印(他2名)	水利郡方御役所	我入道区有文書(沼津市明治史料館保管)
179	佐の川通当未堰路川除御普請出来形帳	明治4年12月	吉久保村名主久三郎・与頭甚四郎	水利郡方役所	吉久保区有文書(『小山町史資料所在目録』第4集所収)
180	鮎沢川通当未堰路川除御普請出来形帳	明治4年12月	新柴村百姓代権三郎・組頭善作	水利郡方御役所	新柴区有文書(『小山町史資料所在目録』第6集所収)
181	鮎沢川通当未堰路川除御普請出来形帳	明治4年12月	名主佐多郎外	水利郡方御役所	小山五十戸共有文書(『小山町史資料所在目録』第17集所収)
182	木瀬川通御普請出来形帳	明治4年12月	定輪寺村・一色村・富沢村名主嘉平	水利郡方御役所	富沢渡辺家文書(『裾野市史資料所在目録』第1集所収)
183	木瀬川通御普請出来形帳	明治4年12月	富沢村名主嘉平(他)	水利郡方御役所	富沢渡辺家文書(『裾野市史資料所在目録』第1集所収)
184	駿州富士郡岩本村外式ヶ村組合用水路当未春定式後御普請出来形書上帳	明治4年12月	駿州富士郡岩本村名主山崎幸作◎(他7名)	水利御役所	富士市立博物館所蔵・島崎家文書
185	駿州富士郡松岡村当未堤川除仕越御普請出来形帳	明治4年12月	駿州富士郡松岡村百姓代海野留三郎印・同久保田庄作印・同佐野仁蔵印・組頭植田藤一郎印・同藤島長次印・名主久保田健平印・同島崎貫一郎印	水利頭頭御役所	『仮題 富士川治水に関する古記録の集成』所収
186	駿州富士郡松岡村当未堤川除御普請出来形書上帳	明治4年12月	駿州富士郡松岡村百姓代海野留三郎印・同久保田庄作印・同佐野仁蔵印・組頭植田藤一郎印・同藤島長治印・名主久保田健平印・同島崎貫一郎印	水利頭方御役所	『仮題 富士川治水に関する古記録の集成』所収

番号	表題	年代	差出人	受取人	所属史料群・出典
187	駿州富士郡松岡村去午夏秋急破御普請出来形書上帳	明治4年12月	駿州富士郡松岡村百姓代海野留三郎印・同久保田庄作印・同佐野仁蔵印・組頭植田藤一郎印・同藤島長次印・名主久保田健平印・同島崎貫一郎印	水利頭方御役所	『仮題 富士川治水に関する古記録の集成』所収
188	駿州富士郡松岡村去午夏秋水防御普請出来形書上帳	明治4年12月	駿州富士郡松岡村百姓代海野留三郎印・同久保田庄作印・同佐野仁蔵印・組頭植田藤一郎印・同藤島長次印・名主久保田健平印・同島崎貫一郎印	水利組頭方御役所	『仮題 富士川治水に関する古記録の集成』所収
189	字荒巻橋・字小橋・字矢田橋土橋当未春御普請出来形帳	明治4年12月	駿州益津郡平島村百姓代堀江十郎兵衛印・組頭石上勘太夫印・名主堀江平五郎印	水利郡方御役所	平島区有文書（藤枝市郷土博物館所蔵）
190	瀬戸川通堤川除当未春御普請出来形帳	明治4年12月	駿州益津郡平島村百姓代堀江十郎兵衛印・組頭石上勘太夫印・名主堀江平五郎印	水利郡方御役所	平島区有文書（藤枝市郷土博物館所蔵）
191	字荒巻橋・字小橋・字矢田橋土橋当未春御普請出来形帳	明治4年12月	駿州益津郡平島村百姓代堀江十郎兵衛印・組頭藁科孫右衛門印・名主藁科善右衛門印	水利郡方御役所	平島区有文書（藤枝市郷土博物館所蔵）
192	水防自普請箇所附帳	明治4年12月	番生寺村名主鷺山次六（他3人）	水利御係御役人中	番生寺鷺山家文書（『金谷町所在文書目録』第2集所収）
193	湊橋当未春御普請出来形帳	明治4年12月	遠州榛原郡前浜町組頭植田重五郎印・福岡町名主竹内新太郎印・市場町名主益田銀蔵印	水利郡方御役所	相良史料館文書（『相良町資料目録』第2集所収）、牧之原市史料館所蔵・榛原郡諸家寄贈文書（静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集資料）
194	用水坑樋当未春御普請出来形帳	明治4年12月	小島村百姓代浅井孫三郎外2名	静岡水利郡方御役所	小島自治会文書（『福田町史近現代資料目録』所収）
195	悪水吐坑樋当未春御普請出来形帳	明治4年12月	小島村百姓代浅井孫三郎外2名	静岡水利郡方御役所	小島自治会文書（『福田町史近現代資料目録』所収）
196	天竜川当未春御普請出来形帳	明治4年12月	荻貫地村組頭（他2人）	水利郡政役所	大箸和夫家文書（『豊岡村所在文書目録』第4集所収）
197	敷地川通当未春堤川除御普請出来形帳（家田村）	明治4年12月	百姓代鈴木喜平（他2人）	水利郡方役所	佐野公雄家文書（『豊岡村所在文書目録』第4集所収）
198	太田川通川除当未春御普請出来形帳	明治4年12月	百姓代奥山平六外2	水利願方御役所	深見戸長役場文書（『袋井市郷土史料目録』第4集所収）
199	太田川通堤川除当未春御普請出来形帳	明治4年12月	横井村百姓代永井重吉外2	水利郡方御役所	袋井市延久本多勝家文書（『袋井市郷土史料目録』第4集所収）
200	太田川通堤欠所当已春御普請出来形帳	明治4年12月	遠州周智郡上河原村組頭鈴木久三郎外	水利郡方御役所	鈴木貞夫家文書（『森町所在古文書目録』第7集所収）
201	太田川通川除当春御普請出来形帳	明治4年12月	牛飼村組頭谷口一財茂外2人	水利郡方御役所	牛飼区有文書（『森町所在古文書目録』第4集所収）
202	太田川通川除当春御普請出来形帳	明治4年12月	牛飼村組頭谷口一財茂外2人	水利郡方御役所	牛飼区有文書（『森町所在古文書目録』第4集所収）
203	（□□□□）天竜川通池田村当未秋急場普請出来形帳	明治4年12月	豊田郡池田村百姓代杉田八五郎他2名	静岡水利郡方役所（神山忠次郎他2名）	大橋正隆家文書（『静岡県磐田市旧豊田町郷土資料目録』第4集所収）
204	堤御普請出来形帳	明治4年12月	大人見村組頭古橋新五郎ほか村役人	中野町水利郡方役所	浜松市大人見町光勝寺文書（浜松市立博物館作成部内用目録所収）
205	当未春堤樋御普請出来形帳	明治4年12月	古人見村組頭古橋清次郎ほか	中之町水利郡方役所	浜松市古人見町自治会文書（浜松市立博物館作成部内用目録所収）
206	諸入用代永請取証文	明治4年12月	山東村名主八十郎他2名	水利郡方御役所	『静岡県天竜市山東宮沢家所蔵近世古文書目録』所収
207	（天龍川通私共村方地内当未之秋急場御普請之儀云々）	明治4年12月	豊田郡池田村名主大橋弥平〇（他組頭・百姓代）	水利郡方御役所	『大橋家古文書目録』（豊田村郷土を研究する会他）所収
208	気田川通当未春御普請出来形帳	明治4年12月	小川村名主溝口又重朗	水利郡方御役所	天竜市小川溝口幸保家文書（『天竜市史々料所在目録』第4集所収）
209	乍恐以書付奉願上候（用水坑樋下之儀）	明治4年	遠州榛原郡番生寺村名主鷺山次六外11名	水利郡方御役所	番生寺鷺山家文書（『金谷町所在文書目録』第2集所収）
210	柳島川通字紺屋田用水路録当未春御普請出来形帳	（明治4年）	柳島村	静岡水利郡方御役所	柳島区有文書（『小山町史資料所在目録』第6集所収）
211	気田川通堤川除御普請出来形帳	明治4年	久保田村名主本田平吉他3名	水利郡方役所	久保田諏訪神社文書（『春野町史史料所在目録』第1集所収）
212	普請日延歎願	明治4年	山東村名主八十郎他2名	水利郡方御役所	『静岡県天竜市山東宮沢家所蔵近世古文書目録』所収
213	諸入用代永請取証文	明治4年	山東村名主八十郎他2名	水利郡方御役所	『静岡県天竜市山東宮沢家所蔵近世古文書目録』所収

番号	表題	年代	差出人	受取人	所属史料群・出典
214	奉請取金子之事	明治4年	山東村	水利郡方御役所	宮沢脩家文書（『天竜市史々々料所在目録』第1集所収）
215	（廻状・当未春御普請繩張につき川除普請見分の件触れ下書）	（未）	島田宿出張水利郡方御役所	廻村先々役人	上湯日富永純作家文書（島田市史編さん委員会事務局複写）
216	書付を以御届奉申上候（寺谷用水申年番惣代二人病気のため交代届）	明治5年2月	賀茂村平野吉平次（他3名）	中之町堤防方御詰所	鮫島村文書（磐田市教育委員会所蔵・『磐田市史 史料編2近世』所載）
217	気田川通定式川除箇所付書上帳	明治5年2月	久保田村名主田中勘十郎・同本多平吉他2名	水利郡方役所	久保田諏訪神社文書（『静岡県周智郡春野町所在文書目録』1.『春野町史史料所在目録』第1集所収）
218	明治五壬申三月佐々木源次様江差出シ候願書控	明治5年3月	駿東郡上小林村名主飯田甚平（他14名）		沼津市北小林飯田家文書「新溜井一件諸用留」（『牧堰門池用水沿革史』所載）
219	鮎沢川通当申堰川除御普請出来形帳	明治5年4月	名主小見山周作	水利係御役所	桑木区有文書（『小山町史資料所在目録』第22集所収）
220	鮎沢川通当申籍川除御普請出来形帳	明治5年4月	桑木村	水利掛り役所	小見山泉家文書（『小山町史資料所在目録』第22集所収）
221	乍恐以書付奉願上候（水利用二付）	明治5年10月	戸長久平治（他3人）	静岡県沼津御出張水利御役所	庵区有文書（『御殿場市史資料所在目録』第5集所収）
222	鮎沢川通当西堰川除御普請出来形帳下書	明治6年4月3日	桑木村	静岡県水利掛り	小見山泉家文書（『小山町史資料所在目録』第22集所収）
223	（社寺境内取調の件布達留）	明治6年(?)	島田郡方御役所・島田宿出張水利郡方御役所		番生寺鷲山家文書（『金谷町所在文書目録』第2集所収）
224	（御用材筏大井川通川下ケ之儀）	7月4日	島田水利郡政御役所	下島弥八郎外3人	山中真喜夫家文書（『森町所在古文書目録』第9集所収）
225	定式御普請仕様書上帳		大谷村与頭善次郎外3	水利掛役人	大谷自治会文書（『袋井市郷土史料目録』第2集所収）
226	乍恐以書付奉願上候（堤破損箇所の御普請願い雛形）		何村	島田水利郡政御役所	横田弥男家文書（『焼津市所在文書目録』第3集所収）
227	気田川通堤川除御普請出来形帳		久保田村名主本多平吉・同田中勘十他2名	水利郡方役所	久保田諏訪神社文書（『静岡県周智郡春野町所在文書目録』1所収）

刊行された各種文献・目録、未刊の原文書・目録等より作成。文献には明らかな翻刻ミスがあるほか、目録は編者によって記載の不統一があるが、そのまま掲載した。既刊文献に掲載されたものであっても、原文書を確認することができたものについては、原文書の記載に依拠した。

明治二年分の治水費をとりまとめた書類において費目が、「四大川堤川除用悪水樋類」、「四大川村々并自普請共」、「内郷小川堤川除并用悪水樋類其外」という三種になっていることから、四大河川に直接関わるものではない、それ以外の中小河川の対象範囲を意味していることが裏付けられる。

地方文書の宛て先には、単に水利路程御役所（水利郡政御役所・水利郡方御役所）と記したものの以外に、静岡・島田・中野（之・ノ）町・松岡村といった地名を冠した場合もある。いずれも四大河川を睨む要地であった。本庁が置かれた静岡は別にして、その他の地名は臨時に設けられた出張役所を意味しているのだろう。実際には滞在先の名主宅や、郡政（郡方）役所などの藩の出先機関に間借りしていたと考えられる。

普請箇所を見回る水利路程掛職員と村役人たちの日常的な接触状況については、富士郡今泉村名主の日記を史料15として紹介しておいた。吉原湊の普請を懸案としていた当該地域の動向が、村側からの記録のうちうかがえる。

危急の時には、現場で水防の指揮をとるのも水利路程掛の任務であった。二年七月の大雨による安倍川の増水では、手付らは堤通に詰め切り、危険箇所に対する指図を行うと村々に指令を出している。<sup>62</sup>ただし、領内重要河川の堤防を一定の距離毎に重臣たちに割り当て、水防の責任者とし、また緊急時には藩士と領民とが所定の丁場に駆け付け、堤奉行の指揮下で水防活動に従事したという大垣藩の例のごとく、領民のみならず一般の藩士までも水防体制に組み入れ、水利路程掛がそれを指図するといったことはなかったであろう。

治水事業は、為政者だけで行えるものではなく、領民の参加・協力が欠かせなかった。遠江国榛原郡五五か村の村高と水防勤高・助郷高を書き上げた「水縁村々親高水防高助郷高取調書上帳」<sup>64</sup>は、明治三年三月に作成され水利郡政役所に提出されたものであるが、領民がどこまでの負

担に耐えられるか否か、大井川治水のための負担と島田宿・藤枝宿の助郷のそれとを勘案するためのデータだったのである。

また、そのため治水行政の一部を領民の中から採用した者に肩代わりさせる必要もあった。名主たちを堤防重立取扱、水防重立取扱といった役職へ任命したのであり、「其身一代苗字御免」の特権を与え、彼らの名誉意識と責任感に訴えた施策であった。その任命権者は、二年一二月の天竜川筋の掛塚村以下五か村名主の場合、「水利郡政役所」であった。同年七月、安倍川筋の堤防重立取扱に任じられた弥勒町名主宮崎総五(五郎左衛門)の場合は、「水利路程掛附属」、「御蔵番格」、「其身一代帯刀御免」という格式や特権を付与された<sup>(65)</sup>。宮崎の略伝には、「元治元年甲子里正に挙げられ安倍川沿村川越助郷及び堤防修築水難予防の事務を総括して(中略)藩庁君を以て水利路程係と為し専ら治水に従事せしめ士格に擢んず」とあり、旧幕時代の実績をふまえ静岡藩でも彼を治水担当として抜擢したことがわかる<sup>(66)</sup>。

宮崎と同じく地域名望家層の履歴には、以下のように同様の記述が散見される。

#### ◎金原明善君之伝

(中略) 明治元年八月会計官権判事岡本氏天龍川に出張するや君堤防御用係を命ぜらる(中略) 四年五月藩庁天龍川改修の事を行ふや君金を献して其費を補ふ藩庁之を賞するに名字帯刀を其子に伝ふるを許るし且物を賜ふ又水利郡方掛附属各村堤防重立取扱御蔵番格を命ぜらる五年正月浜松県君に堤防方附属を命ず(後略)

#### ◎矢高濤一君之伝

(中略) 明治四年七月静岡藩庁君を以て勸業堤防取扱役となし苗字帯刀を許し御蔵番格に叙す(中略、明治五年) 浜松県庁より君を以て堤防方附属となし天龍川普請専務中の手当として一ヶ月金六円宛を下賜せらる(後略)

#### ◎町井平四郎君之伝

(中略) 同四年九月大井川水利路程掛附属堤防取扱となり勤務中帯刀を免るさる(後略)<sup>(67)</sup>

金原明善は、むしろ自ら積極的に藩にはたらきかけた存在であり、生涯をかけて天竜川治水事業に取り組んだ功労者として知られる。すでに徳川家の移封以前に明治新政府に堤防工事を嘆願し、惣御場所見廻下附を命じられてもいた。郷土の偉人たる金原伝の中で、静岡藩水利路程掛はその前後から続く彼の長い活躍の過程においてはほんの一瞬に登場するだけである。金原が藩に対し一〇〇〇両の普請費用を献金し、突出した存在感を示したことは、村民全体の合意を前提とはしない、その後本格化する「有志」主導の治水事業への第一歩であったとされる<sup>(68)</sup>。しかし、藩側から見れば、金原のような領民の中の「有志」の力を上手く取り込むことで治水という難題に対応しようとしたといえるのである。水利路程掛の幹部福岡久は「明善の抱く治水計画を諮問させた」といい、財力のみならず民間の知恵を借りようとした姿勢がうかがえる。

史料17として掲載した明治三年三月起草の「治大井水成功記」は、「駿之物社」(静岡浅間神社のこと)と大井神社に献納されたという竣工図に付された文章であるが、経緯や工事の指導を担当した松岡万・内田惣五郎らの人となり記されるとともに、末尾には監督・惣督・属吏ら水利路程掛職員の氏名に続けて、近傍の領民から同掛の「附属」に抜擢された人々の氏名も列記されており、治水が士民共同の大事業であったことが示されている。治水・利水技術における近世と近代との顕著な相違は、その担い手の違いにあり、近世には住民が保持していた技術が、近代になると住民の手を離れ、行政によって独占されるようになってしまったとされるが、「附属」とされた領民たちの存在は、静岡藩の段階ではまだ依然として住民の技術力とその役割が大きかったことを意味している。

表3 静岡藩時代の土木工事

1/2

種別	着手・落成時期	場所・規模	宿村名	
堤防	明治2年3月～5月	大井川通堤切所長133間	駿河国志太郡島田宿	
	明治2年3月～5月	大井川通堤切所長68間半	同国同郡細島村	
	明治2年3月～6月	富士川通堤切所長519間半	同国富士郡宮下村外4ヶ村組合	
	明治2年3月～6月	富士川通堤切所長556間半	同国同郡五貫島村外2ヶ村組合	
	明治2年3月～6月	富士川通堤切所長82間半	同国庵原郡岩淵村	
		富士川通堤切所長52間	同国同郡岩淵村外3ヶ村組合	
		安倍川通堤切所長266間	同国有渡郡安倍川村	
		安倍川通堤切所長35間	同国同郡中島村	
		安倍川通堤切所長223間	同国安倍郡向敷地村	
		安倍川通堤切所長27間	同国同郡手越村	
		安倍川通堤切所長46間	同国同郡油山村	
		安倍川通堤切所長30間	同国同郡足久保村	
		安倍川通堤切所長30間	同国同郡中沢村	
		薬科川通堤切所長61間	同国同郡産女新田	
		薬科川通堤切所長253間	同国同郡牧ヶ谷村	
		明治2年2月～2月	薬科川通堤切所長67間	同国同郡吉津村
		明治2年2月～3月	薬科川通堤切所20間	同国同郡飯間村
		明治2年2月～3月	薬科川通堤切所50間	同国同郡小瀬戸村
		明治2年2月～3月	薬科川通堤切所269間	同国同郡羽島村
		明治2年5月～6月	瀬戸川通堤切所長14間	同国益津郡築地上村
		明治2年5月～6月	瀬戸川通堤切所長38間	同国同郡浜当日村
		明治2年5月～6月	瀬戸川通堤切所長63間	同国同郡八楠南村
		明治2年5月～6月	瀬戸川通堤切所長165間	同国志太郡稲川村
		明治2年5月～6月	瀬戸川通堤切所長25間	同国同郡瀬戸谷村
		明治2年5月～6月	瀬戸川通石堤切所長30間	同国同郡同村
		明治2年5月～6月	瀬戸川通堤切所長20間	同国同郡原村
		明治2年5月～6月	瀬戸川通堤切所長34間	同国同郡助宗村
		明治2年5月～6月	瀬戸川通堤切所長16間	同国益津郡大覚寺上村
		明治2年3月～4月	朝夷川通堤切所長50間	同国同郡横田村
		明治2年8月～9月(急決)	富士川通堤切所長150間	同国富士郡五貫島村外2ヶ村
		明治2年8月～9月(急決)	安倍川通堤切所長72間	同国安倍郡安西外新田
		明治2年8月～9月(急決)	安倍川通堤切所長20間	同国同郡足久保村
		明治2年8月～12月(急決)	安倍川通堤切所長56間	同国同郡門屋村
		明治2年8月～12月(急決)	安倍川通堤切所長56間	同国同郡福田ヶ谷村
		明治2年8月～11月(急決)	安倍川通堤切所長43間	同国有渡郡安倍川村
		明治2年8月～11月(急決)	安倍川通堤切所長45間	同国安倍郡向敷地村
		明治2年8月～11月(急決)	瀬戸川通堤切所長58間	同国益津郡築地下村
		明治3年2月～3月	安倍川通堤切所長62間	同国安倍郡俵沢村
		明治3年2月～3月	安倍川通堤切所長40間	同国安倍郡郷島村
		明治3年3月～3月	安倍川通堤切所長25間	同国同郡門屋村
		明治3年2月～3月	安倍川通堤切所長16間	同国同郡与一右衛門新田
		明治3年2月～3月	安倍川通堤切所長20間	同国同郡津渡野村
		明治3年3月～3月	安倍川通堤切所長15間	同国同郡桂山村
		明治3年3月～3月	安倍川通堤切所長50間	同国同郡足久保村
		明治3年3月～3月	安倍川通堤切所長16間	同国同郡千代村
		明治3年2月～4月	薬科川通石堤長20間	同国同郡小島村
		明治3年3月～4月	薬科川通堤切所44間	同国同郡赤沢村
		明治3年3月～6月	薬科川通堤長100間	同国同郡富沢村
		明治3年3月～4月	薬科川通堤切所70間	同国同郡奈良間村
		明治3年3月～4月	薬科川通堤切所34間	同国同郡小瀬戸村
		明治3年2月～6月	薬科川通堤切所302間	同国同郡羽島村
		明治3年3月～4月	薬科川通堤切所36間	同国同郡産女新田
		明治3年4月～5月	興津川通堤切所長107間	同国庵原郡茂野島村
		明治3年3月～4月	興津川通石堤長13間	同国同郡八木間村
		明治3年3月～4月	興津川通石堤長46間半	同国同郡小島村
		明治3年3月～4月	興津川通石堤長25間	同国同郡谷津村横山村組合
		明治3年6月～8月	興津川通石堤長60間	同国同郡炭焼村河内村組合
	明治3年6月～8月	興津川通石堤長60間	同国同郡河内村	
	明治3年8月～9月	興津川通石堤長30間	同国同郡土村	
	明治3年3月～4月	富士川通石堤長83間	同国同郡岩淵村	
	明治3年3月～4月	富士川通石堤長12間	同国同郡岩淵村外2ヶ村	
	明治3年2月～5月	富士川通石堤長33間	同国富士郡松岡村	

種別	着手・落成時期	場所・規模	宿村名
	明治3年2月～5月	富士川通石堤長10間半	同国同郡同村
	明治3年2月～5月	富士川通石堤長37間	同国同郡宮下村
	明治3年4月～5月	狩野川通石堤切所長51間半	同国駿東郡沼津宿
	明治3年4月～5月	狩野川通堤切所長30間	同国同郡沼津宿本町
	明治3年4月～5月	狩野川通石堤切所長33間	同国同郡同町
	明治3年4月～5月	狩野川通石堤切所長47間	同国同郡上香貫村
	明治3年4月～5月	狩野川通堤切所長51間	同国同郡大平村
	明治3年4月～5月	瀬戸川筋堤切所長29間	同国志太郡鬼岩寺村
	明治4年2月～3月	富士川筋堤切所長290間	同国富士郡宮下村五味島村組合
	明治4年2月～3月	富士川筋堤切所長88間	同国同郡宮下村五味島村森下村組合
	明治4年3月～5月	富士川筋堤切所長15間4尺	同国同郡長貫村
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切所長51間	同国安倍郡牛妻村
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切所長30間	同国同郡依沢村
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切所長90間	同国同郡郷島村
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切所長51間	同国同郡下村
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切所長15間	同国同郡籠上新田
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切所長181間半	同国同郡安西外新田
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切所長10間	同国有渡郡中島村
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切所長44間	同国安倍郡向敷地村
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切所長24間半	同国同郡松富村下組
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切所長40間	同国同郡安西外新田
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切所長22間半	同国同郡津渡野村
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切長40間	同国同郡松野村
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切長50間	同国同郡油山村
	明治4年3月～5月	安倍川筋堤切長26間半	同国同郡郷島村
	明治4年正月～5月	大井川筋堤切所長120間	同国志太郡島田宿
	明治4年正月～2月	大井川筋堤切所長30間	同国同郡細島村
	明治4年2月～3月	藁科川筋堤切所長50間	同国安倍郡牧ヶ谷村
		藁科川筋堤切所長64間	同国同郡古瀬戸村
	明治4年2月～3月	興津川筋石堤切所13間	同国庵原郡谷津村横山村組合
	明治4年2月～3月	興津川筋石堤切所45間	同国同郡薩陞村
	明治4年3月～4月	瀬戸川筋石堤切所89間	同国益津郡八桶南村
	明治4年2月～5月	瀬戸川筋石堤切所18間	同国同郡大覚寺下村
	明治4年2月～5月	瀬戸川筋石堤切所11間	同国同郡大村新田
	明治4年2月～3月	朝夷川筋堤切所長80間	同国同郡借宿村高田村組合
	明治4年2月～3月	朝夷川通堤切所長11間	同国同郡中里村
	明治4年2月～2月	狩野川筋堤切所長16間	同国駿東郡我入道村
	明治4年2月～5月	狩野川筋堤切所長62間	同国同郡上香貫村
	明治4年3月～4月	潤川筋堤切所長63間	同国富士郡久沢村
	明治4年2月～3月	南一文字堤越所長262間	同国駿東郡船津村
	明治4年2月～3月	南一文字堤越所長200間	同国同郡西船津村
橋梁・樋	明治2年	東海道 土橋長6間幅2間掛替	同国有渡郡古莊村粟原村合併
	明治2年	字滝川通 悪水吐堰樋長6間 高4尺 横9尺	同国駿東郡今泉村
	明治2年	堰樋長6間 高2尺 横3尺	同国安倍郡下村
	明治2年	堰樋長1丈 幅2間 高8尺	同国志太郡田尻村
	明治3年11月～12月	甲州道中ハツ川通 土橋長5間幅6尺5寸	同国庵原郡宍原村
	明治3年11月～12月	東海道 板橋長2間幅2間	同国有渡郡上原村
	明治3年10月～11月	東海道 土橋長6間幅2間	同国同郡小田村草薙村合併
	明治3年	用水堰樋長5間 高3尺横4尺	同国安倍郡福田ヶ谷村
	明治3年	用水堰樋長7間 高4尺横4尺	同国同郡松富村下組
	明治3年	用水堰樋長7間 高3尺5寸横4尺	同国同郡同村上組
	明治3年	用水堰樋長6間 高1尺横5尺5寸	同国富士郡西比奈村外6ヶ村
	明治3年	用水堰樋長6間 高6尺横1尺	同国同郡比奈村三組
	明治3年	用水操抜穴長40間	同国同郡上下山本村
	明治4年正月～6月	東海道三島宿沼津宿ノ内 板橋長36間幅2間架替	同国駿東郡木瀬川村
	明治4年2月～4月	字和田川 土橋長8間半幅2間半	同国富士郡吉原宿
	明治4年2月～3月	用水路長50間 深3尺横2尺	同国駿東郡菅沼村
	明治4年2月～6月	用水留長40間 深4尺横2尺	同国同郡竈新田
	明治4年3月～3月	堰樋長8間 高3尺横4尺	同国安倍郡松富下組
	明治4年3月～3月	堰樋長7間 高2尺横3尺	同国同郡油山村

静岡県史料刊行会編『明治初期静岡県史料』第二卷(1968年, 静岡県立中央図書館蔵文庫)より作成

現島田市落合の横山家文書（島田市博物館所蔵）には、「水利御用会所 御普請御入用蛇籠竹通」（明治三年一二月）、「水利御用金貸付控」（四年四月）、「水利御用金銭出入帳」（四年六月吉日）、「水利方諸色掛竹会所日々請払万事日記」、「水利方竹会所惣太夫手遣日記」といった表題の文書が残されているが、それは、水利路程掛（水利郡方掛）の存在と活動を前提にしながら、「水利」というそれまであまり使われていなかった用語が地域住民の中にまで浸透した姿を示しているといえる。

ただし、民間の構想と藩側の政策意図とを一致させ、実際に施策を進めるには時間切れであった。村々に基盤を置いた近世以来の水防組合や用水組合がほぼそのまま存続していた一方、金原明善を典拠とする有志のみを結集するという結社方式による新たな取り組みも、まだ始まったばかりであった。<sup>(7)</sup> 水利路程掛の治水事業、ひいては静岡藩の民政は全面展開することなく、未発に終わったといえる。強大な財政基盤も、高度な技術力にも欠けており、公共性を最大限に打ち出し大規模に治水を押し進めるべき行政機関として藩はあまりにも非力であった。為政者が担う「治水」と、地域や個人が行う「水防」とが完全に分離し、すべてが治水にゆだねられるようになってしまった戦後の現代的状況は、この当時にはまだ微塵も発生していなかったのである。

一方、農民たちとは別に一般の静岡藩士たちが住民の一員として水防活動に従事することはなかったのであらうか。その点については、以下の史料が興味深い事実を伝えてくれている。

大原道蔵・松岡萬江

抑木枯山之儀者水勢之妨害を為し候ニ付此度御取毀相成候ニ付而者固より土石運搬等衆力を不費候而者成功ニも難相成事ニ而畢竟従前之鴻害を除き後來之水利を起し候事ニ候得者則国事ニ報する之一端共可相成事ニ付勤番組当主并二厄介等有志之もの者其場江出張右工役ニ従事之儀随意勝手たるへく候乍去右之事業ニ強而□候様ニとの

事二者無之候間其辺□取違無之様寄之申通候様可被致候尤場所中之儀者松岡萬差図可致候得共若出張無之節者同人ニ差□候役々ニ而差配可致候間其段兼而相心得委細之儀者改心所掛并大原道蔵可被談候右之通静岡勤番組之頭江口達致候間可被得其意候<sup>(7)</sup>

年不明の通達であるが、内容から判断して、権少参事・水利路程掛たる松岡万と水利路程掛郡方改役大原直路（道蔵）あてに藩庁から出されたものであろう。静岡勤番組の当主や厄介らが自由意志で治水工事に従事するようにとの布達を下したので、その業務を統括するようにとの内容である。「国事」に報いる覚悟で工事に従事すべきであるとの言辞からは、農民任せにせず藩士たちにも水防にあたらせようという藩の姿勢が見て取れる。ただし、強制ではなかったので、果たしてどれだけの藩士たちが実際に工事に参加したであろうか。

そもそも、領主と領民が一体性を保っていたとしても、七〇万石一藩だけでやれることには限度がある。明治三年一〇月、静岡藩は、同年七月一九日の大風雨で受けた四大河川の堤防破壊距離（計七〇〇四間＝一二キロメートル余）と領内各地の民家流失・損壊状況（計六九〇一軒）の一覧を添え、明治政府への助力を申請した。その嘆願書は、大河の堤防普請にはとても「藩力」が堪えないため、一度は国役普請を認められたものの、その後それが差し止められ、代わりに五万両の拝借金を下され、藩費も加え一八万両で工事を実施した、しかし今回の被害でさらなる堤防修理が必要となり、その莫大な出費に藩財政は持ちこたえられない、窮民を見捨てることもできないので、是非とも七万両の拝借をお願いしたいとの内容だった。この願いは、同年一二月、五か年賦返納による五万両の貸下げという形で認められた。<sup>(8)</sup> 自然の脅威の前に自らの限界を思い知らされた静岡藩は、中央政府の力を頼らざるをえなかったわけである。

## ⑤ 旧幕臣からの新たな土木官僚輩出の揺籃

前節では、静岡藩の水利路程掛が治水行政の実務・技術面においては、旧幕時代と比較して格段の変化を示したわけではなかったことを明らかにした。しかし、③で触れておいた人的側面での革新、すなわち洋学者の治水行政への参画は、何ら意味を持たなかったであろうか。残念ながら廃藩までのわずかな期間でその効果は表れなかったといえるが、その後、人材が明治政府へとバトンタッチされることで新たな展開が始まる。静岡藩は新時代の土木官僚を生み出す源泉となり、水利路程掛が存続したわずかな期間はその揺籃期だったといえる。

水利路程掛の幹部の一人、福岡久（金吾・久右衛門・元明、生没年不詳）は、もともと天文方に勤務した和算家であり、長崎海軍伝習所で洋算と海軍術を修めた。彼については、同じく水利路程掛に属した長崎海軍伝習所出身者である佐々倉桐太郎・赤松則良とは違い、これまでその履歴が詳しく紹介されることがなかった。判明していたのは、天文方手付から長崎海軍伝習所第一期生となり、堀利熙らの樺太巡検への随行、海図「神奈川港図」の作成、尾張・伊勢・志摩沿岸の測量、全国沿岸測量実施の建白などを行い、幕府海軍では一等士官・軍艦頭取・軍艦役に昇ったこと、幕府瓦解後は駿府に移住し駿河府中藩が清水港に設置を計画した海軍学校頭並（後に頭）に任命され、同校が不発に終わった後は水利路程掛に転じたこと、さらに廃藩後は東京へ戻り明治政府の土木寮・測量司などに出仕したことなど、断片的な経歴である。<sup>(75)</sup>そこで、旧幕時代までの内容であるが、これまで紹介されてこなかった彼の履歴とその家系がまとめて記されたものを史料63として翻刻・掲載しておきたい。

水利路程掛としての福岡の活動については、前節で述べたところが

あった。他に、勝海舟の日記、明治三年二月二三日条に「福岡久、ブランドボンプの事談す。近日出火、日々についてなり」とあるのは、消防ポンプのことであろうか。同じく四年八月一三日条に「中村より使い。ポンプ清水へ参り候旨申し越す」、同一七日条に「ポンプ会所へ遣わす」とある。ポンプの使用は水利路程掛の業務と関係がありそうであるが、それ以上詳しくはわからない。明治政府出仕後も土木関係の役職に就いたことからすれば、静岡藩時代においても彼の先導性を見出したところであるが、残念ながら史料不足である。

ちなみに、先にも少し触れたが、静岡藩において技術系の仕事に携わった旧幕府海軍士官の例としては、明治天皇の東幸に際して富士川の船橋架設を担当した布施鉉吉郎がいる。当時木版で発行された「明治元年辰九月東海道富士川船橋四百分一之略図」という図に、「船橋御掛り御役人」八名の筆頭に彼の名が記されているのである。<sup>(76)</sup>他の七名は地方役の者たちであり、さらに「大工棟梁」一名が掲載されている。布施は、御軍艦組勳方・御軍艦組三等勳方などをつとめ、幕府の造船機械発注のためヨーロッパに派遣された経験ももっていた。幕府瓦解後に軍艦役並蒸気役一等となり、静岡藩では海軍学校取締役・運送方取締役をつとめた。大工棟梁として記された鈴木長吉とは、伊豆河津の船大工から咸臨丸乗組員となり、幕府海軍の御船附大工職に採用、千代田形の建造に携わった人物のことであろう。架橋の仕事は海軍の技術や洋学の知識を民政に応用する機会であったかもしれないが、布施・鈴木とも水利路程掛に関わるようなことはなかったようだ。

むしろ後に与えた影響という点では、水利路程掛を短期間で辞した赤松則良（大三郎）のほうが顕著な足跡を残したといえる。赤松が水利路程掛に任命されながらも、結局は沼津兵学校教授との兼務が難しく、辞任した経過は、以下に紹介する日記の記述から判明する。

明治元年12月「十二月十四日綾雄殿より達ス

赤松大三郎江

水路為見分府中表迄被差遣候間早々出立可致候」

12月24日「府中発足清水湊巡見廿六日帰宅ス」

明治2年5月19日「万野原土着地用水之事并吉原湊小須港浪除土堤普請ニ付可否見分致呉候様阿部より頼ニ付罷越可申旨差置」

5月22日「万野原江着見分」

5月24日「吉原宿江泊 翌廿五日上條元之輔地方役鈴木孫四郎召連小須港見分」

7月12日「内房山石炭見出之場見分ニ行」

7月13日「大風雨ニ而小須港土手浪除ケ大破」

8月19日「大野新田之名主来る吉原湊水門之取建方ニ付策を乞ふ」

8月20日「朝荒増図にして遣ス」

9月6日「鈴木香峯并今泉依田橋村名主等来ル小須港浪除普請願候

一条九月十九日附之書状ニ而静岡服部戸川より申談度有之二付出張

可致趣申越是者多分水利の一条たるへし 右の義ニ就而者万事委任

有之候哉又者是迄之通一等教授方より被雇出役ニ而御普請惣御入用

之三分丈ケ出役料として被下候哉右二条の約速ニ而御受可致左も無

之艘ハ、是迄之通ニ而掛り御免可相願積り決ス」

10月8日「静岡表江行十日政事庁江出水利路程掛之義御免を願其主

意は以来 御一変充分御世話可有之に於ては水利掛定額御 掛り

役々御減し頭壺人調役七八人同下役十六七人になし被下候ハ、勉強

勤可申只今迄之処ニ而者頭取候者四人にて全く余慶ニ有之且目論

見等は右之通り下役より取定差出候義ニ而頭取候者は小印を押し候

段の如く候然るに四人頭を並へ居候処江某壺人を相増候へ者頭分五

人と成莫大を俸を拝領し本意ニ無之旨也」

人となつた。すなわち、彼が奉職した沼津兵学校では、規則書「徳川家

赤松は、水利路程掛を拝命する明治二年二月よりも以前、元年一二月

にはすでに水路の見分を命じられていた。翌年に入ってから、吉原湊

の水門設置、小須湊の潮除土手の普請、土族集団土着地である富士郡大

宮町（現富士宮市）万野原の用水敷設などについて実地調査を行い、関

係する宿村の名主たちとも会談を行った。しかし、かねがね藩内の冗員

削減を唱えていた彼としては、下役たちが提出した目論見帳等に押印す

る程度の役割である水利路程掛トップに五名は多すぎ、自らがその一

人として名を連ねることは無意味であると主張、二年一〇月には辞任を

申し出たのである。彼を除く水利路程掛のトップ四名とは、川上・佐々

倉・福岡・根立のことであるが、佐々倉・福岡とは同じ旧幕府海軍出身

ではあつても、一人赤松だけはすでに沼津での陸軍士官養成の仕事に自

身の能力の発揮場所を移していたため、二足の草鞋を履くことは無理

だったのだろう。なお、赤松は明治政府の海軍に出仕した後の明治四年

時点でも、「土木頭と文部の教官は僕の望む処ニ御座候」と述べ、土木

部門の官庁への転任希望を持っており、水利・土木の仕事に対する執着

を持ち続けたらしい。

ところで、赤松が藩当局から買われた理由は、彼がオランダへの派遣

留学生として同地で学んだ内容にあつた。彼は、「此地では造船学研究

の余力で工学博士フハンデルマーテに就いて土木・水利・建築等の諸学

科を兼修した」というのである。海軍士官として造船技術を研修したの

みならず、アムステルダムでは土木・水利・建築などの工学一般につい

ても学んだという、当時の日本国内には稀有な存在だつた。その頭脳を

活用しない手はなかつたのであり、藩幹部が彼をして領内の治水行政に

あたらせようと考へたのは当然であつた。

赤松のオランダ仕込みによる土木・水利の知識は実務面では実現しな

かつたが、彼が本務として取り組んだ教育の中ではそれが反映されるこ

となつた。すなわち、彼が奉職した沼津兵学校では、規則書「徳川家

兵学校掟書」(明治元年一二月制定)の中で規定された学科に、「築造学」「橋梁」「水理学」「道路」「橋 水道」といったものが盛り込まれたのである。それは本業生(専門課程)の築造科(工兵科)で修めるべきとされた科目であった。また、二年四月に起草された「徳川家沼津学校追加掟書」は、既設の兵学科(兵学校)に加え文学科(政律科・史道科・医科・利用科の四科から成る)を新設し、藩の文官を養成するという方針を打ち出したものであったが、その中には、以下のような条文が設けられ、利用科においては後の工学部・農学部での教育機能に相当する技術者の育成が想定されていた。

第六条 利用之科は富国之源を開き民生を厚うするの根本にして総而土木之功器械之製より水利礦山樹芸農耕等之事を司り候人材を致教育候事

第廿六条 利用科之本業科目は左之通り(カリキュラム略)

第廿七条 利用科之内ニ而土木器械之事ニ関り候者は器械学を主とし礦山農耕等ニ関り候者は化学を主と致候事各当人之志願ニ任候義ニ有之候得共偏廢不相成候様可致候事

第三十一条 利用科之本業生は御領内大工作土木等之事有之候節は学校頭取より添翰を以て実地修業之為見分罷越候義被相許候事<sup>(82)</sup>

ともにオランダに留学した経験を持つ沼津兵学校頭取西周と赤松とは、互いの文系・理系の専門知識を突き合わせ、この「追加掟書」を作成したものと思われる。

ただし、実際には沼津兵学校に文学科が新設されることはなく、「追加掟書」は幻に終わった。また、既設の兵学科においても、資業生(基礎課程)から本業生に進級する前に学校が廃止されてしまったため、水理学などを本格的に学んだ生徒は出なかった。

とはいえ、沼津兵学校の生徒たちが、赤松らが作り上げた学校の中で、科学技術の基礎としての数学・実地測量などをみっちりとしたこととは間違いのない。その後、沼津兵学校資業生からは石橋絢彦、同附属小学校生徒からは田辺朔郎・小田川全之らが工部大学校の土木科へと進学し、高度の専門教育を受けた技術者・工学者となった。偶然かそれとも意図したのか、福岡久の息子福岡伸郎も沼津兵学校第三期資業生となっていた<sup>(83)</sup>。

また、治水・水利・土木などに関わる仕事をすることになった、その他の中級・下級技師としては、史料64として大蔵省土木寮十二等出仕在職中の日記「官途日録」(明治六年四月一五日〜一〇月一三日)を翻刻・紹介した大川通久(沼津兵学校第二期資業生)がいる。彼は土木技術者というよりも測量技師であったが、明治政府の治水行政の一端に携わった一人であったことは間違いない。その日記には、上司である「福岡先生」こと福岡久をはじめ、「浅野先生」こと浅野永好(沼津兵学校教授↓民部省土木司権少佑↓大蔵省土木寮権中属↓内務省地理局三等属)、「伊藤氏」こと伊藤鉞五郎(箱館戦争参加↓土木寮下工生↓内務省地理局六等属)らの名前も登場するが、いずれも旧幕臣・静岡藩士たちが獲得した能力を活かしつつ、その分野において果たした役割が末端レベルで記録されているといえよう<sup>(84)</sup>。この時の大川らの作業は、その後を開始されたお雇いオランダ人技術者デレーケらによる木曾川改修工事の準備段階での測量調査というべきものであり、その成果は明治八年(一八七五)に三〇〇〇分の一実測図として完成したようである<sup>(85)</sup>。

大川の「官途日録」に同僚として登場する「矢橋氏」こと矢橋裕は、沼津兵学校第一期資業生の出身であった。明治六年(一八七三)一〇月に明治政府に雇用され、淀川改修の設計を担当したオランダ人お雇い技師エッセルは、回想録の中で「この仕事を押し進めるにあたって我々の助手を務め、同時に我々からいろいろ仕事を学び取れるように

と、我々にはそれぞれ2名の日本人の若者がつけられた。私に割当てられた青年は、矢橋と島津という名前であった<sup>(86)</sup>と書いているが、この矢橋こそ矢橋裕のことであった。島津は島津定業のことであり、やはり静岡県士族すなわち旧幕臣である。内務省土木寮十級出仕(明治九年時点)、内務省土木局七等属(二三年時点)などを歴任した矢橋には、『土木工学応用動水篇』(一八九六年、長野県榎谷国松編集・発行)という口述書があるほか、その後の履歴は不詳ながら、大阪築港事務所などに勤務し土木・水利関係の仕事が続けことがうかがえる。さらに付け加えれば、矢橋の沼津兵学校の同期生西尾政典も内務省土木局御用掛をつとめた人であり、『理論及実用桁構新書』(第一回〜第四回／四冊、一九〇一年刊)という訳書を残している。「官途日録」には登場しないものの、同時期に同様の業務に従事した同僚かつ沼津兵学校出身者として、鈴木重固(沼津兵学校三等教授並↓民政部土木権少佐准席↓大蔵省土木寮十二等出仕↓土木寮補下工生↓内務省測量司一等少技手)もいた<sup>(87)</sup>。

水利路程掛となった福岡・佐々倉・赤松らはいずれも旧幕府海軍出身者であり、海軍系の技術力が治水技術に与えた影響は大きかったといえるが<sup>(88)</sup>、一方の旧幕府陸軍からも静岡藩において水をめぐる技術分野の仕事に従事した者が輩出している。幕府陸軍で撒兵差図役下役旗役兼勤や「砲兵護衛兼土工心得」をつとめた石塚周則(又一郎)は、維新後は駿河国田中(現藤枝市)に移住し、「生育方兼作事方主任」を命じられた(明治三年時点では田中勤番組支配世話役)。もともと「建築規矩術」に熱心だったことから、藩士居住地の地割のため測量を行い、山林から建築用材を伐り出したほか、志太郡益津村青池を源とする数十町に及ぶ伏樋を敷設、田中城内外の飲用水確保に成功した。廃藩後は上京し、宮内省内匠寮十五等出仕を拝命、以後も建築関係の仕事に携わった<sup>(89)</sup>。石塚は水利路程掛に属したわけではなく、その

仕事は静岡藩における組織・業務の未分化を意味しているのかもしれないが、その後の履歴は、明治政府の中でも民生部門の技術者として生き続けることができた陸軍系旧幕臣が存在したことを証明している。また、大工棟梁として代々幕府に仕えた家に生まれた加藤秀寿は、幕末の工兵差図役を経て、維新後は鳥取・新治・茨城・静岡の諸県で官吏をつとめ、茨城県では土木課長を任せられ、吉田用水航路運河開鑿を担当するなど、土木管繕を専門とした<sup>(90)</sup>。同じく幕府の大工棟梁から工兵士官に転じた黒沢敬徳(吉太郎)は、維新後は新政府に出仕し土木大令史・内務一等属などを歴任し、宮城県で野蒜港建設を担当した<sup>(91)</sup>。加藤・黒沢とも静岡藩とは無関係であるが、いずれも旧幕府陸軍系の土木技術者だったといえよう。

その他、幕府普請役や静岡藩水利路程掛から明治の中央省庁や府県で土木・治水関係の同様の仕事を続けた者たちについては、表1の「その後の履歴」を参照されたい。静岡藩廃止後もその直接的な後身である静岡県・浜松県で治水関係の仕事を継続した水利郡方掛出身者として明確なのは、表1にみるように荻野可孝という人物である。また、履歴書の具体例としては、史料58、59、60、61、62として松岡万、川上綏之、上条俊方、小池久以、米倉可直(幸五郎)のものを掲げておいた。ただし、松岡と服部については静岡県・東京府などでの業務内容は不明である。また、米倉は、父幸内が幕府普請役元メであり、自身も普請役だったようだが、静岡藩時代には水利路程掛に属さず、公用掛公用方下役をつとめ、新政府出仕後に土木の仕事に復帰したパターンである<sup>(92)</sup>。長崎海軍伝習所出身の浦賀奉行所同心土屋忠次郎に測量術を学び、静岡県の土木課・租税課・治水課などで職を奉じて社山用水や牧野原疎水工事に携わった山本正<sup>(93)</sup>も、水利路程掛とは無関係ながら後に治水分野で仕事を残した旧幕臣である。権少参事として水利路程掛の幹部の一人であった根立盧水については、民部省地理権正杉浦護の日記・

明治四年正月二三日条に「以根立氏為地理権大佑、真中少佑来謁<sup>(94)</sup>」とあることから、民部省地理寮への登用が検討されたらしいが、その後の動向は不明である。

沼津兵学校を代表格とする旧幕臣・静岡藩士の洋学系人材群については、同時代の他藩からも注目が集まっており、それを明治新政府が積極的に活用すべきだという意見も出されていた。それが史料42として掲載した、鹿兒島藩士市来四郎による「産業教授局」の教官として採用すべきという建白書である。中でも注目すべきは、水利路程掛の一員である上条俊方（元平）の名が「本邦水利学」を得意分野とする人物としてあげられている点である。<sup>(95)</sup>市来が考えた産業教授局とは、殖産興業を目的に「諸工芸或農耕・水利・堤防・租税」などに資する教育機関のことであり、そこに水利・治水の技術は欠かせない分野とみなされていたわけである。ただし、「本邦」とあることから、上条はその履歴からして洋学とは無関係であり、あくまで伝統的な治水技術の伝承者として評価されたわけである。また、史料60で紹介したように、実際には彼は大蔵省の徴税部門の一官吏で終わったようであるが。

先学は、近世における治水技術について、「治水工法の認識は領主側としても上層役人や儒者のものとはなっていない。農民支配の実務（これを「地方の業」という）にたずさわる代官以下の知識となっている<sup>(96)</sup>」と述べ、その学問としての限界性を指摘したが、静岡藩の水利路程掛や沼津兵学校の試みは、「地方の業」と洋学とが結びつくことで、その近代的な学問への発展の可能性を示したといえる。ヨーロッパでは、伝統的な技術は、数学化＝規格化・定量化によって経験的・秘伝的性格から解放され普遍性を具備することで、近代工学という学問に昇華したが、それはただかフランス革命期に創設されたエコール・ポリテクニク以降のことであった。<sup>(97)</sup>

## おわりに

現代において静岡藩の水利路程掛に相当するのは、県庁や市役所の土木建築関係の部課に勤務する技術公務員であろう。技術公務員には、行政執行者（規制・許認可など）、政策立案者、土木インフラ管理者、土木プロ（技術管理・人材育成）としての側面があり、またその役割は、測量・設計などを自ら行うプレーヤー（インハウスエンジニア）↓外注・育成・指導などを行う監督↓全体のマネージメントを行うコーディネーターという変化を遂げてきたという。<sup>(98)</sup>

近世において武士身分が担った幕府普請役の場合、自らが技術者である場合と監督やコーディネーターである場合とが混在していたように思う。一方、明治以降には、近代的な科学技術教育を前提に、上級から下級に至る層の厚い人材が育成され、また、純粹な技術者とそこから派生した技術官僚とが並び立つことで、政策レベルからも実務レベルからも行政を推進した。静岡藩の水利路程掛は、近世的な存在と近代を先取りするような存在とを併せ用いることで新たな土木行政を推進しようとした形跡はあったものの、人材の採用・育成、技術の革新などを全面开展するに至らず、治水行政の近代化というにはほど遠かった。

むしろ、旧幕・旧藩時代に普請役・水利路程掛としての実務を経験することなく、沼津兵学校などでいち早く近代教育の洗礼を受けた者が、明治政府へ参入した後には活用、再教育をほどこされ、新時代の技術者・テクノクラート（技術官僚）としての成長を見せたといえる。ただし、行政機構の整備、あるいは帝国大学による官吏養成と官僚制度の確立は一八八〇年代まで待たねばならなかったものであり、早すぎた存在である旧幕臣出身技術者が明治政府の中で果たした役割は過渡的なものにとどまった。もちろん、さらに若い世代、父が幕臣だったという者の中には、

工部大学の土木科を卒業した技術エリートも見受けられるが（石橋純彦・太田六郎・田辺朔郎・小田川全之・渡辺嘉一・古川阪次郎など）、それは本人や父たちの旧幕・旧藩時代の履歴などとは直接関係しない。静岡藩水利路程掛の幹部から大蔵省土木寮・内務省地理寮などに入り、そこでそれなりの地位に就けたのは福岡久のみであった。その彼も旧幕時代には治水の専門家ではなく海軍士官だったのであり、近世的な治水技術の継承者としての存在ではなかった。

勝海舟は晩年、静岡藩時代のことを含め、治水について以下のように語ったという。

（中略）先生は晩年、静岡県の治水事業に就いて慨然として語るらく。其国を駿河と呼ぶ、河流の激駿なるは言を俟たず（中略）駿遠の地、洪水多く、人民治水の策に窮し政府に向つて其費用を仰がんとするは是非もなし。されど区々たる河身工事を以て治水の大計となすは愚も亦甚だし、只だ能く天然の地勢に従つて水を治め、天然の法則を詳かにして百年の大計を定めざれば仮令、幾重の鉄堤を築くも能く水害を避くる能はざる也。則ち水源の山林を繁殖せしめ、水流に逆ふこと無くして堤防を築き、下流の新田新地を増設することを禁じ、適宜に水流を自由ならしむるより外なき也。彼の数町の新地を得んが為に下流を狭くし、却つて萬頃の沃野を水底に没するが如きは愚の極なりと謂ふべし、余が静岡に在る日は自ら草鞋を穿ち、自製の測量器を携へて沿川の地を跋涉し、古老を訪ふて治水上の経歴方案を問ひ、以て聊か得る所ありたり。今の土木技師など云ふ者は毫も是等の事を知らずして只だ堤防に一任せんとし築いては壊され築いては壊され多額の金を濁流の裡に抛り込み居るは笑止千万のこと也云々<sup>(9)</sup>

これは、西洋起源の近代土木技術を否定し、近世以前の日本人の知恵を讃えたものといえる。すなわち、高水工事（連続堤防によって川をし

め切り、降水を一刻も早く川に集めて海へ捨ててしまうという方式）よりも、低水工事（降った雨を可能な限り土に返し、洪水を我慢してもともかくも川のゆるやかさを確保して、水を利用したいという方式）のほうを評価しているのである。勝は、西洋近代の科学技術をいち早く学んだ旧幕府海軍の指導者だったが、その後の近代日本、そして現代の「スーパードール」に至るまで踏襲されている長大な堤防によって洪水を封じ込めるという方式、いわば科学技術は自然を完全に征服できるといえる方には与していない。治水思想における「近代」は、決して自明なものではなかったのである。

西洋近代の治水工法の中にも、舟運重視か鉄道重視か、中小洪水対策か大洪水対策かといった目的の違いなどがあつた。ファン・ドールン、リンドウ、エッセル、デ・レーケラオランダからのお雇い外国人技師たちは水運を利用するための低水工事を重視しており、むしろ高水工事は彼らが去つた後、明治二九年（一八九六）の河川法成立を画期として日本人技術者たちによって本格的に推進されるようになったのであるが、個人の勘や経験だけに頼らない客観的なデータや科学によって裏打ちされた西洋の技術が明治初年に取り入れられたことは間違いない。榎本武揚ら幕府オランダ留学生の存在を前提にすると、明治五年（一八七二）のファン・ドールン招聘には「旧幕府系技術官僚の人脈がほの見える」ともされるが、その真偽は別として、たぶん同じ幕府海軍出身者であっても、勝以上に伝統からの離脱傾向が強かつたであろう福岡久や赤松則良は、オランダから持ち込まれた近代的治水技術とその理念をより一層信奉したと思われる。勝の考え方が旧幕時代の一般的な治水思想や幕府普請役たちの立場を代表しているかどうかは別として、西洋化<sup>(10)</sup>近代化への構えは、旧幕臣ましてや洋学系知識人の中においてさえ決して一様ではなかつたのである。ましてや過渡期にあつた静岡藩水利路程掛とその活動の中には、西洋近代技術の影響をほとんど受けていない前近代

型技術者（陶工・金工・器械師・治水家などを典型とする）<sup>(10)</sup>がまだ息を保っており、まさに伝統と近代とが未分化なまま併存していた。

末筆ながら、史料の調査・閲覧・撮影・複写・掲載等において多大なご協力を賜った下記の機関・個人に対し厚く御礼申し上げる次第である。磐田市歴史文書館、神奈川県立公文書館、静岡県立中央図書館、静岡県立中央図書館歴史文化情報センター、鳥田市博物館（市史編さん委員会事務局）、豊橋市二川宿本陣資料館、沼津市明治史料館、浜松市立中央図書館、浜松市立博物館、袋井市歴史文化館、藤枝市郷土博物館、富士市立中央図書館、富士市立博物館、焼津市歴史民俗資料館、高木敬雄（敬称略）。

### 註

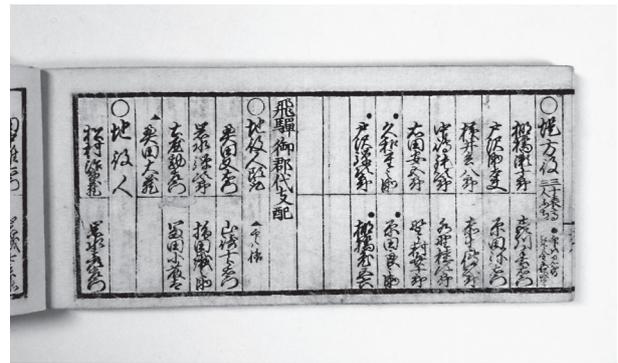
- (1) 以上、普請役の説明は、大石学編『江戸幕府大事典』（二〇〇九年、吉川弘文館）などによる。
- (2) 村上直・馬場憲一編『江戸幕府勘定所史料―会計便覧―』（一九八六年、吉川弘文館）、二二〇～二二三頁。
- (3) 村田路人『近世広域支配の研究』（一九九五年、大阪大学出版会）。
- (4) 高木家と治水に関する研究には、秋山晶則「旗本交代寄合高木家の治水役をめぐって―笠松役所との関係を中心に―」（『名古屋大学博物館報告』第一六号、二〇〇〇年）などがある。
- (5) 「解題」（『郷土資料目録第2集 美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書』、一九六三年、岐阜県立図書館）、一四五～一四六頁。
- (6) 佐藤昌介『洋学史研究序説』（一九六四年、岩波書店）、二二一頁。
- (7) 「増補改訂幕府時代の長崎」（一九一三年、長崎市役所、二二七頁）、末松謙澄『修訂防長回天史』（一九八〇年、柏書房、一九二頁）、益井郁夫『幕末の鬼才三浦乾也』（一九九二年、里文出版、九八～九九頁）および公益財団法人江川文庫所蔵「長崎出役御用留」（寅閏七月・柏木、複製は伊豆の国市立中央図書館所蔵）による。「長崎出役御用留」は、嘉永七年閏七月二九日下命・江戸出発から八月二六日長崎着、九月二六日長崎発、十一月八日蕪山着までの期間について、派遣された蕪山代官手代柏木忠俊・望月大象、江川氏家臣の蘭学者矢田部卿雲らの日々の動向を記録したものであり、長崎で行動を共にした佐藤陸三郎職人藤太郎（尾形乾山六世こと陶工三浦乾也のこと）らの名も多く登場する。佐藤は、「蒸気之仕懸」を調査するため、出島に赴きカピタンから「蒸気船之図」を借り出したり、「大船製造方心得のため阿蘭商船見置」を行い、「船中造作其外帆綱操方」を実見したことなどがわかる。これは、長崎海軍伝習所設置前に海軍中佐ファビウスが、同年閏七月から九月（西暦では九月から一〇月）にかけて、幕臣や肥前藩士に対しスピン号（後の観光丸）を使って行った予備伝習のことである。この予備伝習については、ファビウスの日記にも記載があり、新暦一〇月一八日条に「今朝、江戸の将軍が派遣した五人の紳士に蒸気機関術、造船術、砲術を伝習する要請を受けた」とあるのが、佐藤・柏木らのことだとされる（フォス美弥子編訳『海国日本の夜明け―オランダ海軍ファビウス駐留日誌』、二〇〇〇年、思文閣出版、七二頁）。
- (8) 田原昇「幕府普請役の「御用」分担と経歴―井上貫流左衛門家文書より―」（『東京都江戸東京博物館調査報告書第18集』『幕臣井上貫流左衛門家文書の世界』、二〇〇六年）、四八頁、五八～五九頁。
- (9) 大谷貞夫『近世日本治水史の研究』（一九八六年、雄山閣出版）、七二頁、三八五頁。
- (10) 松平太郎『江戸時代制度の研究』（一九一九年、武家制度研究会、一九九三年復刻、新人物往来社）、九八二頁。
- (11) 清水正彦「享保期大井川治水と福田清助―大名預地における幕府作事方役人の川普請・公金貸付仕法―」（根岸茂夫他編『近世の環境と開発』、二〇一〇年、思文閣出版）。
- (12) 宮内公美（左右平、一八二二～九三）の履歴は、「埃外宮内翁墓」（東京都豊島区・善養寺）に彫られており、それによれば代官手代の後は慶応二年普請役、同三年御勘定と進み、維新後は果鴨で隠退した後、新政府に出仕し神奈川県愛媛県埼玉県に奉職したことがわかる。明治元年一月時点の駿河府中藩の地方役の名簿に「志多郡田中最寄山手」の地方添役として「宮内左五平」の名があるが（清水町史編さん委員会編『清水町史 資料編V 近現代』、二〇〇一年、清水町、一八頁）、それが彼のことだとすれば一旦は静岡藩に所属したことになる。
- (13) 「旧事諮問録―江戸幕府役人の証言―」下、一九八六年、岩波文庫、一〇〇～一〇一頁。なお、宮内と同じく代官手代として民政に従事した蕪山代官配下の長沢家の旧蔵書（伊豆の国市蕪山郷土史料館所蔵）には、「算法地方大成」、「御普請定法書」、「川除御普請積方（水防仕法）」、「算則」、「八線表」といった治水・測量・算法関係のものが見られ、知識としては技術的素養を身に付けていたことがうかがえる。
- (14) 永原慶二『富士山宝永大爆発』（二〇〇二年、集英社）、二五七頁。
- (15) 洞富雄『問宮林蔵』（一九六〇年、吉川弘文館）、四五～四六頁。なお、問宮林蔵自身も文政五年（一八二二）七月に普請役に採用され、その養子鉄次郎は普請役を経て御広敷添番頭（旗本）にまで昇進した。

- (16) 磐田用水連合会編『磐田用水誌』(一九五二年、同会)、七〇頁。
- (17) 『静岡県富士郡誌』(一九一四年、富士郡役所、一九九六年復刻、千秋社)、二九〇三〇頁、五弓雪窓編著『事実文編』五(一九八〇年、関西大学出版・広報部)、五二七頁。
- (18) 佐藤嘉長と陸三郎が同一人物であることは、帰郷堤と呼ばれることになったこの堤防工事の書類、安政五年三月「富士川通松岡村模様替堤御普請出来形帳」という文書に「御普請役元メ佐藤陸三郎」としてその名が記載されていることから明らかであり(吉村久夫編・塩崎安治刊『仮題 富士川治水に関する古記録の集成』、一九一七年、一九九〇年電子複写版、富士市立中央図書館所蔵、一七五―二二一頁、二二九―二八六頁)、また、『静岡県富士郡岩松村沿革誌』に「安政五年幕吏佐藤陸三郎亀甲出及帰郷万保ノ二堤ヲ築キ始メテ怒浪衝突ヲ防止ス」、「加島村誌」に「幕府御普請役佐藤陸三郎勘定役露木邦憲此地ニ来リ流亡転遷ノ惨状ヲ見幕命ヲ待タズシテ復旧ノ工事ヲ起シ(中略)翌五年三月竣工ス」、「富士市史」下巻(一九六六年、富士市、九九頁)に「明治元年富士川は大洪水に見舞われて、安政五年幕吏佐藤陸三郎らによって構築された堤防は、見るも無惨に崩壊してしまつた」などと記述されている。ただし、「当時の工事関係者のうち、地元の研究者は工吏佐藤嘉長を陸三郎とし、(幕府の土木方)普請方?」築造者であると考えているようである。一説には小田原藩士とも言われている(杉山熙司「帰郷堤と土岐撰津守朝昌」『駿河』第四四号、一九八九年、駿河郷土史研究会、五九頁)などと、地域史の中では誤解も生じている。
- (19) 『坂城町誌』中巻(一九八一年、坂城町誌刊行会)、七六七―七六七頁。
- (20) 復刻版としては、楠善雄解説『江戸科学古典叢書8 土木工要録(付録)』(一九七六年、恒和出版)。
- (21) 『江戸幕臣人名事典』第三巻(一九九〇年、新人物往來社)。
- (22) 文京ふるさと歴史館編『本郷に生きたサムライの生涯―幕臣・官僚・明治維新―』(一九九七年、文京区教育委員会)、一〇頁、四八頁。
- (23) 前掲『幕臣井上貫流左衛門家文書の世界』。
- (24) 有坂文雄「有坂家―私のルーツ探し―」(『柳宮』第一四号、一九九九年、柳宮会)。
- (25) 水谷三公「江戸の役人事情」(二〇〇〇年、筑摩書房)、一五八―一六〇頁。
- (26) 日本科学史学会編『日本科学技術史大系 第16巻 土木技術』(一九七〇年、第一法規出版株式会社)、一五―一六頁、「日本土木史総合年表」(二〇〇四年、東京堂出版)。
- (27) 大谷前掲書、八〇頁。
- (28) 『静岡市史 近世史料三』(一九七六年、静岡市役所)、三四一―三四二頁。
- (29) 小泉雅弘「明治初期東京府の人的基盤―「東京府史料」所載官員「履歴」の紹介をかねて―」『江東区文化財研究紀要』第5号(一九九四年、東京都江東区教育委員会)、四三頁。
- (30) 新沢嘉寿「農業水利論」(一九五五年、一九八〇年復刊、東京大学出版会)、三二―三三―三四頁。
- (31) 貝塚和実「明治維新时期における直轄県政と民衆―利根川中流域の治水・水利問題をめぐって―」(『歴史学研究』第五四八号、一九八五年)。
- (32) 安竹貴彦「大坂奉行所から大阪府へ(二)―幕末から明治初年における町奉行所と力・同心の動向を中心に―」『奈良法学会雑誌』第一四巻第二号、二〇〇二年。
- (33) 安竹貴彦「明治初年大阪の行政・司法組織―その人的資源の供給源―」(大阪市立大学文学部研究科叢書編集委員会編『近代大阪と都市文化』、二〇〇六年、清文堂出版)、一三頁。
- (34) 笠松町史編纂委員会編『笠松町史』下巻(一九五七年、笠松町公民館)、三五頁、五四―五五頁。
- (35) 中岡哲郎『日本近代技術の形成(伝説)と(近代)のダイナミクス』(二〇〇六年、朝日新聞社)、四四七頁。
- (36) 浦長瀬隆「明治前期における大蔵省経済官僚の形成(神木哲男・松浦昭編)近代移行期における経済発展」、一九八七年、同文館出版株式会社、三三三頁。
- (37) 飯島千秋「江戸幕府財政の研究」(二〇〇四年、吉川弘文館)、一七六頁。
- (38) 『静岡県史 資料編16近現代一』(一九八九年、静岡県、一三三四頁。ほぼ同文の別史料では、任命は二月一日のこととなっている(岩下哲典・高橋泥舟史料研究会編『高橋泥舟関係史料集 第一輯(日記類一)』、二〇一五年、同会、四〇頁)。
- (39) 『静岡県史 資料編16近現代一』、一三三七頁。
- (40) この時の船橋架橋は木版による図に描かれ、布施のほか、長坂庄八郎・根立助太郎・石井勝之進・小林源之助・平林百助・石井弥市・渡辺源次郎らの船橋御掛り御役人、大工棟梁として鈴木長吉の名も記された(公益財団法人江川文庫所蔵、資料番号15―2―8)。
- (41) 農民の用水池開墾反対運動への対応など、水利路程掛松岡万の活動とその結果彼が神として祀られるに至った事例については、池田俊次『大池事件と松岡霊社』(一九八〇年、遠州文化センター)、『大池周辺の生活―水と農業を中心として―』(二〇〇二年、磐田西高校社会部)、望月憲一「明治の生神様―太吾正人と松岡萬と―」(『清見潟』第二〇号、二〇一一年、清水郷土史研究会)、杉山谷一「明治三年遠州「大池事件」と静岡藩」(『地方史研究』第三四八号、二〇一〇年)などを参照のこと。
- (42) 藤田英昭「旧幕臣の駿河移住と高橋泥舟―高橋泥舟「御用留」を中心に―」(岩下哲典編『高邁なる幕臣高橋泥舟』、二〇一二年、教育評論社)、一九〇頁、前掲『高橋泥舟関係史料集 第一輯(日記類一)』、四九頁。なお、同じ高橋泥舟日記の二年三月一〇日条には、宇津谷峠の崩落現場を佐々倉桐太郎が見分するとの記事が

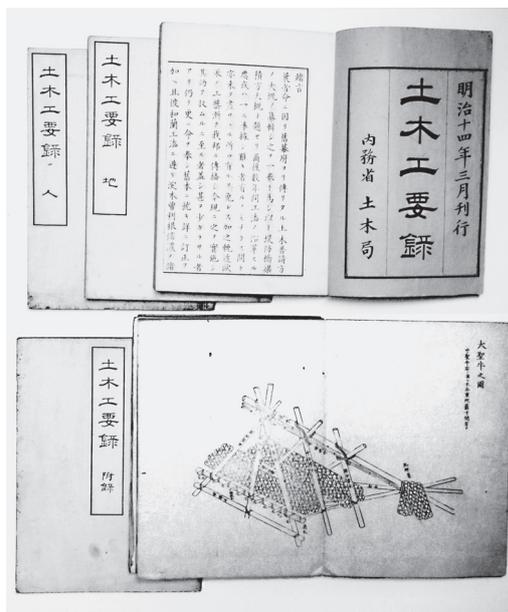
- あり、水利路程掛の業務に道路関係が含まれていた可能性を示している。
- (43) 『久能山叢書』第五編（一九八一年、久能山東照宮社務所）、三六八頁。
- (44) 『金谷町史』資料編三「近代」（一九九五年、金谷町役場）、三九頁。
- (45) 「進達并達留」（島田市立お茶の郷博物館所蔵）。なお、この文書には旗の図も付されている。
- (46) 清水実編『蓮花寺池一件手続書』（一九八六年、藤枝北高等学校）、三八頁。
- (47) 「井上延陵翁伝」（一九九三年、加藤七五郎著・発行）、七〇～七一頁。
- (48) たとえば、明治三年九月、駿東郡原宿・大塚町が洲渡普請・波除堤普請を願い出た先は、沼津郡政役所であった（渡辺八郎「東海道原宿の災害誌（一）」『沼津史談』第三八号、一九八七年、九七～九九頁）。
- (49) 『磐田市誌』下巻（一九五六年）、六八九～六九〇頁。
- (50) 『竹山家文書目録』（一九八六年、浜松市立中央図書館）。
- (51) 『御殿場市史資料所蔵目録』第10集（一九七五年）、三三八頁。
- (52) 『仙台市史』通史編6「近代1」（二〇〇八年）、四二頁。
- (53) 『福井県史』資料編10「近代1」（一九八三年）、二九頁。
- (54) 『広島県史』近代現代資料編1（一九七四年）、一一七頁。
- (55) 『新編弘前市史』資料編3（二〇〇〇年）、一五七～一五六頁。
- (56) 『米沢市史』近代編（一九九五年）、二二頁。
- (57) 高崎市市史編さん委員会編『新編高崎市史』資料編5「近世1」（二〇〇二年、高崎市）、四七三頁、四八三頁、四九〇頁。
- (58) 前田育徳会『加賀藩史料 藩末篇下巻』（一九五八年、一九八〇年復刻、清文堂出版株式会社）、二二四九頁。
- (59) 知野泰明「徳川幕府法令と近世治水史料における治水技術に関する研究」（『土木史研究』第一二号、一九九一年、五九～六〇頁）。
- (60) 『浜松市史』史料編5（一九六二年、浜松市役所）、三三六頁。
- (61) 前掲『静岡県史』資料編16「近代1」、一一三～一三七頁。
- (62) 『静岡県史』資料編16「近代1」、一一三五～一二三六頁。
- (63) 内田和子『近代日本の水害地域社会史』（一九九四年、古今書院）、一一五～一七頁。
- (64) 島田市史編纂委員会編『島田市史資料』第五卷（一九六七年、島田市役所）、一五三～一五九頁。
- (65) 『静岡県史』資料編16「近代1」、一二三六～一二三七頁。
- (66) 山田万作『岳陽名士伝』（一九九一年、一九八五年復刻、長倉書店）、六～八頁。同様の記述は、高室梅雪『静岡県現住者人物一覽』（一九〇一年、同人刊）、四頁にもあり。
- (67) 前掲『岳陽名士伝』、一三九〇頁、六九四頁、六〇一～六〇二頁。町井平四郎
- については、同様の記述が前掲『静岡県現住者人物一覽』にもあり。なお、金原明善に下された辞令は、明治四年五月「天龍川通川除御普請御用金ノ内へ金十兩 献金致度段奇特ノ事ニ付願之通献金申渡之 静岡藩庁」、「今般献金致シ候段奇特之事ニ候依テ俵代迄帯刀差免目録ノ通被下候事 静岡藩庁」、「水利郡方掛附属各村堤防重立取扱申付 勤中御蔵番各被成下 静岡藩庁」といった文面だったようである（『和田村誌』、一九一三年）。
- (68) 斎藤新「有志による天竜川改修事業の構想と頓挫 金原明善」（静岡県近代史研究会編『近代静岡の先駆者』、一九九九年、静岡新聞社、四〇頁）。
- (69) 金原治山治水財団編『金原明善』（一九六八年、同財団、二〇七～二二三頁）。
- (70) 大熊孝編『叢書日本近代の技術と社会4 川を制した近代技術』（一九九四年、平凡社）、一一頁。
- (71) これらの点については、斎藤新「静岡藩の地方支配」（田村貞雄編『徳川慶喜と幕臣たち 十万人静岡移住その後』、一九九八年、静岡新聞社）。
- (72) 宮村忠「改訂水害—治水と水防の知恵」（二〇一〇年、関東学院大学出版会）、二一七頁。
- (73) 東京都立中央図書館所蔵・渡辺刀水旧蔵諸家書簡833。
- (74) 『静岡県史』資料編16「近代1」、一二三九～一二四四頁。『静岡県史』通史編5「近代1」（一九九六年、静岡県）、四六頁。
- (75) 拙稿「まぼろしの清水海軍学校」（『清見潟』第十八号、二〇〇九年、清水郷土史研究会）、一一～一三頁、鈴木純子「幕府海軍から海軍水路部へ—赤門書庫旧蔵地図に残る初期海図の航跡」（『東京大学史料編纂所研究紀要』第二三号、二〇一三年）、七二頁。
- (76) 勝部真長他編『勝海舟全集19 海舟日記II』（一九七三年、勁草書房）、二九五頁。
- (77) 前掲『勝海舟全集19 海舟日記II』、三四三頁、三四四頁。
- (78) 公益財団法人江川文庫所蔵・15-2-18。
- (79) 「赤松則良日記」（国立国会図書館憲政資料室所蔵・赤松則良関係文書）。
- (80) 明治四年二月二日付宮崎志津世宛赤松大三郎書簡（国立国会図書館憲政資料室所蔵・赤松則良文書）。
- (81) 赤松範一編注『赤松則良半生談』（一九七七年、平凡社）、一九七頁。
- (82) 「徳川家沼津学校追加提書」（国立国会図書館憲政資料室所蔵・西周関係文書、大久保利謙編『西周全集』第二巻、一九六二年、宗高書房、四七一頁、四七五～四七六頁）。
- (83) 福岡伸郎が久の息子であることは、明治四年二月に山口藩へ仏式練兵教授のため派遣される際の書類（久能山東照宮所蔵「明治四未年正月ヨリ 御書付留」）に「水利路程掛久惣領福岡伸郎」と記載されていたことから判明した。とする
- と慶応元年（一八六五）に兄辰一郎が死去したため久の惣領となった、次男で

- 二一歳の權次郎（国立公文書館所蔵「支配向之者次男惣領相願候書付」）が伸郎と同一人物ということになる。金原明善の明治期における住所録に「浅草三筋町五十九番地 福岡伸郎」と記されていることも（『金原明善 資料 上』、一九六八年、金原治山治水財団、五五八頁）、父久以来の交友関係が続いていたためと思われる。
- (84) この日記については、拙稿「測量技師になった沼津兵学校出身者」（『沼津市明治史料館通信』第七六号、二〇〇四年）でわずかに紹介したことがある。
- (85) 伊藤安男『治水思想の風土―近世から現代へ―』（一九九四年、古今書院）、一七二―一七三頁。
- (86) 『蘭人工師エッセル日本回想録』（一九九〇年、三国町郷土資料館）、六六頁。
- (87) 拙著『沼津兵学校の研究』（二〇〇七年、吉川弘文館）、五五五頁。
- (88) なお、静岡藩に属さなかった旧幕臣・海軍士官出身者にも、天保期に刊行され普及した地方支配の手引書に、「西洋測器の事 同用法の事」「西洋測量の事 同表の事」といった新知識を追加し、『改正算法地方大成』全五卷（一八六九年）として新たに校正・出版した橋爪貫一のような人物もおり、伝統的な治水・測地技術に西洋のそれを付け加えようとする試みがなされている。
- (89) 故海軍大主計石塚鑄太遺族「戦死者遺族調査」（防衛省防衛研究所所蔵「死者略伝第八巻材料」所収）。又一郎と周則が同一人物であることは、「東京渡家縁証受取帳」（東京都江戸東京博物館所蔵）による。
- (90) 『岳陽名士伝』、一三五九―一三六六頁。
- (91) 菊田定郷『仙台人名大辞典』（一九三三年、仙台人名大辞典刊行会）、三四三頁。なお、同書では黒沢を幕府料理人の子としているが、現存する内務一等属黒沢敬徳碑に彫られた「都料匠」とは、大工の頭という意味であり、料理人とするのは誤りである。
- (92) 米倉幸内・可直父子については、『二宮尊徳全集』第三十卷（一九三〇年、一九七七年復刻、龍溪書舎、七四六頁）、前田匡一郎『駿遠へ移住した徳川家臣団』第三編（一九九七年、私家版、五二六―五二七頁）を参照。可直は明治三三年（一九〇〇）一〇月四日に没している（『工学会誌』第三二四卷）。
- (93) 前掲『岳陽名士伝』、一三七三―一三八一頁、鈴木武雄『幾何学原礎』の翻訳者山本正至について（『数学史の研究』、二〇一〇年、京都大学数理解析研究所）。
- (94) 『杉浦讓全集』第三卷（一九七八年、杉浦讓全集刊行会、八七頁）。
- (95) なお、名前が挙げられたうち、緒方正（後に若山儀一と改名）は緒方洪庵の門人で、その子緒方洪哉の厄介弟という名目で開成所英学教授手伝並出役・兵庫奉行大坂町奉行手附御用に採用され、『西洋水利新説』（一八七一年）という水利技術に関する訳書を刊行した。
- (96) 古島敏雄「科学技術の発達と洋学」（『岩波講座日本歴史 12 近世4』、一九七六年、岩波書店）、二五〇頁。
- (97) 中山茂『歴史としての学問』（一九七四年、中央公論社）、二〇二―二〇八頁。
- (98) 『技術公務員の役割と責務』（二〇一〇年、土木学会）。
- (99) 「静岡時代の勝海舟先生」（伊東圭一郎『東海三州の人物』、一九一四年、静岡民友新聞社）、一七四―一七五頁。勝海舟は、アメリカの土木工学書を原書とする大島圭介訳『堰堤築法新按』（一八八二年、丸屋善七出版）に題辞を寄せているが、そのことにあまり深い意味はないであろう。
- (100) 鈴木博之『シリーズ日本の近代 都市へ』（一九九九年、二〇一二年文庫、中央公論新社）、二二五頁。
- (101) 湯浅光朝『日本の科学技術100年史』下（一九八四年、中央公論社）、二七四頁。本稿では、水利路程掛に関与した一部の庶民、金原明善らについて触れた以外、旧幕臣すなわち近世の支配身分たる武士・士族層を主要な対象としたが、見落とせない側面として、農村出身の平民層からもオランダ人技師デレーケのもとや東京の私塾攻玉社において新時代の測量技術を習得し、地域で治水事業を担った人物など、無名の治水技術者たちが各地の伝統社会の中からも生み出され、西洋起源の近代化に参加していった事実がある（増山聖子「文書館収蔵明治期調整河川図にみる測量教育の影響」、『文書館紀要』第二七号、二〇一四年、埼玉県立文書館、三三三頁、三七頁）。

美濃郡代支配の地役人である堤方役の名簿  
(弘化3年『県令集覧』より)



江戸幕府の普請役の名簿  
(安政3年『会計便覧』より)



『土木工要録』(国立歴史民俗博物館蔵)

明治14年(1881)刊、内務省土木局蔵版、有隣堂発兌。天地人3冊と附録2帖からなる。幕府普請役から内務五等属となった高津儀一が、旧幕時代の伝統工法とお雇いオランダ人技師から学んだ西洋工法についてまとめた土木施工便覧。



不尽河修堤碑(富士市松岡・水神社)

安政東海地震の被害が原因で、安政2年(1855)富士川の堤防が決壊し、移転を余儀なくされた村人が、幕府による新たな堤防築造によって帰郷できたことを感謝し、5年(1858)に建設されたもの。碑文の撰者は昌平黌儒者塩谷世弘、題額揮毫者は旗本戸川安清。文中には「計曹長」すなわち勘定奉行土岐撰津守朝昌のほか、「工吏」つまり普請役佐藤嘉長(睦三郎)・六笠敬明・稲田忠室・小林儀型らの名前もある。

**水利路程掛松岡万の辞令**（磐田市歴史文書館所蔵）  
明治3年（1870）閏10月に静岡藩庁が発したものを。

**静岡藩水利路程掛の印章**（富士市立博物館所蔵・島崎家文書 H-1-173）  
「静岡水利路程局証章」となっている。

**明治2年9月「静岡藩御役人附 中」**（磐田市歴史文書館所蔵）  
木版で発行された静岡藩の役人名簿であり、水利路程掛は4段目から5段目にある。

史料1 幕臣平野勝禮関係文書(平野綏氏所蔵)

(表紙)

宝曆十年

元控

関東筋四川用水方御普請役発端方当时迄姓名分限高増減等覚

辰七月

猪俣要右衛門控

一 堤方役六人同下役拾式人

元禄十四巳年御抱入

姓名不相知

是ハ江戸川鬼怒川小貝川下利根川通堤川除御普請組合初而被仰付唯今之通御料私領高割ニ相成候ニ付元禄十四巳年堤方役壹人五拾俵三人扶持ツ、下役壹人金六両式人扶持ツ、都合拾八人御抱入被仰付右川々御普請懸り相勤候処享保九辰年御差止ニ相成堤方役々之内四人下役拾式人御暇被下新規ニ四川奉行被仰付御普請役と名目改候人数左之通

一 御普請役拾式人

享保九辰年方

是ハ「い」五拾俵三人扶持取八人「ろ」四拾俵三人扶持取四人都合拾式人之内式人ハ堤方役之者拾人ハ享保九辰年新規御抱入被仰付四川奉行懸り江前条川々御普請懸相勤候 御切米御扶持方御証文を以浅草御蔵方請取ル

「い」小林定四郎

「い」三好藤四郎

「い」和田十蔵

「い」黒沢儀助

「い」安松藤左衛門

「ろ」留岡仙右衛門

「ろ」大竹弥一右衛門

元四拾俵高候処元文四未年流作  
場手代兼役之節五拾俵ニ成ル

「ろ」永井太右衛門

「い」今井团右衛門

「ろ」丸山新助

ノ拾人 辰年新規御抱入

「い」菊地五大夫

「い」荻野藤八郎

ノ式人 堤方役相勤候者

貞享年中方

但何年ニ候哉不相知

一 館林

下役式人

水方役拾式人

是者寛文中館林御分国之節相越候者之内貞享年中被仰付候拾式人之内「は」壹人ハ三拾俵式人扶持御役扶持四人扶持「に」壹人ハ式拾俵三人扶持御役扶持同断「ほ」拾人ハ式拾俵式人扶持ツ、御役扶持同断下役式人ハ六両式人扶持ツ、貞享之年方御代官懸にて館林領御普請并用悪水差引共相勤申候御宛行取寄御料所御物成米之内御年貢金之内を以請取其後享保十三申年御証文を以浅草御蔵方請取ル

「は」荻野弥七郎

「ほ」坂入弥兵衛

「ほ」松村源次郎

「ほ」岡田清右衛門

「ほ」加藤友右衛門

「ほ」栗原新四郎

「ほ」上岡与六郎

「ほ」早川幸右衛門

「ほ」石川惣八

「ほ」鶴田伝五右衛門

「に」荒堀五兵衛

「ほ」田部井源助  
下役

蓮見伴七  
豊田太次右衛門

一 騎西 水方役式人  
羽生 下役拾人

元禄十五年御抱入

是ハ水方役式人ハ五拾俵三人扶持ツ、下役拾人ハ金六両式人扶持  
ツ、被下之御代官懸リニ而羽生領騎西領御普請并用悪水差引共相勤  
ル但御切米御扶持方御給金請取方館林同断

本役

山口仙右衛門  
藤井半四郎

下役

窪田儀兵衛  
山口弥九郎  
藤井定八郎  
飯村忠右衛門  
齋木諸右衛門  
鈴木郷右衛門  
木村弥太夫  
青木源内  
鈴木伝五左衛門  
山本文助

一 関宿 常浚役式人  
同下役式人

宝永七寅年御抱入

是ハ常浚役式人ハ五拾俵三人扶持ツ、下役式人ハ金六両式人扶持  
ツ、被下之御代官懸ニ而江戸川赤堀川中利根川逆川筋所々浅瀬常浚

役相勤ル但御切米御扶持方御給金請取方館林同断

本役

内藤浅右衛門  
猪俣儀左衛門

下役

大島郡右衛門  
関根郷八郎

合四拾式人

享保九辰年々

引続四組ニ而勤

右之通路々相分り享保十二未年迄懸限相勤候処同十三申年前条四組ヲ一  
組ニ被仰付新規御抱入等有之不残四川奉行懸リニ被仰付候旨水和泉守殿  
被仰渡候段寛播磨守殿駒木根肥後守殿被仰渡関東筋大川通御普請役と名  
目改候人数左之通

御普請役三拾四人  
一大川通 同下役拾四人

享保十三申年々

外 御普請役御雇之者三拾人  
同下役御雇之者八人

是ハ御普請役三拾四人之内「へ」拾式人ハ五拾俵三人扶持ツ、「と」  
四人ハ四拾俵三人扶持ツ、「ち」壹人ハ三拾俵三人扶持御役扶持四  
人扶持「り」壹人ハ式拾俵三人扶持御役扶持四人扶持「ぬ」拾人ハ  
式拾俵式人扶持御役扶持四人扶持ツ、「る」六人ハ金拾両式人扶持  
ツ、下役拾四人ハ金六両式人扶持ツ、御雇三拾人ハ四拾五俵月割石  
代御張紙直段を以被下之下役御雇八人ハ金六両式人扶持ツ、被下之  
四川并館林騎西羽生関宿常浚見沼葛西新井筋御普請并用水差引共相  
勤惣人数八拾六人之内御普請役式拾八人下役拾四人ハ前条四組ニ相  
分勤来候者引続相勤御普請役六人新規御抱入并御雇三拾八人申年ニ  
井沢弥惣兵衛吟味ニ而被仰付相勤右懸之内方追々御雇之者増減有之

候得共委不相知

- |             |  |
|-------------|--|
| 〔へ〕 小林定四郎   |  |
| 〔へ〕 三好藤四郎   |  |
| 〔へ〕 和田十蔵    |  |
| 〔へ〕 黒沢義助    |  |
| 〔へ〕 安松藤左衛門  |  |
| 〔と〕 留岡仙右衛門  |  |
| 〔と〕 大竹弥一右衛門 |  |
| 〔と〕 永井太右衛門  |  |
| 〔へ〕 今井团右衛門  |  |
| 〔と〕 丸山新助    |  |
| 〔ち〕 荻野弥七郎   |  |
| 〔ぬ〕 坂入弥兵衛   |  |
| 〔ぬ〕 松村源次郎   |  |
| 〔ぬ〕 岡田清右衛門  |  |
| 〔ぬ〕 加藤友右衛門  |  |
| 〔ぬ〕 早川幸右衛門  |  |
| 〔ぬ〕 栗原新四郎   |  |
| 〔ぬ〕 上岡与六郎   |  |
| 〔ぬ〕 石川惣八    |  |
| 〔ぬ〕 鶴田伝五右衛門 |  |
| 〔り〕 荒堀五兵衛   |  |
| 〔へ〕 山口仙右衛門  |  |
| 〔へ〕 藤井半四郎   |  |
| 〔へ〕 菊地五大夫   |  |
| 〔へ〕 荻野藤八郎   |  |
| 〔へ〕 内藤浅右衛門  |  |
|             | 加納久右衛門 <small>の</small> 末六人前々式人<br>扶持被下之鬼怒川小貝川下利根川<br>付用水方水肝煎相勤候者享保十三<br>申年新規御抱入 |
|             | 御雇   |
|             | 〔へ〕 猪俣儀左衛門   |
|             | 〔ぬ〕 田部井源助  |
|             | 〔る〕 加納久右衛門   |
|             | 〔る〕 小川善右衛門   |
|             | 〔る〕 大山庄右衛門   |
|             | 〔る〕 海老原七郎兵衛  |
|             | 〔る〕 飯泉伝左衛門   |
|             | 〔る〕 羽田新右衛門   |
|             | 松村源次郎  |
|             | 桜井兵助   |
|             | 小野沢幸八  |
|             | 森半四郎   |
|             | 岡野伴右衛門   |
|             | 高橋丈左衛門   |
|             | 木村元七   |
|             | 秋元藤助   |
|             | 水越沢右衛門   |
|             | 樋口喜内   |
|             | 鈴木文右衛門   |
|             | 千原庄助   |
|             | 佐藤仲右衛門   |
|             | 平賀弥左衛門   |
|             | 宮田太郎左衛門  |
|             | 高橋惣右衛門   |
|             | 林要助  |
|             | 井谷源助   |

横塚源蔵

下役御雇

鈴木源右衛門

水沼忠兵衛

高橋才右衛門

丹羽八右衛門

山下郷蔵

松野小平太

川野平太夫

大塚政右衛門

坂入弥助

石崎金石衛門

上岡八三郎

山本常右衛門

石川与八郎

太田文次郎

若江善兵衛

関五左衛門

和田十助

一享保十六亥年冬四川奉行御差止御普請役ハ前々之通ニ而御勘定奉行御

酒巻勝右衛門

支配被仰付関東川々用水方ともニ御代官五人懸リ被仰付同十七子年春

中丸左四郎

右五手へ御普請役相分り勤ル右之内御雇之者度々増減有之拾五年已前

下役

久保田儀兵衛

寅年五手惣人数五拾四人ニ而勤ル外流作場荻野藤四郎黒沢義助今井団

山口弥九郎

右衛門同下役小谷組より

藤井定八郎

(朱書)「此五拾四人ハ小普請入御暇被下候三拾壹人と寅年相残候

飯村忠右衛門

式拾三人何も未記之通ニ姓名取略之」

齋木諸右衛門

一延享三寅年五手御普請役之内拾式人高減三拾俵三人扶持高二被仰付下

蓮見伴七

役ハ持高之俵ニ而合拾八人小普請入被仰付御雇并見習共拾三人御暇被

鈴木郷右衛門

下候人数左之通

木村弥太夫

内藤浅右衛門

青木源内

丸山新助

鈴木伝五右衛門

猪俣義左衛門

豊田太次右衛門

岡田清右衛門

山本条助

早川幸右衛門

関根郷八郎

加藤友右衛門

水谷祖右衛門

松村源次郎

石川与八郎

大山林蔵

飯泉縫右衛門

大塚善次

窪田儀兵衛

拾式人 小普請入

下役

田中義右衛門

鈴木伝五左衛門

塚田茂左衛門

斎木藤蔵

木村弥太夫

飯村忠右衛門

六人 小普請入

御雇

芥川久太夫

大島孫右衛門

市川嘉右衛門

芝源兵衛

今井惣助

荻野藤市

水谷郷助

伊東逸八

見習

早川甚蔵

永井金次郎

大島新蔵

窪田伊八

下役御雇

川崎郡七郎

拾三人 御暇被下

一延享三寅年五月六日神谷志摩守殿於御宅右小普請入御暇被仰渡相残分  
四川用水方御普請役と名目相改御切米御扶持方取来通被下之江戸川鬼  
怒川小貝川下利根川并館林羽生騎西忍領見沼葛西井筋用水方共可相勤  
旨酒并雅楽頭殿被仰渡候旨神尾若狭守殿被仰渡候人数左之通

元拾式人

一四川 御普請役拾八人

用水方 同下役五人

延享三寅年より

是ハ元拾式人ハ八拾俵三人扶持被下金拾兩ツ、御普請役拾八  
人之内「わ」三人ハ五拾俵三人扶持ツ、「か」七人ハ四拾五俵ツ、  
「よ」老人ハ四拾俵三人扶持「た」老人ハ三拾俵三人扶持「れ」老  
人ハ式拾俵三人扶持御役扶持四人扶持「そ」式人ハ式拾俵式人扶持  
御役扶持四人扶持ツ、「つ」三人ハ御給金拾兩式人扶持ツ、下役五  
人ハ金六兩式人扶持ツ、

元拾

「を」 荻野藤八郎

「を」 黒沢義助

御普請役

「れ」 荒堀五兵衛

「わ」 藤井定八郎

「よ」 永井太四郎

「わ」 和田清助

「つ」 加納久右衛門

「つ」 羽田半蔵

「た」 藤井順七郎

〔つ〕海老原七郎兵衛

明跡元高二而御勘定所御普請役二成ル

〔そ〕栗原平次郎

荻野藤市

〔わ〕青山喜平次

黒沢幸助

〔そ〕鶴田源五郎

御普請役一人 田安御家中江役替被仰付 海老原七郎兵衛

〔か〕門奈惣助

同断一人 佐州広間役江役替被仰付 藤井順七郎

〔か〕猪俣要右衛門

同下役一人 書替所江役替被仰付ル 竹内幸四郎

〔か〕内藤源八郎

〆五人 他役二出減ス

〔か〕岩浅郡内

六人 元新田方手代方寛延二巳年御入人 小林伴右衛門 今泉又三

〔か〕林要助

郎 上条要助 垣屋栄蔵 早川丈左衛門 松井只八

〔か〕仁木甚助

一人 元御普請役去ル寅年小普請二入其後 飯泉縫右衛門

〔か〕宮島文次郎

神宝方へ出役寛延二巳年御入人

下役

関根郷八郎

一人 元御勘定所詰御雇同八寅年御抱入 山本又六

鈴木彦助

一人 元御勘定所詰御雇同八寅年御抱入 石川治兵衛

蓮見伴七

一人 元御掃除之者宝曆三酉年下役へ御入人 田口次郎右衛門

豊田文次郎

拾四人 御普請役見習同下役見習

高岩専助

宝曆元未年〆追々被仰付

〆式拾五人 増

右式拾五人延享三寅年〆前条定懸場惣組合高凡八拾万石程之場所相勤手  
廻兼年々御勘定所詰御普請役加勢被仰付候得共手廻兼追々御入人御増人  
等有之当時人数左之通

元〆式人

当時

御普請役廿三人

一惣人数四拾五人

内 同見習拾式人 宝曆十辰年七月

同下役六人

同見習式人

内

御普請役元〆式人 去ル寅年元〆被仰付候者奉願御暇被下

御普請役元〆

是ハ元〆「ね」式人ハ八拾俵三人扶持被下金拾両ツ、御普請役廿三人之  
内「な」八人ハ五拾俵三人扶持ツ、内「△」四人被下金五両ツ、「ら」  
六人ハ四拾五俵ツ、「む」一人ハ四拾俵三人扶持「う」一人ハ三拾俵三  
人扶持「ゐ」一人ハ式拾俵三人扶持御役扶持四人扶持「の」式人ハ式拾  
俵式人扶持御役扶持同断「於」四人ハ金拾両式人扶持ツ、見習拾式人之  
内「く」三人ハ勤金七両ツ、「や」九人ハ無足下役六人之内「ま」一人  
ハ式拾俵式人扶持「け」一人ハ七両式人扶持被下金五両「ふ」四人ハ六  
両式人扶持ツ、下役見習式人ハ無足

御普請役

「ね」猪俣要右衛門  
「ね」小林伴右衛門

「於」加納久右衛門

「於」羽田半蔵

「む」永井太四郎

「な」和田清助

「の」栗原平次郎

「な」青山喜平次

「ら」門奈惣助

「ら」内藤源八郎

「ら」岩浅郡内

「ら」仁木郷助

「な△」早川丈左衛門

「な△」垣屋栄蔵

「な△」今泉又三郎

「な△」松井唯八

「ら」関根郷八郎

「の」鶴田源五右衛門

「ら」大塚庄蔵

「於」大石平七郎

「な△」上条幸十郎

「於」飯泉伝左衛門

「う」山本又六

「な」藤井弥八郎

「ゐ」荒堀五兵衛

同見習

「く」永井太郎次

「く」門奈増之丞

「く」関根七蔵

「や」猪俣義助

「や」大塚庄五郎

「や」羽田要助

「や」青山喜三郎

「や」仁木左源次

「や」早川留三郎

「や」垣屋政次郎

「や」松井勝十郎

「や」岩浅郡蔵

同下役

「ふ」蓮見伴七

「け」石川次兵衛

「ふ」高岩専助

「ふ」鈴木清左衛門

「ま」田口次郎右衛門

「ふ」原市右衛門

同見習

蓮見嘉藤次

明和五子年正月十七日

在方御普請役下役二成ル

田口忠蔵

右宝曆十辰年七月所々書留等承合発端辰年迄之姿綴置候処自分控類焼  
二付御役所控を以明和五子年二月写之

細川越中守

寛延二戌年八月朔日大風雨にて  
松平大炊頭 隠居候節ハ内蔵頭  
藤堂和泉守  
伊東若狭守 同断大和守  
京極佐渡守  
仙石越前守  
阿部備中守  
間部越前守 同断若狭守  
稲葉万次郎  
吉川左京

**史料2 遠江国豊田郡友永村西尾家文書「明治二己巳年正月吉日御用留」(個人蔵)**

今般水利路程掛役々被 命御領国川々并用水等普請為目論見近々右役々廻村有之候由御普請所有之相願候村方者右前付半紙縦帳ニ認メ来ル十五日迄ニ無相違当役所へ差出可申候依之此段申達候  
二月

**史料3 遠江国豊田郡友永村西尾家文書「明治二己巳年三月二番御用留」(個人蔵)**

各所奉行江  
其方支配所村々小川之分元領主地頭ニおいて年々川除定普請手当として収納米金之内より相渡候仕来者相廢止向後小破之節ハ村方自普請之積り村々江可被申渡候尤及大破候共左迄之御普請ニ無之場所者見分目論見之上水利路程掛江も打合取調相候様可被致候事  
追而去辰御年貢米之内先般御払相成候分商法会所より御渡相成候切手相納可申事

別紙之通此儀被令候間得御定小破之箇所者村方自普請と相心得可申尤大破之節ハ見分之儀可願出候此廻状早々順達村名下江令請印留りより可相返もの也  
中泉  
已五月 奉行所御印  
六日出  
八日  
右村々 役人

**史料4 磐田市・平間自治会文書(磐田市歴史文書館保管)**

(表紙)  
明治二年

「 天龍川通当已春御普請出来形帳

五月

遠江国豊田郡

平間村

高式百四拾九石壹斗九升六合

平間村

天竜川通

川表長拾壹間連箒高四尺

横式番出下

高五尺七寸

一堤洗切所長拾五間

平均 馬踏壹丈

敷式丈壹尺四寸

此砂利三拾七坪三合

七坪七合 箒坪

拾式番出下

一堤裏小縦長拾五間

平均 横六尺

此砂利拾五坪

平均 高六尺

拾四番

川表長拾間箒高四尺

一堤洗切所長六間

平均 高五尺  
横五尺

此砂利四坪式合

六坪七合篝坪

拾八番出方拾九番出迄 川表長拾六間式側此延長三拾式間篝高四尺

一堤欠所長拾四間

平均 高八尺  
横六尺

此砂利拾八坪七合

式拾壹坪三合篝坪

一篝内埋立延長五拾三間半

平均 高四尺  
横式尺五寸

此砂利拾四坪九合

三拾五坪七合篝坪

合砂利九拾坪壹合

人足九百九拾壹人壹分

但 砂利凡壹坪  
拾壹人

右入用

籠衆百五拾束三分

四尺打違  
五尺繩

代永壹貫六百九拾八文四分

但 壹束  
永拾壹文三分

内

五拾四本

拾式番出下堤洗切所長拾五間高五尺七寸之処両法筋

式拾七束

籠衆拾式通此延長百八拾間 但拾間三束ツ、  
同所裏小縦長拾五間高六尺之所此法筋籠衆六通此延

九束

長九拾間 但前同断

長三拾間

拾四番洗切所長六間高五尺之処此法筋籠衆五通此延

三拾三束六分

拾八番拾九番迄堤欠所長拾四間高八尺之処此法筋籠

衆八通此延長百拾式間

但前同断

式拾六束七分 篝内間二五分ツ、建籠衆延長五拾三間半之分

杭木百拾壹本

是者拾式番下拾壹間半拾四番拾間拾八番下拾六間式側

ノ四ヶ所分延長五拾三間半之処間ニ送り三本打

内

五拾八本

長式間

此永式貫六拾四文八分

末口三寸五分

村役

末口三寸五分

但 壹本  
永三拾五文六分

五拾三本

長九尺

葉唐竹千四百式拾八本

目通式三寸廻り

此永八貫三百三拾九文五分

拾本

但 永五拾八文四分

是者篝壹坪四拾本ツ、三拾五坪七合分

人足式拾五人壹分

内

拾四人五分

式間拾壹人四本打

三人五分

九尺拾壹人拾五本打

七人壹分

篝壹人五坪横三拾五坪七合分

拾四番

一坑梓壹組

内法

高四尺三寸  
壹竹壹尺四方

此石式坪四号

賃永壹貫四百四拾文

石凡壹坪

人足拾八人

壹人米五合

右入用

雜木四本 長六尺

末口八寸

杵柱

此代永六百文

代永貳百三拾文四分

但 壹本  
永五拾七文六分

同木拾本 長壹丈三尺七寸

末口四寸

代永四百貳拾九文

但 壹本  
永四拾貳文九分

内 貳本 根太木

八本 貫木

同木拾六本 長壹丈貳尺八寸 敷成木

末口三寸

代永三百四拾五文六分

但 壹本  
永貳拾壹文六分

村役

同木六拾八本 長六尺

末口貳寸

立成木

同

繩拾三房 貳拾尋曲

大工四人

賃永百九拾四文四分

但 壹人  
永四拾八文六分

人足九人

是者結立川ノ共

一蛇籠四拾八本三分

長五間

差渡壹尺七寸

此永貳拾壹貫九百五拾貳文三分 唐竹拾六本造

壹本

永拾三文貳分

代永貳百十壹文貳分

但 壹本 石取六人

荷造三人

合人足七人三分

壹人米五合

此代永貳百四十三文三分

貳拾七本六分 拾四番沈杵壹組堅メ壹間籠五本九尺籠

八本貳間籠拾五本貳間半籠拾本三間

籠拾貳本三間半籠貳本杵蓋三間

籠七本土留貳間籠壹本

貳拾本七分 杭九番古籠出長七間繕鼻のめし

貳間半籠三本杵上平均三間籠四本

四間籠六本右上八本並太繼四分土留

四間籠壹本

石寄

永三拾六貫六百九拾四文四分

諸色代 賃永

人足千貳拾五人貳分

内

高百石五拾人

百貳拾四人六分

九百人六分

此米四石五升三合

御扶持米人足 壹人米五合吉辰十月

代永三拾貫式拾文 但 中甸池田村下米直段

金壹兩二付米壹斗五升替

小以金六拾六兩式分永式百拾四文四分

右者天龍川通私共村方地内当巳春堤川除御普請村請被仰渡私共日々御場所二附居諸色之儀者寸間目通相違無之品差出其時々御改メ請御遣方仕情々丈夫二皆出来仕出来形御見分奉請村中一同難有仕合奉存候且諸色代人足質之儀者夫々相当二割渡請取印形取置候間向後右勘定合等二而出入ケ間敷儀無之右御普請一件二付何二而も御願筋毛頭無御座候且御堤通之儀平而無油断見廻り小破之ケ所者手入村繕仕出水之節者昼夜之無差別相結危難之ケ所情々大破二不相成様被仰渡承知奉畏候依之御普請出来形証文差上申処仍如件

明治二巳年五月 遠江国豊田郡平間村

百姓代

伝市<sup>㊟</sup>

与頭

伊右衛門<sup>㊟</sup>

名主

桂次郎<sup>㊟</sup>

内郷惣代東平松村

同

沢助<sup>㊟</sup>

水利路程御掛

御役人中様

右之通出来形相違無之候

巳五月

浜中義右衛門<sup>㊟</sup>

神山鎗之丞<sup>㊟</sup>

小川金次<sup>㊟</sup>

関根國平<sup>㊟</sup>  
小林録郎<sup>㊟</sup>

史料5 富士市大野新田長橋家文書(静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集史料)

(表紙)

明治二巳年

御普請規定書

六月

吉原湊付

組合 三拾四ヶ村

規定書

富士駿東郡吉原湊之儀者前々方自普請所二有之候処去ル寅年中葦山御役所江御伺之上大時化之砌達浪不致様普請仕候処昨五月中稀成霖雨高浪二而破損出来仕候二付昨五月中方追々其御筋へ奉歎願候処厚 御慈悲以御普請被 仰付一同難有仕合奉存候右御普請二付組合一同相談之上規定仕候処左之通り

為取替 一御普請之儀二付人足壱人御扶持米七合五勺被下置候其余村人足之儀

中里村方東拾式ヶ村者赤洲洲浚役相掛り候二付今般限り高百石二付五

拾人差出シ皆出来可致万一時候後二付御普請中二浪立手戻り之節者一

同相談之上其場所取調別段割合可申聞其他五拾人余相掛り候共宗高村

始メ式拾式ヶ村二而差出シ右割合ニ准シ中里村方石川村迄手限り赤洲

砂浚可致候事

為取替

一是迄相掛り候雜用之儀者一体御普請之儀二付諸向取調郡中一同平等二

割合無異議出金可致候事

会所定

一 諸払出入向之儀者元ノ方ニ而其入用駮と取調逸々穿鑿之上相渡候事  
会所定

一 取締より五日目ニ者諸帳面諸用向取調可罷出万一聊ニ而も不正之廉有  
之候ハ、探索之上差替ハ勿論御法ニ取扱可申候事  
会所定

一 御差図ニ付会所詰惣代之義者式拾五ヶ村式人九ヶ村方老人日勤ニ相勤  
御用向御取次且諸用向差図次第割付役々差支無之様可致候事

附り御場所并ニ材木伐出し石出し場へ双方より立合出役可致候事  
会所定

一 諸材木之儀者木屋引合候而者高直ニも可有之儀ニ付持林を買入精々出  
情相励安直仕揚右等之甘味ヲ以五拾人以上高役ニ差加江ニも可致候筈  
ニ付相互ニ実意を尽シ可申事

右之條々急度相守乍恐 御領主様之御為村々百姓之救窮難永世之良  
法基礎確定相成候様可致万一当座之愉安ニ泥ミ故障ケ間敷別儀申立  
ルもの有之候得者 御仁政ニ相当不致上下末世之患を拓候条言語同  
断之至リニ付有志之者勉強尽力令圧伏衆庶々人届可達候依之一同連  
印規定如件

明治二巳年

六月

林又三郎様

御支配所

西吉十郎様

富士郡

田島村

中川原村

名主 縫之助<sup>印</sup>

組頭 林助<sup>印</sup>

依田橋村

名主 惣左衛門<sup>印</sup>

鈴川村

名主 伊兵衛<sup>印</sup>

今井村

名主 多一郎<sup>印</sup>

大野新田

元名主 富右衛門<sup>印</sup>

名主 彦右衛門<sup>印</sup>

依田原村

組頭 安左衛門<sup>印</sup>

津田村

名主 彦右衛門<sup>印</sup>

荒田島村

名主 徳次郎<sup>印</sup>

前田村

名主 唯兵衛<sup>印</sup>

同 文右衛門

右唯兵衛代印<sup>印</sup>

鮫島村

名主 喜三郎<sup>印</sup>

田子村

百姓代 柘右衛門<sup>印</sup>

今泉村

名主 平右衛門<sup>印</sup>

同 源左衛門<sup>印</sup>

組頭 元右衛門<sup>印</sup>

---

同	伝左衛門 <sup>㊦</sup>	田中新田	組頭	定兵衛 <sup>㊦</sup>		
原田村	名主	良左衛門 <sup>㊦</sup>	川尻村	名主	国太郎 <sup>㊦</sup>	
西比奈村	名主	吉兵衛 <sup>㊦</sup>	九ヶ村兼調印	神谷村	名主	正輔 <sup>㊦</sup>
中比奈村	組頭	伊三郎	九ヶ村兼調印	西増川村	名主	彦左衛門
東比奈村	右吉兵衛代印 <sup>㊦</sup>	東増川村	名主	彦左衛門		
西宗高村	組頭	佐五右衛門 <sup>㊦</sup>	東増川村	組頭	源助	
名主	要左衛門 <sup>㊦</sup>	江尾村	名主	逢右衛門		
東宗高村	組頭	藤右衛門 <sup>㊦</sup>	境村三郎左衛門代印	境村	名主	三良左衛門
花守村	名主	雄助 <sup>㊦</sup>	駿東郡	西船津村	名主	彦太夫
名主	佐兵衛	宗高村要左衛門代印 <sup>㊦</sup>	船津村	名主	重右衛門	
大坪新田	名主	弥惣兵衛	石川村	名主	藤四郎	
中里村	中里村四郎左衛門代印 <sup>㊦</sup>	水利路程御掛り	御役人衆中様			
長沢新田	組頭	四良左衛門 <sup>㊦</sup>				
富士郡	名主	勇助 <sup>㊦</sup>				
檜新田						

---

史料6 島崎家文書(富士市立博物館所蔵)

(表紙)

「村控

明治二年

駿州富士郡松岡村当巳春堤川除御普請出来形書上帳

八月

(付箋)「金百貳拾壹円七拾四銭八厘貳毛

金四拾四円〇三銭六厘一毛 民費」

高千貳百七拾四石四斗九升七合

松岡村

富士川通

字万年岩欠留

一石横長七間

此石五坪七合

人足六拾八人四分

一 大聖牛六組

貳組

四組

代永貳拾七貫七百四拾八文八分

人足九拾人

一 沈杵八組

此石拾九坪貳合

人足百七拾貳人八分

内法

高四尺三寸

但 壹丈壹尺四方

石取壹坪

但 九人

四組 字万年岩欠留  
貳組 同所下同断

代永九貫六百七拾八文四分

人足七拾貳人

字龜出沈杵

一 杵間石埋長貳間

此石壹坪

平均 高六尺  
横三尺

字万年岩沈杵壹小間貳間ツ、四小間

一同延長八間

此石三坪三分

平均 高六尺  
横貳尺五寸

字龜出沈杵

一 杵元石埋延長四間半

此石九坪

平均 高四尺五寸  
横壹丈六尺

字万年岩沈杵

一 杵元石埋延長九間

此石四坪貳合

平均 高四尺五寸  
横三尺七寸

同所下同断

一 杵元石埋延長四間

此石九合

平均 高四尺  
横貳尺

合石拾八坪四合

人足百六拾五人六分

但 石取壹坪

但 九人

但 壹組 代永壹貫貳百九文八分  
人足九人

一 蛇籠百九拾三本壹分

長五間

差渡壹丈七寸

内

百九本壹分

陸石取

代永三拾九貫三文貳分

但竹代籠造壹本

但 九人

八拾四本 船石取

代永三拾貳貫百九拾七文貳分

但 竹代籠造壹本  
石結賃

永三百八拾三文三分

字龜出沈杵式組堅ノ六間籠五本

五間半籠五本五間籠三本四間半籠

式本四間籠四本三間半籠式本

六拾六本六分

三間籠三本式間半籠九本式間籠拾八本

内式拾六本七分

九尺籠四本合五拾五本ニノ川表裏鼻共ニ

船石取

遣上□拾五本拾六本式重壹繼

字万年岩欠留沈杵四組杵蓋三間籠三本

拾三本七分

式間半籠拾七本式間籠八本合式拾八本

ノ遣下繕六尺籠壹本

五本貳分

同所下沈杵式組杵蓋式間籠拾三本

壹本九分

万保堤式番古籠出鼻繕三間かこ壹本  
式間半籠式本九尺籠壹本

同所三番古籠出繕長七間半之處増堅ノ

七間籠八本五間籠式本四間半籠式本

三間籠四本式間半籠四本式間籠式本

九尺籠式本壹間籠式本合式拾六本ニノ

四拾九本七分

内式拾貳本五分

川表裏鼻之方共ニ遣上□拾五本並壹繼

石結賃

永三百五拾七文五分

船石取

五本ノ籠六間籠四本ニノ壹ケ所式本ツ、  
式ケ所分襟籠六間籠壹本

五拾六本

内三拾四本八分

船石取

右寄

永百貳貫六百貳拾七文六分

人足五百六拾八人八分

此米式石八斗四升四合

代永拾八貫三百四拾八文四分

但 壹人米五合去辰十月中旬沼津宿  
下米直段金壹兩ニ付米壹斗五升五合

是者高百石五拾人村役人足者用水御普請之方江遣切候ニ付皆  
御扶持米被下之

㊦ (水利局)

小以金百貳拾兩三分永貳百貳拾六文

右者駿州富士川通松岡村当巳春堤川除御普請之儀一式村請被 命私共

日々御場所ニ附居人足詰刻并諸色遣方御改正被 御申渡候通聊龜末之儀

無之様寸間御定法通之品差出逸々御改を請仕度方入念大丈夫ニ皆出来仕

候ニ付出来形奉請御見分候所書面之通相違無御座候村中大小百姓一同相

助難有仕合ニ奉存候然ル上者平日無油断見廻り小破之分者手入村繕ニ仕

大破不相成様心掛出水之節者昼夜之無差別人足召連精々相防可申旨被

御申渡承知奉畏候依之御普請出来形証文奉差上候処仍如件

駿州富士郡松岡村

百姓代 庄作㊦

明治二己年八月

組頭 次郎次<sup>印</sup>  
同 彦十<sup>印</sup>  
名主 佳平<sup>印</sup>

水利路程御掛

御役人中様

前書之通出来相違無之者也

水利路程掛 [印] (静岡水利路程局證章)

史料7 島崎家文書(富士市立博物館所蔵)

(表紙)

明治二年

駿州富士郡松岡村当巳春堤川除御普請出来形書上帳

八月

高千式百七拾四石四斗九升七合

松岡村

富士川通

字万年岩欠留

一石積長七間

此石五坪七合

人足六拾八人四分

平均 高五尺  
横五尺九寸

但 石取壹坪  
九人之処

拾式人

一大聖牛 六組

式組 万保堤式番古籠出先

四組 同三番古籠出先式組式側立

代永式拾七貫七百四拾八文八分

人足九拾人

但 式組 代永三貫四百式拾四文八分  
人足五人

一沈枿 八組

内法高四尺三寸

此石拾九坪式合  
人足百七拾式人八分

壹丈壹尺四方  
但 石取壹坪  
九人

式組 字龜出先

四組 字万年岩欠留

式組 同所下同断

代永九貫六百七拾八文四分

人足七拾式人

但 式組 代永壹貫式百九文八分  
人足九人

字龜出沈枿

一枿間石埋長式間

此石壹坪

平均 高六尺  
横三尺

字万年岩沈枿壹小間式間ツ、四小間

一同延長八間

此石三坪三分

平均 高六尺  
横式尺五寸

字龜出沈枿

一枿元石埋延長四間半

此石九坪

平均 高四尺五寸  
横壹丈六尺

字万年岩泥枿

一枿元石埋延長九間

此石四坪式合

平均 高四尺五寸  
横三尺七寸

同所下同断

一枿元石埋延長四間

此石九合

平均 高四尺  
横式尺

合石拾八坪四合

人足百六拾五人六分

但 石取壹坪  
九人

一蛇籠百九拾三本壹分

長五間

差渡壹丈七寸

内

百九本壹分 陸石取

代永三拾九貫三文式分

但 竹代籠造  
壹本  
石結賃

永三百五拾七文五分

八拾四本 船石取

代永三拾貳貫百九拾七文式分

但 竹代籠造  
壹本  
石結賃

永三百八拾三文三分

字龜出沈杵式組豎ノ六間籠五本

五間半籠五本五間籠三本四間半籠

式本四間籠四本三間半籠式本

六拾六本六分

内式拾六本七分

上□拾五本拾六本式重壹繼

字万年岩欠留沈杵四組杵蓋三間籠三本

式間半籠拾七本式間籠八本合式拾八本

拾三本七分

二ノ遣下繕六尺籠壹本

同所下沈杵式組杵蓋式間籠拾三本

五本式分

万保堤式番古籠出鼻繕三間籠壹本

壹本九分

式間半籠式本九尺籠壹本

同所三番古籠出繕長七間半之處増豎ノ

七間籠八本五間籠式本四間半籠式本

三間籠四本式間半籠四本式間籠式本

九尺籠式本壹間籠式本合式拾六本ニノ

内式拾式本五分 川表裏鼻之方共ニ遣上□拾五本並

船石取 壹繼五本ノ籠六間籠四本ニノ壹ケ所

式本ツ、式ケ所分襟籠六間籠壹本

五拾六本

内三拾四本八分

船石取 本ツ、式組分

右寄

永百貳貫六百貳拾七文六分

人足五百六拾八八八分

此米式石八斗四升四合

代永拾八貫三百四拾八文四分

但 壹人米五合去辰十月中旬沼津宿

下米直段金壹兩ニ付米壹斗五升五合

是者高百石五拾人村役人足者用水御普請之方江遣切候ニ付皆

御扶持米被下之

小以金百貳拾兩三分永貳百貳拾六文

右者駿州富士川通松岡村当已春堤川除御普請之儀一式村請被 命私共

日々御場所ニ附居人足詰刻并諸色遣方御改正被 御申渡候通聊龐末之儀

無之様寸間御定法通之品差出逸々御改を請仕度方入念大丈夫ニ皆出来仕

候ニ付出来形奉請御見分候所書面之通相違無御座候村中大小百姓一同相

助難有仕合奉存候然ル上者平日無油断見廻り小破之分者手入村繕ニ仕大

破不相成様心掛出水之節者昼夜之無差別人足召連精々相防可申旨被 御

申渡承知奉畏候依之御奉請出来形証文奉差上候処仍如件

駿州富士郡松岡村

百姓代 庄作<sup>㊦</sup>  
組頭 次郎次<sup>㊦</sup>  
同 彦十<sup>㊦</sup>  
名主 佳平<sup>㊦</sup>

明治二己年八月

水利路程御掛

御役人中様

前書之通出来形相違無之候

已十一月

郡方 葛山精一郎<sup>㊦</sup>  
郡方並 中村昌雄<sup>㊦</sup>  
郡方筆生 長島信之<sup>㊦</sup>  
郡方筆生御雇 渡辺栄太郎  
御用二付無印 伊藤一郎

史料 8 川尻久保田又造家文書(島田市史編さん委員会事務局複写)

乍恐以書付奉願上候

遠州榛原郡川尻村名主惣兵衛組頭隆右衛門外役人共一同奉申上候当村方之儀大井川通海岸附二而村高千四拾九石壹斗式升壹合右之内高三百拾九石四斗六升八合前々無反別永引二相成居百姓家数式百六拾軒他所之耕地私底余業と塩焼魚漁渡世仕隣村江請作漸二当日営罷在且村前笠出御堤外通り前々江高内二而既私共先祖居屋敷跡申伝へ二も相成居当村川原地堤外古来方之百姓持二而前々川床二付右無反別御引高被 仰付有之候処隣村高島村前川除御堤近來大丈夫二御築立被成下候処追々附寄洲等出来候間右村御堤築留方当村前江籠絵図面之通新規御堤八百間御築立被成下忝故ハ、凡反別四拾町歩余開発御請仕度奉願上候然ル上者右反別之内無反別引去殘反別新開御請奉願上度乍恐 御上様之御益筋且者一村百姓相統

出来格別之御救助二付右御堤諸色代永御下ケ被下置候ハ、何程人足相掛り候共丹誠仕聊 御上様江御願等不仕手切を以大丈夫二築立可申左候得者御定式場字笠出御堤延長七百式拾八間不用二相成今般新規八百間之御堤御操替堤と相成候二付矢張笠出堤御築立御同様之事二奉存候間此段被為聞召訳格別之御仁恵を以急速御見分之上難有御沙汰幾重二も奉承度奉存候以上

明治式己年七月

前書之通当二月中商法御会所江奉申上候処当春中水利路程御掛 御重役様川除御普請御仕立中右場所御見分被遊開作出来二相成候ハ、小前末々之者とも御救出格之御健察被成下重々難有仕合二奉存候且高島村前出堤統継長式百間御築足当村一同奉願上候処御下知奉捧上候折柄来午春定式二御築足被成下置趣難有御沙汰被仰聞 以半紙申上難有奉存候恐多キ御儀二者候得共右御築足堤鼻方繼尚又長百六拾間築足百姓役二仕候様私共江被仰付度只管奉願上候左候得者村前御定式場壹番拾壹番迄堤長四百間余之御場所者内郷口堤同様二相成且開作反別多分出來無反別地高難返高被成下置候ハ、素々人家多く当日営業者とも迄百姓相統出来且去申年大荒地二相成候田畑起返出精相励古來之様二御年貢御上納仕度奉存候左候得者素々人別多分之村方□□営業者共迄相助り候二付今般不恐願願上候築足長百六拾間本文奉申上候諸色代等拜借被仰付候様何卒出格之御憐愍を以幾重二も御聞濟被成下置候ハ、再築足被仰付候ハ、広大之御恩澤小前末々之者二至迄一日難有仕合二奉存候以上

明治二己年八月

大井川西側通

川尻村 物兵衛  
名主  
組頭 隆右衛門

水利路程御掛  
御役人中様

同  
三右衛門  
惣治郎  
百姓代  
佐平  
小前惣代  
惣四郎

水利路程御掛□  
御役人中様

与頭 清左衛門

史料9 大橋正隆家文書(旧豊田町池田、磐田市歴史文書館複写)

奉差上御請書之事

一金三分式朱 匂坂上村

一金式朱 同中村

一金壹両貳分式朱 同西村

一金壹両三分式朱 七蔵新田

一金七両壹分 池田村

一金壹両三分三朱 小立野村

一金壹両貳分式朱 西之島村

右者天龍川通私共組合東縁上組当已春堤川除丈夫附自普請出情之廉江為御手当前書之通御下ケ金被下置組合一同難有奉頂戴候川通并内郷惣代連印御請書奉差上候以上

已八月 川通村々

水防惣代

上方能村

与頭 峯蔵

同

中田村

史料10 道悦島村文書(静岡県立中央図書館所蔵)

(表紙)

明治二年

当已秋水防御普請出来形帳

九月

高四百拾六石式升九合

一蛇籠三拾本式分

此石九坪六合

人足四拾八人

但 石取壹坪  
五尺

代永拾六貫百八拾七文式分

但 此代永籠造賃共  
壹本永五百三拾六文

是者壹番古大聖牛式組増量三間籠拾本ニメ壹組五本ツ、式番出籠同断式組増量三間籠拾本ニメ壹組五本ツ、元付壹間籠式本九尺籠四本式番下新出古大聖牛式組増量三間籠拾本ニメ壹組五本ツ、元付壹間籠式本九尺籠式本三番出同断式組増量三間籠拾本ニメ壹組へ五本ツ、下繕九尺籠式本式間籠壹本元付壹間籠七本九尺籠四本ニメ遣

右寄

永拾六貫百八拾七文式分

人足四拾八人

此度銀

高百石五拾人半高勤  
水防 村役人足

小以金拾六兩永百八拾七文式分

右者大井川通私共村方地内御普請所当巳秋水当強御座候二付水防御普請被 仰付御仕様帳通諸色之儀者御改を請私共日々御場所二付居遣方書面之通御普請皆出来仕小前一同難有仕合ニ奉存候然ル上者平生無油断見廻り小破之内相繕大破ニ不相成様可仕候依之出来形帳差上申処相違無御座候以上

明治二巳年九月

駿州志太郡

道悦島村

百姓代久五郎<sup>㊦</sup>

与頭 恵助<sup>㊦</sup>

名主 藤蔵<sup>㊦</sup>

水利路程御掛り

御役人中様

右之通出来相違無之候以上

巳九月

内田惣五郎<sup>㊦</sup>

岸本操<sup>㊦</sup>

喜多川市太郎<sup>㊦</sup>

史料11 五和村文書(静岡県立中央図書館所蔵)

(表紙)

「 明治二年

当巳秋水防御普請出来形帳

九月

大井川通

牛尾村

組合高千五百式拾八石三斗式合

牛尾村

大井川通

鍵村

一堤欠所長八間

此砂利式拾三坪

人足百拾五人

右入用

高百石式拾束

村役

一籠朶拾五束六分

四尺打透

五尺強メ

是ハ堤欠所長八間前後取合拾三間之処川裏服かこ上筋ぞだ四通此延

長拾式間但拾間三束ツ、

一蛇籠三拾六本五分

此石拾壹坪八合

人足八拾壹人式分

但 石取壹坪

但 七人

代永拾九貫五百六拾四文

但 竹代永籠造賃共壹本

永五百三拾六文

是ハ鍵出堤欠所長八間之処鼻之服かこ壹本通四重七分メかこ式間か

こ式本川裏壹本通四重壹繼八分メかこ式間かこ四本地形壹間かこ壹

本九尺かこ壹本三間かこ八本四間かこ拾本四間半かこ式本五間かこ

九本ニメ川裏鼻之方とも遣

右寄

永拾九貫五百六拾四文

人足百九拾六人式分

高百石五拾人

水防

村役人足

小以金拾九兩貳分永六拾四文

右者大井川通当村地内御普請所当已秋出水ニ而水当之ケ所水防被仰付私共日々御場所附居諸色人足御差図を請遣方仕御普請丈夫ニ相保惣百姓一同難有仕合奉存候依之出来形帳奉差上候処如件

牛尾村

明治二巳年九月

百姓代 多五右衛門

組頭 次郎平

名主 延平

水利路程御掛り

御役人中様

右之通出来相違無之候以上

巳九月

内田惣五郎

岸本操

喜多川市太郎

史料12 大岩区有文書(豊橋市二川宿本陣資料館寄託)

(表紙)「

往還置砂利御普請出来形書上帳

三州渥美郡

二川宿

東海道

八丁繩手長式拾間

同所統 長式拾間

同所東 長拾間

一往還置砂利延長五拾間

平均 横九尺  
厚五寸

此砂利六坪貳合

人足百六拾七人四分

但 砂利取□町  
壹坪十七人

同所東

一同 長八拾間

平均 横□間  
厚□寸

此砂利六坪七合

人足貳百貳拾壹人壹分

但 砂利取十六丁  
壹坪三十三人

一同所置土長八拾間

□□□□□□

平均 横貳間

此土坪拾□坪三合

人足六拾六人五分

但 土取貳丁  
壹坪五人

同所統細谷村境

一同置砂利長七拾間

此砂利五□□八号

人足貳百三人

但 砂利取十七丁  
壹坪三十五人

右寄

人足六百五拾八人

賃永九拾貳貫百貳拾文

但 壹人  
永百□拾文

小以金九拾貳兩永百□拾文

右之通出来仕候処相違無御座候以上

明治二巳十月

二川宿  
百姓代

直一郎

組頭

五平<sup>印</sup>

名主

彦十郎<sup>印</sup>

郡方

<sup>印</sup> 御役人中様

前書之通出来形相違無之候事

郡方並

<sup>印</sup> 巳十月

浜中義郎<sup>印</sup>

同筆生

磯山左右橋<sup>印</sup>

史料13 大岩区有文書(豊橋市二川宿本陣資料館寄託)

(表紙)「

明治二年

土橋并荒道御普請書上帳

巳十月

三州渥美郡

大岩町

大岩町

末口四寸

是者大岩町南御林之内より御渡之積御側四本ツ、橋台二遣

丸太尺メ式分八り四毛

同木八本 長六尺 留杭

末口三寸

是者前同断式ツ伐ニいたし両側橋台抱杭壹本ニ式本ツ、

右出来者橋台上並木二遣

松枝葉九束 四尺打透 敷籠朶

五〇繩メ

是者前同断枝葉遣但壹坪三束ツ、

人足五人

是者前同断御林より御普請所迄道法式丁御林木伐出し持運ひ橋懸渡し共一式外堀割土置□□所役ニ而相勤申候

東海道

字境目

一往還置砂利長式拾五間

平均 中九尺 厚五寸

此砂利三坪壹合

但 砂利取拾壹町半 壹坪□拾□人

人足七拾四人四分

同

字火打坂上

一同断長式拾五間

平均 中九尺 厚五寸

此砂利三坪壹合

人足六拾五人壹分

但 砂利取拾丁 壹坪式拾壹人

東海道

豊橋二夕川宿境

一土橋長三尺

此平均三坪

右入用

丸太尺メ九分六り

松木八本

長九尺

杭木

中六間

新規壹ヶ所

東海道

字火打坂下

一土橋長九尺

此平均三坪

右入用

丸太尺ノ三本五分九り九毛

松木三拾本

長九尺

内式拾六本

四〇〇

是者大岩町御林之内より御渡し積

松枝葉九束

四尺相違

是者前同断末木遣但壺坪三束ツ、

人足三人六分

是者前同断御林より御普請場迄道法六丁

御林木持運ひ伐出し共一式

同所橋下

在来小溝切広

一堀割長式間半

此土坪壺坪式合

内

壺合在溝空坪引

但在来溝

残坪壺坪壺合

人足式人式分

但壺坪

式人

堀割長式間之処両側

一石〇口延長四間

平均 高三尺

此石三合

石工壺人八分

賃永三百拾八文六分

但 壺人 永百七拾七文

人足三人六分

是者石〇運ひ三丁内壺坪六人掛〇并二石工手伝壺人二壺人ツ、

〇〇

一置砂利長九尺

平均 横式間 厚壺尺

此砂利五合

人足八人五分

但 砂利取八丁 拾七人

橋前後長二間ツ、

一同延長六間

平均 横式間半 厚五寸

此砂利壺坪式合

人足拾八人

但 砂利取七〇〇 壺坪拾五〇

右寄

永三百拾八文六分

人足百八拾式人式分

賃永式拾式貫五百八文

⑩ノ小以金式拾五兩三分永七拾六文六分

右者今般御普請被 命書面御入用を以無相違出来仕候以上

明治□年巳十月

三州渥美郡

大岩町

百姓代

新六<sup>印</sup>

組頭

十蔵<sup>印</sup>

名主

新吉郎<sup>印</sup>

静岡

郡方

御役人中様

前書之通出来形相違無之候事

郡方並

印巳十月

浜中義郎<sup>印</sup>

筆生

磯山左右橋<sup>印</sup>

史料14 平島区有文書(藤枝市郷土博物館所蔵)

(貼紙)「明治元辰年ヨリ

明治九子年迄

高七百七拾七石式斗四合

瀬戸川通

字四丁島右棹前側

一中聖 四組

右入用

代永壹貫五百九拾九文式分 但シ壹組永三百九拾九文八分

人足式拾四人

同所下

一杭出 長式間

右入用

杭木式拾壹本

末口三四寸

代永五百四拾六文

是者間ニ送り三本

人足式人壹分

是ハ式間杭壹人拾本打

一蛇籠拾本五分

長五間  
差渡壹尺四寸

此石式坪式合

人足拾五人四分

代永壹貫四百九拾九文四分

永百四拾式文六分

是者中聖牛四組重り式間籠式拾本ニメ壹組五本ツ、  
尻押同籠四本者壹組壹本ツ、元付九尺籠三本ツ、

右寄

永三貫六百四拾四文六分

人足四拾壹人五分

小以金三兩式分永百四拾四文六分

外

人足四拾壹人五分

右者瀬戸川通私共村方地内堤川除当巳春御普請村請仕立被 仰渡私共

日々御場所附居諸色之寸間者勿論精々丈夫ニ皆出来仕出来形御見分奉請

村中一同難有仕合奉存候右御普請一件ニ付何ニ而も御願筋毛頭無御座候

且平日無油断見廻り小破之処者手入村繕仕大破不相成様被 仰渡承知奉  
畏候依之御普請出来形証文差上申候処仍而如件

駿州益津郡  
平島村  
明治二年巳十二月

百姓代  
太次兵衛

組頭

新三郎

名主

平五郎

静岡

水利郡政

御役所

(表紙)

明治四辛未年

瀬戸川通堤川除当未春御普請出来帳  
十二月

駿河国益津郡

平島村

駿州益津郡

平島村

高七百八拾四石七斗三升七合

内

高七百七拾七石式斗四合 村高

高七石五斗三升三合 社寺領除地

瀬戸川通

一大川倉牛七組

三組 四丁島牛前圃  
内 四組 大覚寺上村式組ツ、式ヶ所  
右入用

永拾三貫六百九拾七文六分

雜木式拾壹本

長三間 但 壹本  
末口四寸 永百九拾四文八分

代永四貫九拾文八分

七本 棟木壹組壹分ツ、

内 拾四本 桁木同 式本ツ、

同木式拾八本 長式間半

末口四寸

代永三貫六百九拾八文八分 但同永百三拾式文壹分

拾四本 前合掌木壹組式本ツ、

内 拾四本 梁木 同 式本ツ、

同木七本 長式間半 砂払木

末口三寸

代永五百六拾八文四分 但同永八拾壹文式分

是者壹組壹本ツ、

同木七本 長式間 前立木

末口式寸五分

代永三百九拾九文八分 但同永五拾壹文四分

是者同壹本ツ、

同木拾四本 長壹丈 跡合掌木

末口三寸

代永六百八拾六文 但同永四拾九文

是者同式本ツ、

同木八拾四本 長九尺 棚立木

末口三寸

代永三貫百拾六文四分 但同永三拾七文壹分

是者同拾貳本ツ、

唐竹拾四本 目通五六寸廻り 棟挟竹

代永三百拾六文四分 但同永貳拾貳文六分

是者同貳本ツ、

同竹七拾本 目通四五寸廻り 揃結竹

代永七百貳拾七文 但同永拾文三分

是者同拾本ツ、

大工七分

賃永百四拾文 但壹人永貳百文

是者同壹本ツ、

人足三拾三人六分

是者結立川入共同四人八分

長五間

一蛇籠貳拾八本貳分

差渡壹尺五寸

此石七坪

石取壹丁半壹坪

人足三拾八人五分

但 五人五分

是者大川倉牛七組重り式間半籠三拾五本ニノ壹組五本ツ、尻押九尺

籠拾四本ニノ壹組式本ツ、元付四丁島三組式間籠式本九尺籠三本増

重り五間籠三本同所下式組元付九尺籠三本大覚寺上村境同九尺籠三

本

右入用

唐竹六百貳拾本 目通四五寸廻り

代永六貫三百八拾六文 但壹本永拾文三分

是者蛇籠壹本五拾貳本

人足貳拾貳人六分

是者籠造壹人貳本半造石詰壹本四人掛

永貳拾貫八拾三文六分

人足九拾四人七分 高百石五十人内

村役人足

小以金貳拾兩永八拾三文六分

是者諸色納人渡し分

右者当村瀬戸川通堤川除当未春御普請一式村請仕立被 命村役人共日々

御場所ニ附居諸事御差図を請相仕立御仕様帳之通少も無相違丈夫ニ出来

仕小前末々迄難有仕合奉存候然ル上者平日無油断見廻り小破出来候節者

早々手入村繕仕大破不相成様可仕且又出水等之節者早速小前召連防方仕

大破不相成様可仕旨被御申渡承知奉畏候依之出来形印形奉差上候処仍如

件

明治四辛未年十二月

駿州益津郡 平島村

百姓代

堀江十郎兵衛<sup>㊦</sup>

組頭

石上勘太夫<sup>㊦</sup>

名主

堀江平五郎<sup>㊦</sup>

水利郡方

御役所

右御普請掛

高原鈴九郎

小林史生

前書之通出来形相違無之もの也

静岡

割印 辛未 水利郡方

十二月 御役所「印」

史料15 「庚午明治三年正月吉日 日記帳」(駿河国富士郡今泉村中村

五郎右衛門家文書、富士市立図書館配架C H焼付本より)

(正月) 十一日晴天

水利路程御掛り様御見分ニ付今朝未明角平伝三郎今井村へ御迎行役人

一同心配今日者三軒村方比奈村迄御見分明日今泉始メ之よし夫方

○今日角平伝三郎吉原へ役調へ之由出張尤夫方組頭百姓代一同集会相談有之

(正月) 十二日雨天

今日水利路程御掛り様去春堤普請出来分御見分ニ付村役人一同出張

伝三郎東平兩人今井村へ御出迎行一平藤三郎彦四郎新蔵堤ヶ所杭打

○角平風邪之由不参

(正月十三日)

水利路程御掛御見分ニ付藤三郎彦四郎新蔵東平

上條元平様白石十三郎様

(正月十四日)

今晩水利路程御掛り様木綿島江御泊りニ相成候ニ付御機嫌旁以御伺ひ可

申上之処取立ニ付難差抜ヶ新蔵殿ヲ頼申候

(正月) 十五日曇り

今朝水利御掛り様江御伺ひ申上候処今日ハ柚木村へ御越被成候ニ付伝三

郎彦四郎御見送り申候

御年貢取立角平茂三郎一平

湊普請相談ニ付富作吉平縫作手紙参り候由西組方申越候ニ付新蔵殿ヲ

頼遣し候

(三月二日)

今日水利御掛り様湊御普請御見分ニ付今晩木綿島へ御泊り候先触ニ付御

待請候処川久保御泊ニ相成申候角平伝三郎御出迎ひ

一平源五郎角平伝三郎重太藤三郎メ六人

三日雨

水利御掛り様方木綿島へ御出被成候今日者角平も役構ひニ付出兼申候

五郎作出張

一平在宅御年貢帳取調へ

四日くもり

水利御掛り様上條様長島様白石様メ四人様也今日湊御見分被成候今晩も

木綿島江御泊り

川上服次郎様松岡萬様松岡村方御出張ニ而御見分夫方又松岡村江御帰り

ニ相成候

五日雨小降り

水利御掛り様川合橋ニ而分見御立被成候由角平伝三郎見送り今晩ハ妙法

寺御泊りニ相成候

(三月) 八日くもり

五郎作源五郎東平湊御普請ニ付組村々相談ニ付昼方元吉原江出張

(三月十一日)

妙法寺水利御掛り様方一平御召角平伝三郎出張之処御申付られ婦村尤東

比奈佐一郎江も差紙有之候由一平疝氣之気味ニ付五郎作文吉召連遣し申

候長島信之様方金札千両兩人へ御預ヶニ相成申候

十三日晴

五郎作義(中略)一平義夕方前元組へ参り候処清五郎元吉原妙法寺水利

御掛り様江参り留守用向廻し川堀請方之事の由

(三月) 廿日晴

御親父静岡表学問所江米式拾俵代永ヲ納ニ出張被成候

廿三日晴

湊御普請所詰今廿三日〆三日之間者御親父詰番ニ相成無余義野生代リニ  
参り候尤廿日廿一日廿二日佐一郎殿詰番今夕方ニ成水利様〆妙法寺迄佐  
一郎本益中村一平右三人可罷出之御書附参り候所直様罷出最早兩人者参  
り居候御普請右三人取締被仰付無拠御受申上候  
廿四日晴

今日上條元平様長島信之様御兩人沖田垵樋并堤御普請御見分ニ相成候垵  
樋者来年之事小土手ハ御普請被下候積リニ定リ杭出し者少々者叶ひ可申  
候見分済直ニ原田村尾御移リ被成候様東平伝三郎安藏源五郎拙者藤三郎  
六人御案内角平彦四郎湊行

今廿四日御普請所拙詰番故角平殿ヲ頼遣し申候拙者御伝馬所江相詰候源  
五郎重太三人共出張

廿五日天氣能

今日も御伝馬御改正ニ付源五郎重太拙三人惣代屋ニ詰伝三郎角平湊も夕  
方ニ相成拙者呼ニ遣し候ニ付妙法寺参メ切御普請入札夜入四ツ時頃帰宅  
廿六日くもり夜入雨

御伝馬所相談源五郎重太□頼拙者妙法寺水利様御呼出ニ付出張御普請之  
儀御相談土俵俵メ切定雇坎又者請人足坎番村御普請之儀も両三日中ニ仕  
様帳御下ケ相成由湊俵メ切者明廿七日人足少々宛出したためし見度断被仰  
聞夜入九ツ時頃帰宅佐一郎殿本益殿〆少々先へ帰ル角平拙者同道御下ケ  
金村割札百両受取拙者預リ伝三郎殿ハ文吉者早く帰り候

五月朔日伝法村吉原宿差鎌川上様御泊り  
二日晴川上権少参事堤御見分

(五月) 六日くもり雨

○一平儀三月廿日ニ静岡表学問所上納出張大久保伝吾同道ニ而岩瀨斎藤  
依十郎へ一泊松野田地一条掛合翌廿一日未明岩瀨出立静岡伝馬町安田屋  
次郎平へ八ツ時前着廿二日学問所江上納相済廿三日天野様臨濟寺様平林  
百助様江御尋申候廿四日静岡出立大内村報徳由蔵殿へ立寄夫〆江尻へ廻

り小島泊り廿五日朝林様御尋申上夫〆松野江泊り申候

史料16 深見村戸長役場文書(袋井市歴史文化館所蔵)

(表紙) 明治三年

太田川通御普請目論見帳

午三月

会所

三郎平

高九百五拾三石式斗五升三合

遠州豊田郡

深見村

太田川通

一大川倉牛拾六組

式組

字唐久牛式組前測

式組

同所下

式組

同所上

四組

同所下式組ツ、式ヶ所

式組

上川田

式組

同所下

式組

同所下

右入用

長三間

雑木四拾八本

末口四寸

代永五貫百八拾四文

壺本

但シ 永百八文

内 拾六本

樟木壺組壺本ツ、  
榊木引式本ツ、

三十式本

長式間半

同木六拾四本

末口四寸



人足拾九人七分

式人九分 九尺杭老人拾五本打

拾六人八分 式百半杭老人式本半打

一蛇籠七拾三本  
長五間  
差渡壹尺五寸

此石拾七坪三合

人足百三拾八人四分

但シ 石取式町余  
壹坪八人

代永拾貳貫三百貳十文

竹代永百七拾六文

賃永四貫貳百文

但シ壹本籠造賃永六十文

石結人足四分

人足貳拾八人

九本 字唐久古粹出し繕長式間半之処六本並

三重五分

六拾壹本

大川倉牛拾六組重式間半架八拾本メ

壹組二五本ツ、尻押九尺籠三拾貳本メ壹組

貳本ツ、先付九尺架三十八本メ壹ヶ所五本内

七ヶ所分三本壹ヶ所合八ヶ所分

右寄

永四拾四貫六百三拾文 ○高百石五十人内

村役人足

人足貳百六拾貳人九分 ○

小以金四拾四兩貳分永百三拾文

水利

郡政方

普請役

内田惣五郎様  
神谷恒次郎様

史料17 『金谷町誌』下（一九二九年、一九九〇年影陰版復刻、金谷町役場）

治大井水成功記

明治紀元之秋洪水為災明年春川上服二郎松岡萬等奉命巡視駿遠衆分督而治之萬等專知大井水事而金谷駅傍辺遭害尤甚焉因屬吏内田惣五郎而苦請修之然此地激浪除災甚難為之如何萬曰予備天災在尽人事人事未曾尽何謂之防天災惣五郎固精於治水乃勵精禁飲酒誓於神而後經始之先改造水途使其西流有害者旋回利導而東之長五十有余步亘三十步俗謂之本瀬廻以木石壅其旧途而埋俗謂之占切又作大枝堤水中深丈余長三十步水表高一丈亘三歩余以塞橫流俗謂之川堰堤蓋治水之大舉也起於明治二年四月廿二日而成於五月廿日中間三十日大風雨不降水量不增可不謂之天幸耶後有大風雨逆流暴漲而堤防無潰裂之害乃知尽人事則天災必至也萬武藏人幼嗜武又好學頗通於經濟之道武事之間手不廢卷故有所蘊積惣五郎亦武藏人曾學治水於佐藤睦三郎是以有所得焉里豪下島弥八郎河村弥七郎等亦發奮相勵庶民子來竣工之速豈徒哉謹作二函獻一於駿之惣社獻一於大井神社恭記其顛末庚午春三月底不隣齋松岡氏囑鴻堂久保復謹撰並書

幹事者名氏

監督 川上服二郎藤原綏之

惣督 松岡萬藤原古道

屬吏 岸本操藤原経廣

内田惣五郎源富淑

今井卓爾平宣徳

宮本恒太郎源專之

喜多川市太郎源正道

近傍民間抜擢附属

八幡島新田 飯塚格蔵知方

大日村 八木平七郎太幹

島田駅 天野孫六苗實

上泉村 碓井豹太郎源貞固

金谷駅 下島弥八郎弘義

河村弥七郎秀鞆

補助

島田駅 塚本孫造介富

野田村 才治審人

史料18 「横須賀惣庄屋覚帳(御用留)」第三十九冊(掛川市教育委員会所蔵)

差上申相場書之事

一金壺両二付 下米壺斗四合

右ハ当止月中旬下米相場奉書上候通相違無御座候

明治三午年四月

横須賀町

米屋惣代 常吉印

同 仙太郎印

横須賀町間屋 八郎平印

同行番差添

政吉印

午四月

水利郡政方 御役人衆中様

史料19 横田弥男家文書(焼津市史編纂収集史料)

(端裏書)「川除金請取之内」

四月十九日

奉請取金子之事

一金六両也

右者瀬戸川通私共村方当午春堤川除御普請御入用金之内為御内借書面之通被成御渡奉請取候処仍如件

明治三午年四月

駿州益津郡

大覚寺下村

百姓代

与平<sup>㊦</sup>

彦兵衛<sup>㊦</sup>

弥右衛門<sup>㊦</sup>

水利

郡政御掛り

御役人中様

(付属品として「賃四百札 午五月限」「賃百札 午五月限」の宿札二枚あり)

史料20 横田弥男家文書(焼津市史編纂収集史料)

奉請取金子之事

右者瀬戸川通私共村方当午春堤川除御普請御入用金之内為御内借書面之通被成御渡奉請取候処仍而如件

明治三午年六月

駿州益津郡

大覚寺下村

百姓代

与平

組頭

源七

名主

茂右衛門

字遠双

一 杭 簀長拾五間

一 五間かこ 三本 杭 簀根堅メ

一 同かこ 九本 簀上服か二

一 九尺かこ 壹本 同取合

三月晦日方四月晦日迄

字中島

一 杭 簀長拾九間半

同

一 小 梓 式組

同

一 笈 午 式組

同

一 五間かこ 廿四本 服か二地形

同

一 式間半かこ 八本 同断

一 式間半かこ 六本 同断

一 五間かこ 式拾壹本 服か二

一 四間かこ 壹本 杭 簀根堅メ

一 五間かこ 拾本 同 簀上服か二

一 四間半かこ 式本 同断

一 九尺かこ 壹本 同元合

一 式間かこ 三本 二番 古 梓 上 ぶ き

一 九尺かこ 四本 三番 古 梓 繕

一 壹間かこ 式本 同断

一 式間かこ 式本 四 番 小 梓 川 表 堅 メ

一 式間半かこ 式本 同断

水利  
郡政方  
御役人中様

史料21 道悦島村文書(静岡県立中央図書館所蔵)

三月廿五日方四月十五日迄

字大橋下

一 杭 簀長 式拾八間

同所

一 五間かこ 拾本 杭 簀根堅メ

同所

一 式間かこ 式本 同断

同所上

一 式間かこ 三本 古 堤 川 十 間 繕

同

一 式間半かこ 壹本 同断

同

一 三間かこ 壹本 同断

同

一 五間かこ 壹本 同断

小 以 籠 拾 四 本 壹 分

四月十七日方同廿七日迄

一 九尺かこ	式本	鼻堅メ	一 式間かこ	六本	笈午式組	三号	式間か二六本
一 式間かこ	式本	同断	小以籠式拾式本五分				
一 九尺かこ	壹本	川裏同断	同廿七日方五月朔日迄				
一 式間かこ	壹本	同断	高橋下古桢出先				
一 式間かこ	四本	五番 川表堅メ	一 笈午 壹組				
一 同かこ	四本	鼻堅メ	同所				
一 九尺かこ	式本	同断	一 式間半かこ	六本	古桢	川表堅メ	
一 式間かこ	式本	同断	一 式間 かこ	五本	同断		
一 式間かこ	六本	笈午式組重り	一 壹間かこ	式本	同断		
中島切所上欠所繕			一 九尺かこ	壹本	同断		
一 杭籌長五間			一 五間かこ	式本	同断		
一 五間かこ	壹本	杭籌上	一 四間かこ	壹本	下繕		
小以籠七拾九本			一 式間かこ	式本	同断		
四月廿日方同晦日迄			一 五間かこ	四本	上ふき		
一 小桢壹組			一 式間かこ	三本	笈午三号		
一 笈午式組			小以杭三本三分				
一 五間かこ	八本	服籠地形	同廿八日方五月一日迄				
一 壹間かこ	三本	同断取合	字万太夫セ卜				
一 九尺かこ	壹本	同断	一 小桢壹組				
一 五間かこ	五本	服か二	一 式間かこ	式本	川表堅メ		
一 五間半かこ	壹本	同断	一 式間半かこ	式本	同断		
一 壹間かこ	壹本	同下繕	一 式間かこ	式本	鼻堅メ		
一 九尺かこ	壹本	砂わた	一 九尺かこ	式本	同断		
一 式間かこ	三本	川表堅メ	一 九尺かこ	三本	川裏堅メ		
一 九尺かこ	四本	同断	一 九尺かこ	六本	桢元付		
一 式間かこ	四本	鼻堅メ	小以蛇籠五本九分				
一 壹間かこ	三本	川裏堅メ	小桢四組				

惣ノ 笈午五組

蛇籠百五拾壹本八分

右之通相違無御座候以上

午五月

道悦島村

百姓代

藤四郎印

忠左衛門印

藤蔵印

水利

御役人中様

(後略)

史料22 遠江国豊田郡友永村西尾家文書「明治三庚午年七月四日

御用留(個人蔵)

其宿村堤川除用悪水樋類并往還道橋来未春定式御普請相願候村々者箇所  
附帳取調来ル九月十五日迄ニ中泉最寄者当御役所江願書差出可申天龍川  
通中野町村水利出張御役所最寄者同所江可差出候尤前書日附迄ニ箇所附  
帳不差出者来春御普請ニ者不相成条其旨相心得向後共前年九月十五日迄  
ニ願書差出候儀と可相心得候且先前より御普請所亦者元領主地頭へ相願  
普請出来候欵御普請無之欵前々村方自普請ニ而仕来候分者其訳可認  
早々差出可申候且出水等ニ而破損出来急破御普請相願候節者其時々右最  
寄々江願出可申候此触書村名下へ令請印濟付ヲ以早々順達留り宿村方当  
御役所へ可相返もの也

八月十三日出 中泉

十四日 郡政

未中刻請取早々 御役所

下川会村へ継立

史料23 鳥谷川口家文書「御触書御用状控」(沼津市明治史料館所蔵)

其宿村堤川除用悪水樋類并往還道橋来未春定式御普請相願候村々者箇所  
附帳取調来ル九月十五日迄ニ沼津最寄者当御役所江願書差出可申富士川  
通松岡村水利出張御役所最寄者同所江可差出候尤前書日限迄ニ箇所附帳  
不差出分者来春御普請ニ者不相成条是旨相心得向後共前年九月十五日迄  
ニ願書差出候儀と可相心得候且先例候御普請所又者元領主地頭江相願普  
請出来欵御普請所無之欵又者前々村方自普請ニ而仕来候分者其件相認  
メ早々差出可申候且出水等ニ而破損出来急破御普請相願候節者其村々右  
最寄江願立可申候此触書村名下江令請印刻付を以早々順達留り宿村方当  
御役所江可相返候もの也

沼津郡政御役所

八月廿三日(明治三年)

史料24 井出深沢家文書(沼津市明治史料館所蔵)

(表紙)

明治三午年

御普請箇所附書上帳

八月廿八日書上

駿州駿東郡

東井出村

今井村

水利御出張

御役所

字江川

一悪水吐込樋長式間

内法 高三尺  
横六尺

壹ヶ所

是者前々高三尺横六尺之処弘化三年横四尺ニ御減シ相成候得共穴  
徳地ニ而水吐兼候ニ付伺之上村方足金を以古形之通六尺ニ仕立来候  
間何卒来春在形を以御普請被成下候様奉願候  
字荒田尻

一同以樋長式間

内法 高三尺  
横四尺

壹ヶ所

是者先年高横共書面之通ニ御座候処去ル天保度長九尺高横壹尺四  
方ニ御減相成候得共前書之通悪水吐兼候間是亦伺之上古形通り村方  
足金を以仕立候間在形之通来春御普請被成下置候様奉願候

字江端

一同以樋長式間

内法 高式尺  
横三尺

壹ヶ所

是者右同断内法壹尺四方ニ御減御座候得共前同断ニ付書面之通り御  
普請奉願上候

字江端

一同以樋長式間

内法 壹尺四方  
壹ヶ所

是者なし

字荒田

一同以樋長式間

内法 壹尺四方  
壹ヶ所

是者御減相成候而差支無御座候間前書□□之儀者願之通御普請被成  
下候様奉願候

沼川通

一堤長四百八拾八間

内 式間 当午切所壹ヶ所

四百八拾六間

但シ 上置腹附  
杭篝附

潮除

一堤長四百六拾式間

但シ 上置腹附  
杭篝附

右者私共村方御普請悪水吐以樋之儀年限過去り候ニ付甲蓋敷板共朽腐候  
処潮除堤追々減所々相成一同心痛罷居候ニ付先般以書面ヲ前書之ヶ所々  
出格之以御憐愍ヲ急速御見分之上来午春御普請被為仰付被下置候様偏ニ  
奉願上候以上

明治三年

八月

駿州

駿東郡

東井出村

百姓代 熊七

組頭 儀三郎

同 幸吉

名主 林平

同 直作

水利

郡政

御役所

明治三年十二月廿四日神谷村泊り西平弁当

両井出青野東原原宿泊り

権少局

小池於喜三郎

葛山精一郎

佐藤史生

史料25 駿東郡小山町鈴木家文書(静岡県立中央図書館歴史文化情報

センター・静岡県史編さん収集史料)

乍恐以書附奉願上候

御支配所駿東郡竹下村新柴村桑木村所領村小山村生土村中島村藤曲村湯船村右九ヶ村惣代藤曲村組頭安平竹下村組頭惣三奉申上候私共組合村々鮎沢川野沢川通 御普請所去ル四月中御見分之上堰川除牛柁御普請被仰付難有仕合ニ奉存候兼而被仰渡候ケ所附之通去ル六月御普請皆出来御届奉申上候右御普請御入用金未御下ケ金ニ不相成罷在候然ル処職方并二人足賃錢未払不足ニ相成居小前之者難洪罷在候旨申出候間中僅御下ケ金奉願上候何卒出格之以 御慈悲急速御下ケ渡被 下置候様偏ニ奉願上候此段乍恐書附を以奉願上候已上

明治三十年八月

駿東郡

竹下村

新柴村

桑木村

所領村

小山村

生土村

中島村

藤曲村

湯船村

右九ヶ村惣代

竹下村

組頭

惣三

藤曲村

水利路程

御役所

前書之通水利路程 御役所奉願上候ニ付何卒出格之以 御慈悲 御添翰被 下置候様仍て奉願上候已上

明治三十年

八月

御支配所

駿東郡

右九ヶ村惣代

竹下村

組頭

惣三<sup>印</sup>

藤曲村

組頭

安平<sup>印</sup>

沼津

郡政

御役所

史料26 駿東郡小山町鈴木家文書(静岡県立中央図書館歴史文化情報

センター・静岡県史編さん収集史料)

乍恐以書附御届奉申上候

御支配所駿東郡竹之下村新柴村桑木村所領村小山村生土村中島村藤曲村湯船村右九ヶ村惣代藤曲村組頭安平竹之下村組頭惣三奉申上候去ル七月十九日夕廿日之大雨風近來稀成大洪水ニ而私共組合村々田畑者勿論 御普請所鮎沢川野沢川通一円川除堰路牛柁等別紙ケ所付奉書上候通破損流失仕候間此段乍恐以書附御届奉申上候依之別紙ケ所附帳面相添奉御覧入

組頭

安平

候以上

明治三十年

八月

駿東郡

竹之下村

新柴村

桑木村

所領村

小山村

生土村

中島村

藤曲村

湯船村

右九ヶ村惣代

藤曲村

組頭

安平

竹之下村

組頭

惣三

水利路程

御役所

前書之通り水利路程 御役所江奉願上候ニ付何卒出格之以 御慈悲御添  
翰被下置候様偏ニ奉願上候以上

御支配所

駿東郡

九ヶ村惣代

竹之下村

組頭

明治三十年八月

藤曲村

組頭

安平<sup>印</sup>

惣三<sup>印</sup>

沼津郡政

御役所

乍恐以書附奉願上候

御支配所駿東郡坂下組合九ヶ村惣代竹之下村組頭惣三藤曲村組頭安平奉  
申上候私共村々御普請所御入用金御下ケ金御願并ニ洪水破損御届水利路  
程 御役所江罷出候間 御添翰頂戴奉願上候処追而御沙汰有之候迄帰村  
被 仰付難有□村仕候処来ル十二日水利路程御掛り様御見分被為有候趣  
御廻状到来仕候間右御見分先ニ而前件奉申上候御下ケ金被下置候様奉願  
上度奉存候間先般 御添翰奉願上候願書一先 御下ケ被下置候様偏ニ奉  
願上候以上

駿東郡

明治三十年八月

九ヶ村惣代

竹之下村

組頭

惣三<sup>印</sup>

藤曲村

組頭

安平<sup>印</sup>

沼津

郡政

御役所

史料27 島崎家文書(富士市立博物館所蔵)

(表紙)

明治三十年

潤井川通一村限用水路来未春浚其外御普請願箇所附書上帳

九月

松岡村

乍恐以箇所附奉願上候

潤井川通

字四ツ谷堀

一用水路浚長八拾間

平均 深壹尺五寸  
横六尺

字石細木下永光寺川端迄

一同 長百間

平均 深貳尺五寸  
横壹丈六尺

字永光寺川端方実相寺橋迄

一同 長百間

平均 深壹尺五寸  
横壹丈六尺

字実相寺橋方聖島堰迄

一同 長百三拾六間

平均 深壹尺  
横壹丈五尺

字聖島堰方大曲下迄

一同 敷浚長五拾間

平均 深七寸  
横壹丈五尺

小以

字四ツ谷堀口方左右堀迄

一新規石垣長貳拾七間

平均 高五尺  
横壹尺五寸

一石垣崩所延長拾貳間半

平均 高六尺  
横貳尺

内訳

長壹間半

字石細木下東側

長八間

字永光寺川端下西側

長貳間

同所下 同断

長壹間

字実相寺橋下東側

字石細木下東側

一石垣長三間

平均 高三尺  
横貳尺

字実相寺橋下東側

一同 長貳間

平均 高六尺  
横貳尺

右者一村限潤井川通用水路当午夏秋度々大雨出水ニ而井路押埋候ニ付何卒来未春浚其外御普請箇所ニ奉願上候通被 仰付被下置候様乍恐以書付奉願上候以上

奉願上候以上

潤井川通

松岡村役人惣代

百姓代 庄作<sup>㊦</sup>

組頭 彦七<sup>㊦</sup>

名主 貫一郎<sup>㊦</sup>

同 久保田佳平<sup>㊦</sup>

水利郡政

御役所

此願書御利解之上御下ニ相成同写可継渡印形までケし申候御差図ハ小林

様御取計之事

未二月七日

**史料 28 横田弥男家文書(焼津市史編纂収集史料)**

乍恐以書付御願奉申上候

字水神下

一堤長四拾六間

同所

一杭出し長拾間

同所

一中聖四組

字下ノ嶋中

一長拾五間

右者当村地先瀬戸川堤通川除御普請所之内一昨八日大風雨□所之廉々欠

所破損等及何分難捨置場所柄ニ御座候間御見分之上急破御普請被成下候

様奉願上候以上

庚午九月

駿州益津郡

大覚寺下村

百姓代 与平

組頭 彦兵衛

名主 弥右衛門

島田

水利郡政

御役所

**史料 29 横田弥男家文書(焼津市史編纂収集史料)**

乍恐以書付奉願上候

益津郡

何村地内

何川通り

字何々

一御堤長何間

何郡何村役人奉申上候私共地内何川通御堤御普請所之内前書之廉々追々

破損ニ及候間出格之 御仁恵を以御見分之上来未春御普請被成下置候様

被仰付度乍恐此段以書付奉願上候以上

何村

三判

島田

水利郡政

御役所

**史料 30 関方区有文書(焼津市史編纂収集史料)**

(表紙) 明治三年

朝比奈川通関方村地内堤川除御普請出来形帳

庚午十月

駿州

益津郡

関方村

高式百五拾五石四斗三升八合

駿州益津郡 関方村

朝比奈川通

一蛇籠拾六本

此石三坪九合

八合

長五間

差渡壹尺五寸

人足式人

内

平坪壹合

人足拾五人五分

但 石取壹町余壹坪  
五人

但 肴石詰替  
壹坪式人五分

代永四貫四拾八文

竹代永貳間五拾六文

賃永八百文

但 壹本□□造賃永五拾文

人足六人四分

石詰人足四分

是者字たのみま堤長式拾間之処服かこ壹本通り四重四纏

右寄

永四貫八百四拾八文

人足貳拾三人九分

高百石五拾人内

村役人足

小以金四両三分永九拾八文

右者朝比奈川通駿州益津郡関方村地内堤川除御普請一式村請仕立被 命  
当四月中方御取懸り相成候ニ付村役人共日々御場所ニ附居諸事御差図を  
請相仕立此節迄ニ御仕様帳面之通少も無相違丈夫ニ出来仕小前末々迄難  
有仕合ニ奉存候然ル上者平日無油断見廻り若小破之御箇所も有之候ハ、  
早速手入取繕候出水等々之節者小前召連罷出防方仕大破不相成様可仕旨  
被 御申渡承知奉畏候依之出来形印形差上申処仍如件

駿州益津郡

関方村

百姓代

明治三庚午年十月

藤八<sup>印</sup>

与頭

勘四郎<sup>印</sup>

名主

水利

郡政

御役人中様

前書之通出来形相違無之事

割印

郡方並

明治三庚午年十月

内田惣五郎<sup>印</sup>

同筆生

神谷恒治郎

同御雇

渡辺菊太郎<sup>印</sup>

同

喜多川市太郎

同

伊藤吉五郎<sup>印</sup>

史料31 深見村戸長役場文書(袋井市歴史文化館所蔵)

(表紙)「明治三年

当午春川除御普請出来形帳

十月

高九百五拾三石式斗五升三合

遠州豊田郡

深見村

太田川通

一大川倉牛拾六組

式組

字唐久牛式組前測

式組

同所下

式組

同所三

四組 同所下式組ツ、式ヶ所  
 式組 上川田  
 式組 同所下  
 式組 同所下  
 右入用  
 雑木四拾八本 長三間  
 末口四寸  
 代永五貫百八拾四文 但 壹本  
 永百八文  
 拾六本 棟木壹組壹本ツ、  
 内 三拾貳本 棚木同貳本ツ、  
 同木六拾四本 長式間半  
 末口四寸  
 代永五貫七百六拾文 但 同  
 永九十文  
 三拾貳本 前合掌木壹組貳本ツ、  
 内 三十貳本 梁同貳本ツ、  
 同木六拾六本 長式間半 砂払木  
 末口三寸  
 代永八百八拾文 但 同  
 永五拾五文ツ、  
 同木六拾六本 長式間 前立木  
 末口三寸  
 代永六百四拾文 但 同  
 永四拾文  
 是ハ同壹本ツ、  
 同木三拾貳本 長壹丈 跡合掌木  
 末口三寸

代永壹貫百五拾貳文 但 同  
 永十三拾六文  
 是ハ同貳本ツ、  
 同木貳百五拾六本 長九尺 棚敷木  
 末口三寸  
 代永八貫七百四文 但 同  
 永三十四文  
 是ハ同拾六本ツ、  
 唐竹三拾貳本 目通五六寸廻り 棟挟竹  
 代永三百八拾四文 但 壹本  
 永十貳文  
 是者同貳本ツ、  
 同竹百六拾本 同四五寸廻り 牧結竹  
 代永壹貫貳百八拾文 但 同  
 永八文  
 是ハ同拾本ツ、  
 大工壹人六分 但 壹人  
 賃永三百廿文 永貳百文ツ、  
 人足七拾六人八分  
 是ハ同四人八分  
 一杭出し長五間 四通打  
 右入用 杭木 壹ヶ所  
 雑木四拾四本 長九尺 杭木  
 末口三寸  
 代永壹貫四百九拾六文 但 壹本  
 永三拾四文  
 是者間ニ送り三本打  
 藪下 式通打  
 一簣杭長式間 杭木  
 右入用 壹ヶ所  
 雑木四拾貳本 長式間半  
 末口三寸

代永貳貫三百拾文

但 壹本

是者間二送り三本打

永五十五文

人足拾九人七分

貳人九分 九尺杭壹人拾五本打

拾六人八分 貳間半杭壹人貳本半打

一蛇籠七拾三本 長五間

差渡壹尺五寸

此石拾七坪三合

人足百三拾八人四分

但 石取貳町余  
壹坪八人

代永拾貳貫三百貳十文

竹代永百七十六文

質永四貫貳百文 但壹本籠造賃永六十文

石結人足四分

人足貳拾八人

九本 字唐久百棹出し繕長貳百半之処六本並三重五分

大川倉牛拾六組重貳間半架八拾本メ壹組ニ五本ツ、

六拾壹本 尻押九尺籠三拾貳本メ壹組貳本ツ、元付九尺架三十八

本メ壹ヶ所五本同七ヶ所分三本壹ヶ所合八ヶ所分

右寄

永四拾四貫六百三拾文

人足貳百六拾貳人九分 高百石五拾人内

村役人足

小以金四拾四兩貳分永百三拾文

右者当村太田川通川除当午春御普請村受仕立被 仰渡私共日々御場所ニ

附居諸色寸間ハ勿論精々丈夫ニ皆出来仕出来形御見分奉請村中一同難有

仕合奉存候右御普請ニ付何ニ而も御願筋毛頭無御座候且平日無油断見廻

小破之分ハ手入村繕仕大破不相成様被 仰渡奉承知畏候依之御普請出来  
形証文差上申処依而如件 遠州豊田郡深見村

百姓代

宇吉印

組頭

政吉印

同

金三郎印

水利

郡政

御役所

前書之通出来形相違無之もの也

庚午 水利郡政

十月 御役所「印」

史料32 水野幸彦家文書(旧豊岡村、磐田市歴史文書館所蔵)

乍恐以書付奉願上候

寺谷用水七拾五ヶ村組合御用聞宮本村八朔前野村五郎八掛下村外三ヶ村  
役人共奉願上候当七月十九日天竜川満水ニ而掛下村字壹番以樋吹被掛下  
村外三ヶ村田畑一円入水作物押倒其後九月八日稀成大風雨ニ而天竜川満  
水右以樋拔跡方水押込掛下村外三ヶ村田畑一円入水ニ而田畑作土押流再  
度水難儀以難洪仕候ニ付急速右以樋伏込方奉願上候処直様御取掛被成下  
置候趣被仰渡一同安心仕御沙汰奉待上候処其未夕御伏込不仰付最早寒も  
過半相立此上出水之程も難計村上大柵堤切所相成居又候右以樋拔跡方水  
押込土押流候義□□人命ニも相掛候程之義ニ付百姓相統難出来及退転候  
外無御座歎敷奉存候間何卒以御慈悲急速以樋御伏込被成下置候様奉願上  
候若年内御伏込難被仰付御儀ニ御座候ハ、御見分之上右以樋拔跡飯ノ切

被仰付水難相逃百姓相続仕候様御憐愍之程并組御用聞掛下村外三ヶ村役人共一同拳奉願上候以上

明治三庚午年 十一月

寺谷用水御用掛

宮本村

名主後見 八朔印

前野村

名主 五郎八

掛下村

名主後見 五郎平印

名主 伝平印

名主見習 喜三郎印

平松村

名主 忠四郎印

同 孫次郎

百姓代 半次郎印

寺谷新田

名主 伊太郎印

組頭 権次郎印

同 万三郎印

寺谷村

組頭 伝三郎印

同 平三郎

水利

郡方

御役所

史料33 磐田市・渥美國太郎家文書「午式番御用留」(磐田市歴史文

書館複写)所収

奉請取金子之事

一金五両也

右者私共組合匂坂上村地内用水以樋御普請御入用金為御内借書面之通被成御渡奉請取候処仍而如件

明治三午年四月廿三日

匂坂上村

同中村

村役三判

中の町

水利郡政

御役所

中町之六五郎遣受取夫の佐々木様

へも出ル大工□□村峯吉へ渡□候由

史料34 磐田市・渥美國太郎家文書「午三番御用留」(磐田市歴史文書

館複写)所収

① 廻状を以申達候寺谷用水路見分として別紙日割之通罷越候尤申談義

も有之候間村境へ村役人罷出案内可致候廻状早々順達留り村方可相返候也

七月十七日

水利郡政

御役所

寺谷村方鮫島村迄地付村々役人

十九日 寺谷村方一言村迄 廿日 一言村方鮫島村迄

追而雨天日送り之事

② 乍恐以書付御届奉申上候

匂坂上村地内

拾壹番地

一七出鼻

拾貳番地

一七出鼻

右者昨廿日出水引水二而天龍川通御普請所書面之通り破損仕候間乍

恐此段以書付御届奉申上候以上

明治三千年七月廿一日

水利郡政

御役所

右之処七月廿二日神山精造様御見分ニ成

(上部横書)「水利御掛古川新九郎様」

覚

而者難渋之次第申遣候処右ハ尤之義ニ付何れ御重役様へ御窺之  
上御下ケ相成候間右之思召ニ而人足御取調置持運之上当方迄御  
届可申候以上

掛下村名主

津平

史料35

磐田市・渥美國太郎家文書「御用留(午五番)」(磐田市歴史  
文書館複写)所収

覚

永島御出立池田村御泊り

午十一月六日堤通御通行計

水利御掛

今井卓示様

中村昌雄様

案内六郎五郎

史料36

磐田市・渥美國太郎家文書「未老番御用留」(磐田市歴史文  
書館複写)所収

静岡郡方御役所

柴田権少属様

小川金次様

天龍□□□□□□□□

郡方掛

今井卓爾

右御用状正月十八日自寺谷村より中村へ継

両掛式荷 人足式人

佐藤惣藏様

正月十九日五ツ時掛下村御出立御廻村中野丁村帰

③ 書付を以申達候掛下村地内寺谷用水□□□□樋流木其村々取揚

置候分此度右古木相用伏込相成候間早々掛下村地内八幡社地へ

差出可申候此書付早々順達従留可相返者也

午十月十三日

中野町 水利郡政御役所○

平松寺谷新田寺谷勾坂上村迄

添書

別紙之通御書付ニ御座候間御披見次第早々当村地内八幡宮社地

へ御持運可被成候且持運ちん錢之義七拾五ヶ村之為持役相成候

史料37 「明治四年未正月吉日 御用留」(浜松市立中央図書館蔵・長柄慶一郎氏文書・磐田郡龍山村大嶺白倉青山家文書)

此人足忝人

①

覚

一両掛忝荷

静岡 今井卓爾

此人足忝人

高林逸

右者天龍川通并内郷堤川除樋類其目論見見分爲御用明十二日朝六ツ半時

渋川村出立罷越候間書面之人足差出都差支無之様可取計候尤普請無之村

方者御定之賃錢相払候間荷物無遲滞立可申也

二月十一日

水利

郡方掛り

渋川出立六□□神沢惣名打西川□

追而御普請所村々へ申達候間竿式本用意隣村江出迎場所案内可致候且賄

料之儀ハ一泊金式朱式百文一昼錢五百文相払候間所有合之品を以取賄可

申候

②

覚

福岡権大属

一山駕籠忝梃

此人足忝人

一両掛忝荷

此人足忝人

今井卓爾

高林逸

一両掛忝荷

此人足忝人

メ四人

右者天龍川通并内郷当未春御普請所丁張爲見分明十日朝六ツ時中ノ町出立其筋通行いたし候条得其意書面之人足差出シ都而差支無之様可取計此先触早々順達徒留村着之節可相返もの也

中ノ町

水利

三月九日 御役所

史料38 「諸願諸届其外諸証文議定書之控」(浜松市立中央図書館蔵・中村家文書)

乍恐以書付奉御受候

下堀村

天王村 地内

天之新田村

一用悪水路長八百七拾七間

右用悪水路之内今般下堀村地内式百四拾四間浚御普請被 仰付難有仕合奉存候就而者三ヶ村共水路続之儀二付已後組合御普請所ニ被 仰付高百石五拾人村役人足相勤可申旨被 御申渡承知奉畏候依之御受書奉差上候以上

明治四辛未年二月 長上郡下堀村百姓代 竹内信三

組頭 竹山宇吉

名主 竹山平八郎

同郡天王村 百姓代 石津友三郎

組頭 竹山梅次郎

名主 竹山喜一郎

同郡天之新田村百姓代 竹山孫次郎

史料39 策牛村関係文書(焼津市史編纂収集史料)

(表紙)「

御請書写

差上申御請書之事

一駿州益津郡瀬戸川通岡当目村中村朝比奈川通下当間村外七ヶ村之儀近  
来草木生茂附寄洲出来川幅迫り候間村示談之上先規ニ基川幅相定打立  
置候ニ付今般御見分被成下難有仕合ニ奉存候然上者切揚洲浚等三月廿  
五日取掛り四月廿五日迄ニ皆出来相成候様被御申渡承知奉畏候依之  
御請証文差上申処仍而如件

明治四辛未年三月十六日

水利郡方  
組頭 鈴木源次郎  
御役所 名主 中村省吾

名木久五郎  
方ノ上村  
名主代組頭

山田市郎右衛門  
坂本村

名主代組頭  
大畑新六  
中里村

名主  
山川与藏  
中村

名主  
小池六左衛門  
岡当目村

名主  
矢部常藏

越後島村  
名主  
甲賀伊八

八楠北村  
名主

策牛村  
名主

藁科栄次郎

池田直藏

関方村

名主代組頭

水利  
郡方  
御役所

右朝比奈川通川幅三拾間ニ相定候者七拾八ヶ年以前寛政五癸丑年当家  
七代目直四郎丹精ニ而横内村始外八ヶ村示談之上為取替議定書取之領  
主々々江申上切流洲浚皆出来之上本多遠江守様方御褒美として御米三俵  
頂戴之いたし候御書付并右議定書有之候ニ付猶又今般越後島村郡中惣代  
甲賀伊兵衛殿江申談本文之村々示談之上定杭相定御見分之上請書差出候  
也

当家十代目

池田直藏源敬忠

史料 40 川尻久保田文造家文書(島田市史編さん委員会事務局複写)

(表紙)

未二月廿三日差出

上

遠州榛原郡

川尻村

乍恐以書付奉願上候

遠州榛原郡川尻村役人共奉願上候当村用水以樋字本井儀去ル申年大井川入水ニ而水道相變隣村上吉田村之残水ヲ以用水引來罷在候処昨午年入水ニ而右残水潤沢不仕候間当年者先規之通本井方用水引取度候得共拾ヶ年余捨置候ニ付諸色悉相汚用ニ相成候品無御座此度御伏替被 仰付度奉願上候然ル処右様御願立筋之儀昨午年九月十五日迄ニ可奉願上旨御觸書を以被 命承知奉畏候処願方延引仕候段何共申上無御座奉恐縮候得共事実田方用水引取方ニ差支候ニ付何卒出格之御所置ヲ以前頭申上候通御伏替被成下置度依之乍恐此段書付を以奉願上候以上

明治四未年二月

遠州榛原郡

川尻村

百姓代

増田佐平<sup>印</sup>

組頭

松本雄七<sup>印</sup>

名主

久保田耕蔵<sup>印</sup>

島田

水利郡方

御役所

水掛高百五拾八石五斗

榛原郡

川尻村

字本井

一用水以樋長五間

内法

高壱尺五寸

右之通取調奉書上候以上

前書之通以樋御普請先ニ仕來出來形帳相添奉願上候処右之臨時御普請出來形帳ニ而先ニ御普請所之証拠ニ者難相成候間御普請ニ者不相成旨被 命願書御下ヶ相成承知奉畏候依之右願書写江継添御証文奉差上候処仍如件

明治四辛未年三月廿三日

右

百姓代

佐平

組頭

雄七

名主

耕蔵<sup>印</sup>

島田

水利郡方

御役所

史料41 藤枝市長楽寺町碓井家文書(藤枝市史編纂室撮影マイクロフィルム)

明治四年  
未三月

右町拝借人  
惣代幸右衛門印  
右町惣代  
幸吉印

(表紙)「

奉差上候

水利御役所江

願書之写

藤枝宿

長楽寺町

静岡

水利

御役所

右町差金方

差金主

清治印

右町年寄差金主

惣平印

乍恐書付を以奉願上候

一 藤枝宿長楽寺町役人并助成差金主惣平清治町惣代幸吉拝借人惣代幸左

衛門一統奉申上候去十八日願面を以助成金濟し方奉願上候義者町内丹

誠金其外身元之者より差金仕候証文借受右之金高之内ニ而拝借人証文

之表不殘元切ニ仕度奉願上候処御採用無御座願書御下ケニ相成婦村之

上右之次第役人共より拝借人江具ニ申諭候処御聞濟ニ不相成候而者外

と致方手段無之乍併其節被 仰聞御座候ニ者差金主ニ而拝借有之候分

者右等ニ而モ可然哉御申渡も有御座其外銘々証文ニ而多人數之拝借

元切者不相成候由且又差金方之証文者強談を以借請候而計策之様被

仰聞迷惑之至ニ候全以当町之義者右等之次第ニ者無御座差金方より申

出右ニ示談聞差仕候間今般差金主両三人罷出奉願上候前以奉申上候通

困窮者之義何分当時活計方も六ヶ敷族多く利足御上納も難出来御座候

ニ付右様元切ニ仕候故者乍恐御上様ニ而も御手数無御座候事と奉存取

計ひ仕候当町内銘式百三拾五両金者拝借人丹誠精金ニ御座候是者旧領

主本多様御役所御取扱迄者御利足壹ヶ年ニ割宛御下ケ被下置候尤御

証文ニ御記御座候右ニ付恐多次第柄ニ者奉存候へ共何卒出格之御仁恵

を以難渋之拝借人御助と被思召右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合

ニ奉存候以上

一金百九拾六両也

一金百五拾両也

一金式百三拾五両也

其外

一金百両也

一金五拾両也

一金拾五両也

願書之写

願書之写

乍恐書付を以奉願上候

藤枝宿長楽寺町年寄并清治幸吉幸左衛門奉申上候助成金拝借一条ニ付

奉歎願申上候処一同難渋之願ニ而者御採用無御座御利解之旨奉承畏郷

宿江引取控帳ニ而軒別ニ調見候処何れを夫是と甲乙難付ケ候へ共強而

同様之歎願申上候も奉恐入候次第ニ御座候間左之名前之者ニ婦村之上

敬敷申付御利足壹ヶ年分御上納為仕候間何卒別紙願面之趣御採用被成

藤枝宿

長楽寺町

与助

久四郎

市左衛門

惣平印

清治印

町内丹誠金  
惣代幸吉印

下置候様奉願上候

覚

一元金拾八両也

一元金拾六両也

一元金四両貳分也

一元金四両貳分也

右願之通被 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候以上

右町拝借人惣代

幸左衛門

明治四年

未三月

右町惣代

幸吉

右町差金主

清治

静岡

水利

御役所

史料42 『鹿児島県史料 忠義公史料 第七卷』(一九八〇年、鹿児島県)

① 市来四郎建言(明治四年四月)

「日本従来ノ諸工芸或農耕・水利・堤防・租税、其他国体風土人情ニ適合シ行ワレ来リシ方法モ、即今ニ至リ一向ラ洋法ヲ主張シ、固有ノ法廃絶スルモ計ルヘカラス、故ニ前章ノ如ク、従来ノ法モ教授或書類モ備ヘ置テ、旧法ノ宜キヲ採存シ、弘ク折衷スルトキハ、一種ノ良法モ建ベシ」

「産業教授局教官、又ハ俗務ニ充ツヘキ人名、見聞スル処左ノ如シ、

海軍兵学寮大助師 兼勤ヲ命セラルベシ以下皆兼勤ト略記ス

赤松大三郎

鉾山司権正兼勤

大島惣左衛門

南校大助教 混ト掛リ命セラルベシ以下皆混トス略記ス

宇都宮三郎

南校少博士物産掛兼勤

伊藤圭介

同出仕兼勤

田中芳雄

大坂兵学校小教授混ト

市川逸吉

静岡藩

杉亨二

佐賀藩

佐野栄寿左衛門

東校大助教順席混ト

辻新二

土木頭造船掛混ト

肥田浜五郎

静岡藩

柏原甚平

壬生藩

友平栄

静岡藩

小林勇蔵

土木権正鉄道掛兼勤

佐藤与之助

南校大助教順席兼勤

緒方正

同

安井晴之介

同

長沢房五郎

東校大助教順席混ト

桂川甫策

静岡藩海軍方出仕混ト

山縣十三

同藩

織田賢司

同藩本邦水利学

上條元平

同藩本草学

栗元瑞軒

同藩本邦民政农学

秋葉金十郎

同画学

川上万之助

同画画家

前田又四郎

同本邦民政农学

相原安四郎

同本邦民政租税長

森四郎二郎

外二榎本釜次郎〔武揚〕 大島圭介〔純彰〕 沢太郎左衛門〔貞説〕

杉木六本 長九尺 橋杭

此三名ハ、宥罪ノ上ハ教官ニ被命度、イツレモ理化ノ二学ニ所ナリ、  
同藩 阿部潜 榎本亨造〔道章〕  
右ノ二名ヲ以テ教授所俗務ノ長官トシテ、局中ノ事務ヲ統轄セシムルニ  
的当ノ人物ナラン、尤民部省ノ官員ニ列テ關係スルヲ要ス、(後略)」

② 市来四郎農耕并産業学校御建設有之度云々建言ニ付同志中内議之趣

(辛未九月)

「一、水利・堤防ノ二課学ハ民政ノ至要ナレハ、之ヲ農耕学專業トシテ、  
和漢洋ノ法ヲ斟酌シ、各県ヨリ二三名ツ、モ来就セシメ学ハシムルノ  
道モ開カレ度候」

史料43 大岩区有文書(豊橋市二川宿本陣資料館寄託)

(表紙)「 明治四辛未年

当未春宮前土橋并溜池請堤御普請出来形帳

五月

三州渥美郡

大岩町

三州渥美郡

高四百七拾三石六斗六升壹合

渥美郡

大岩町

東海道往還

三本立式側

字宮前

掛替

一土橋長三間半 横式間半

壹ヶ所

此平坪 八坪七合

右入用

末口七寸

代永壹貫九拾九文八分 但壹本永百八十三文三分

同木式本 長壹丈四尺 梁木

末口八寸

代永壹貫五拾文 但同永五百式拾五文

同木拾五本 長八尺 行桁

末口七寸

代永貳貫四百七拾五文 但同永百六拾五文

是者壹小間三本ツ、五小間三分

同木四拾式本 長式間半 並木

末口三寸

代永四貫貳百文 但同永百文

是者橋長三間半之処間二拾式本

籠朶式拾六束壹分 四尺折透 敷籠朶

五尺繩ノ

代永三百七拾文六分 但壹束

永十四文越分

是者橋長三間半横式間半此平坪八坪七合但平壹坪三束ツ、

小以永九貫百九拾五文四分

六寸正録七挺

外五挺 石録用

此鉄目四百式拾目 但壹挺鉄目六拾目

是者梁□□橋杭江繫三本立式側三分

□□壹組六挺ツ、

六寸手透録式拾挺

此鉄目壹貫貳百目 但シ内六拾目

是者行桁方梁木江繫橋杭式組行桁五通壺ヶ所式挺ツ、拾ヶ所分  
五寸正銚拾挺

外拾挺 石銚用 但内百拾目

此鉄目五百目

是者行桁五通壺通継手式ヶ所壺ヶ所式挺ツ、拾ヶ所分

□□鉄目式貫百式拾目

代永壺貫六百三拾文八分 但金壺両ニ付鉄目壺貫□□目替

百九拾三人五厘

賃永式貫三百六拾式文 但壺人永百八拾壺文

是者橋長三間半横式間半此平坪八坪七合但平壺坪壺人五分

人足九拾三人壺分

内

拾八人 橋杭拔取震込共壺本三人

四拾三人五分 橋取崩掛拔共平壺坪五人

拾三人 大工手伝壺人壺人ツ、

土橋置土長三尺半之処前後取合長式間半合七間半

横式間半土落所へ

拾八人六分 此砂利六坪式合但砂利取壺畝壺坪三人耳芝付共

永四百五拾文

是者前々方板橋損料引付直段を以被下候

右寄

永拾三貫六百三拾八文式分

人足九拾三人壺分

字藤茂 簾長五拾六間簾高三尺

一用水溜池堤欠所長五拾間

平均 高五尺  
横三尺五寸

此土坪式拾四坪三合 簾坪式拾□坪

人足九拾七人式分 但 土取壺町半  
壺坪四人

右入用

村役

籬梁四拾五束 四尺折透

五尺繩ノ

是者溜池堤欠所長□拾間之処簾上筋そた三通り

此延長百五拾間但拾間三束ツ、

松木百拾三本 長六尺 籬杭

末口式寸五り

代永五百六拾五文 但壺本永五文

是溜池堤欠所長五拾間之処取合共長五拾六間但間ニ送り三本折

唐竹千百式拾本 目通り式三寸廻り 籬竹

代永四貫三百六拾八文

是者籬□壺坪四拾本かき 但壺本永三文九分

村役

右者籬梁式拾八束 四尺折透

五尺繩ノ

是者籬内間ニ□□ツ、立そた

人足三拾九人式分

内

五人六分 六尺拾壺人式拾本折

五人六分 籬壺人五坪橋

式拾八人 籬内砂利埋長五□□間高三尺平均壺尺五寸此砂

利七坪但土取壺町半壺坪四人

右寄

永賃九百三拾三文

賃百三拾六人四分

□寄

永拾八貫五百□拾壹文貳分

人足貳百貳拾九人五分

小以金拾八兩貳分永七拾壹文貳分

右者当所地内東海道往還字宮前土橋并二字□茂用水溜池請堤当未春御普請被成下一式村請仕立被 命私シ共日々御場所江罷出諸色之儀者寸間無相違品差出入念丈夫二皆出来仕小前末々迄難有仕合奉存候然ル上者平生共無油断見廻り小破之儀者村繕仕大破不相成様精々可心付旨被御申渡之趣承知奉畏候依之出来形帳連印差上申廻依而如件

三州渥美郡

大岩町

組頭

朝倉十蔵<sup>㊟</sup>

名主

内藤万次郎<sup>㊟</sup>

同

大石新吉郎<sup>㊟</sup>

明治四辛未年五月

水利

郡方

御役人中様

右御普請掛

内田権少属<sup>㊟</sup>

渡辺菊太郎

篠原熊五郎<sup>㊟</sup>

前書之通出来形相違無之もの也

水利

郡方

未 御役所〔印〕

十二月

史料44 遠江国豊田郡友永村西尾家文書「明治四年辛未蒲月 御用

留〔個人蔵〕

川々堤上堤外之竹木堤之根堅メ可相成分者存し其余者三月ヲ限可伐払声 葺川柳之類者六月を限り同断之事

但川之広狭ニより堤外五間或者三間を堤脚と定め堤脚ニ有之竹柳者存すべく凡竹者六尺上ヨリ伐払柳者三年毎ニ出際ヨリ伐払堤之固亦水勿之用に供すへき事

右之通御布告有之候ニ付敷地川通一ノ宮川通并小川とも両縁堤上江生立候竹茨之類来ル七月十日迄ニ可刈払尤水防之節御用可相成竹木者其俣差置可申且刈払場所役々見分候条得其意此触書村々令請印早々順達留り村方可相返もの也 島田出張水利郡方

辛未

六月出

七月五日到来

御役所

遠州

鋪地川通

一之宮川通 共

最寄

谷川筋

右村々

役人

追達此触書末白紙之処江両縁村名認込早々順達可致尤紙数引足り不申候ハ、綴足シ可認事

史料45 増井新司家文書(焼津市史編纂収集資料)

(表紙)「

上

駿州志太郡

保福島村

乍恐以書附奉歎願候

駿州志太郡保福島村役人并二川南小前一同奉申上候字瀬戸川通御堤御普請所之内旧来大覚寺上村持場字横手堤長九拾貳間今般私村方持場ニ被仰付候処私村方之儀者瀬戸川南側御堤長四百六拾間之内字藤左衛門新田御堤瀬戸川第一之難場ニ御座候増而近来川床高二相成天保六未年安政二卯年両度御堤切込未夕難洪仕居満水之都度々々人力ヲ尽候得共右難場ニ付度々欠落竹木生立之間も無御座候満水之砌者御堤水惣越ニ相成然ル処右側家数拾六軒其人少ニ而防兼右両度之大難事ニ而未夕亡地多分ニ有之村方一同難儀仕候然ルニ今般増堤被仰付候而者此上定式御普請者 御上様ニ而御仕立被成下難有仕合ニ奉存候得共満水之砌防方何分不行届依之水利御役所江以書附奉歎願候御利解被仰聞歎願書御下ケニ相成甚当惑仕候間無抛水利路程御掛御附屬御両所様江以書奉歎願候何卒出格之以御憐愍旧来通大覚寺上村へ被仰置候様歎願御取次被成下度奉願上候右願之通水利御役所江歎願被成下候ハ、一同難有仕合ニ奉存候以上

駿州志太郡

保福島村

瀬戸川南

明治四年  
未七月

百姓

宮崎清助<sup>印</sup>

同 惣五郎<sup>印</sup>

同 惣十<sup>印</sup>

水利路程御掛御附屬

白井豹太郎様

大石太八郎様

同 巳之助<sup>印</sup>

同 惣七<sup>印</sup>

芳添平四郎<sup>印</sup>

同 忠藏<sup>印</sup>

宮崎伝兵衛<sup>印</sup>

同 新助<sup>印</sup>

同 栄吉<sup>印</sup>

同 善助<sup>印</sup>

同 惣吉<sup>印</sup>

同 惣左衛門<sup>印</sup>

同 丹六<sup>印</sup>

同 甚五郎<sup>印</sup>

百姓代

山口長兵衛<sup>印</sup>

組頭

近藤又吉<sup>印</sup>

同断

増井新兵衛<sup>印</sup>

同断

高橋清兵衛<sup>印</sup>

名主

宮崎喜兵衛<sup>印</sup>

同断

山口弥兵衛<sup>印</sup>

史料46 「明治四年辛未七月 御用留 四番 名主所」(浜松市立中

央図書館蔵・長柄慶一郎氏文書・匂坂上村文書)

乍恐以書付奉申上候

寺谷用水引入口之義近來天龍川變瀬仕年増川上江相登り候処遠路当夏秋  
中日之儀場所御詰越被遊後方堰込等厚御丹誠御水配被成下候故組合村々  
水掛渡り無滯出穂仕小前末々ニ至迄難有仕合奉存候乍恐此段以書付御答  
礼奉申上候以上

明治四辛未年八月十九日

豊田郡

寺谷村

与頭 平三郎印

匂坂上村

名主 彦平印

同中村

同 孫四郎印

同新村

与頭 弥平印

同西村

名主 宇平治印

氣賀東村上組

与頭 興五郎印

匂坂下村

同 仙治郎印

中野郷村

百姓代 平八印

氣賀西村

与頭 市平印

同東村下組

同 治平印

中ノ戸村

同 半三郎印

中野町

水利郡方

御役所

史料47 「明治四辛未九月 御用留 五番 名主彦平」(浜松市立中

央図書館蔵・長柄慶一郎氏文書)

水利郡方掛附属

天龍川通各村堤防重立取扱

池田村 大橋弥平

附属勤中带刀差免之

同

同

富田村 飯田八郎

同

中ノ町村

名主 村越与作

水利郡方掛附属各村堤防取扱

申付勤中带刀差免之

宮本村

名主後見 鈴木八朔

同

前書之通申渡候間得其意此触書村名下江令請印之早々順達留り村方可相  
返もの也

辛未九月廿四日

中ノ町

水利郡方

御役所

同廿六日よ子上刻中村方受取直□江継候

史料 48 増井新司家文書(焼津市史編纂収集史料)

(表紙) 一

水利方歎願書

横手一条下書控

乍恐以書附奉歎願候

駿州志太郡保福島村役人并二川南小前一同奉申上候大覚寺上村瀬戸川通  
字横手御堤之義ニ付先達而奉歎願候処右村小土村当村三ヶ村江割持示談  
被仰付難有仕合奉存候然ル処示談方行届兼不得止事又候奉歎願候就中当  
村北側御堤字曲り松と申所御堤添者郡村之田地ニ御座候得共御堤者従前  
当村ニ而水防仕候場所郡村地尻当村之頭上ニ而前件之横手御堤同様之箇  
所ニ御座候満水之砌者郡村ニ而も矢張頭上より中央迄之防方專要と推察  
仕候然□者郡村へ持場相渡シ候而も右村ニ而水防等閑候ハ、当村之難義  
と奉存候大覚寺上村ニおゐても水防第一と相心得候ハ、右様之歎願者仕  
間敷筈と乍恐奉存候全大覚寺上村持場御堤者横手方続而川下者不残二重  
堤ニ而其上堤合者畑并二竹藪等有之満水砌防方至而宜敷当村之義者前願  
之通御堤一重ニ而大水之節者御堤水惣越ニ相成何分防方難決之次第同シ  
人少とハ乍申大覚寺上村と者格外之場所柄ニ而防方六ヶ敷当惑仕候右ニ  
就示談趣意普請として横手堤九拾式間之箇所服附并ニ上置土方等小土村  
当村示談之上両村ニ而丹誠仕度奉存候右趣意達ヲ以テ従前之通り大覚寺  
上村へ御利解被仰候様乍恐以書附奉歎願候何卒出格之以御憐愍右願之  
通被為 命候ハ、一同難有仕合ニ奉存候以上

明治四年

駿州志太郡

辛未十一月

保福島村

瀬戸川南

百姓

宮崎清助

同 惣五郎

同 惣十

同 巳之助

同 惣七

同 勘助

芳添平四郎

同 忠蔵

宮崎伝兵衛

同 新助

同 善助

同 丹六

同 甚五郎

同 惣吉

同 惣左衛門

百姓代

山口長兵衛

組頭

近藤又吉

同断

増井新兵衛

同断

高橋清兵衛

名主

宮崎喜兵衛

同断

山口弥兵衛

水利路程御掛御附屬

碓井豹太郎様

大石多三郎様

史料49 榛原郡諸家文書(牧之原市史料館所蔵)

(表紙)

明治四辛未年

湊橋当未春御普請出来形帳

十二月

高八拾壹石四斗八升六合六勺

内

式石式斗三升八合

社領黒地

四石五斗式升四合六勺

寺領黒地

湊橋

修復

一板橋長式拾貳間

横式間

壺ヶ所

此平坪四拾四坪

引繩四房

代永三百四拾文

但 壺房  
永八拾五文

土俵拾貳俵 四斗入

但 壺俵

代永貳百五文式分

但 永拾七文壹分

繩六束

但 壺束二付

代永百七拾文四分

但 永貳拾八文四分

雇船九艘 一日式艘ツ、

但 壺艘二付

四日半ツ、

但 永百貳拾五文

代永壹貫百貳拾五文

是者橋杭震込二相用

足代丸太類

代永五百文

損料

古板百貳枚

長式間 巾壹尺

敷板

是者立木敷板削立引合之積

厚三寸五分

杉板拾三枚

長式間 巾壹尺

是者立木敷板削立引合之積

厚三寸五分

代永貳貫六百文

六寸餘式拾四挺 壺挺鉄目

但 壺枚二付  
永貳百文

六寸餘式拾四挺

壺挺鉄目

同足板

代永九百三拾三文六分

是者橋杭壺本二三本ツ、

但 壺挺  
永三拾八文九分

六寸釘四百六拾本

代永六貫九百文

但 壺本  
永拾五文

内

四百八本

古板継直し壺枚式本打

但 壺本  
永拾五文

五拾貳本

足板壺枚四本打

但 壺本  
永壹文七分

代永五百八拾五文

是者古駒寄控木二打

但 壺人  
永百八拾文

大工式拾三人五分

賃永四貫貳百三拾文

但 壺人  
永百八拾文

内六人五分

新板四坪三合三勺三才壺坪壺人五分

拾七人

古板三拾四坪壺坪五分

人足百三人五分

大工手間壺人二壺人

式拾三人五分

大工手間壺人二壺人

八拾人 橋杭壺本拾人掛

右寄

永三拾壺貫五百六文貳分 諸色代  
人足百三人五分

此石壺石三升五合

賃米人足

但 壺人二付  
米壺升

代永八貫六百貳拾五文

但 相良町日坂宿金谷宿去午十月中旬  
下米平均直段

是者川除御普請之方ニ而高役人足

金壺兩ニ付壺斗貳升

相勤務候ニ付皆賃米被下候

右

金四拾兩永百三拾壺文貳分

右者萩間川通当町地内堤川除御普請村請仕立被 命当三月中方御取掛り  
相成候ニ付町役人共日々御場所ニ附居諸事御差図ヲ請相仕立此節迄ニ御  
仕様帳面之通り少も無相違丈夫ニ皆出来仕小前未々迄難有仕合奉存候然  
ル上者平日無油断見廻り若小破之欠所有之候ハ、早速手入取繕仕出水之  
節者小前召連罷出防方仕大破不相成様可仕旨被御申渡承知奉畏候依之出  
来形印形差上申処依如件

明治四年未十二月

遠州榛原郡

前浜町

組頭

植田重五郎<sup>㊦</sup>

福岡町

名主

竹内新太郎<sup>㊦</sup>

市場町

名主

水利郡方

御役所

増田銀蔵<sup>㊦</sup>

右御普請掛

高原鈴九郎

枝川史生

前書之通出来形相違無之候もの也

静岡

辛未 水利郡方

十二月 御役所「印」

① 史料50 原渡辺八郎家文書(沼津市明治史料館所蔵)

水利郡方掛

林鐸三郎

小林録郎

原宿役人中

書付

公事

其宿方地内御普請願之義ニ付申談義有之間其節相心得居候役人今二日八  
ツ半時迄ニ無相違今井村旅宿へ可罷出候且其宿方当十月中旬上中下米相  
場取調持參可致候此段申達候事

辛未十一月二日

右兩人

東海道

原宿

役人中

② (表紙)

「辛未十一月三日中川通并荒浜添波除堤御見分被為遊丸や御泊ニ而目論

見被仰付候控

村高并杭しから代永書上帳

駿東郡

原宿

一 高千八百八石七斗六合

駿東郡

原宿

内 高千石八拾九石式斗六升六合

原宿

高五百七拾七石七斗七升三合

大塚丁

高式拾八石六斗五升

御朱印地

高拾三石壹升七合

御除地

一 杉杭木長九尺

但し 末口三寸

壹本二付

永五拾八文三分

一 から竹 壹束 但 三寸廻り甘本壹束

壹束二付

永百廿五文

右之通取調奉書上候以上

右者当宿高并社寺御朱印除地高杭しから代永取調奉書上候以上

明治四未年十一月

駿東郡

大塚丁

名主

林平

原宿

名主

常治郎

同

久七郎

水利郡方御掛

御役人中様

此節之御名前

林鐸三郎様  
小林録郎様

史料 51 静岡市富沢永野家文書(静岡県立中央図書館歴史文化情報センター・静岡県史編さん収集資料)

一 金六両也

巴川洲浚御貸附金上納

右之通り上納仕候以上

安倍郡富沢村

辛未十二月廿一日

右村

納人 永野六郎兵衛

水利郡方

御役所

前書之金六両請取之者也

水利郡方

未十二月廿一日 御役所印

史料 52 島崎家文書(富士市立博物館所蔵)

(表紙)

明治四年

駿州富士郡 岩本村

外式ケ村

組合用水路当未春定式浚御普請出来形書上帳

未十二月

駿州富士郡

岩本村

外式ケ村 組合

高式千三百拾八石四升壹合

駿州富士郡

内

岩本村外式ケ村組合

高八百八拾四石六斗九合	岩本村	右入用	石工百八人式分	但卷人永式百五拾文
内高拾三石卷斗	元御朱印地高		賃永式拾七貫五拾文	
高七拾式石式斗三升四合	柚木村		是者平卷坪式人五分掛	
高千三百六拾壹石卷斗九升八合	松岡村		人足式百四拾三人三分	
内高八拾六石七斗壹合	除地		内百三拾五人卷分	石取式町卷坪七人
一用水路浚長延三百六拾三間			百八人式分	石工手伝卷人二卷人
此砂利式百七拾式坪式合	平均	深卷尺五寸	右寄	
人足六百八拾人五分	但卷坪式人五分		永式拾七貫五拾文	
長六拾間	元柳戸方代信寺橋迄		人足九百式拾三人八分	
長三拾間	同所統方大六天迄		内	
長百四拾間	湯沢方大桜迄		八拾人四分	岩本村
長六拾八間	大桜方大崩迄		是者潤井川通当未春川除御普請江人足遺残之分	高百石五拾人之内
長三拾間	同所統方下		三拾六人卷分	柚木村
長三拾間	惣次良裏		高百石五拾人之内	同
大桜□明所				
一石服付長式拾七間	五分法高六尺七寸卷分			
	平均	高六尺		
	平均	横三尺		
此石拾三坪五合	此坪坪三拾坪式合		松岡村之義者富士川通当未春川除御普請之方二而遣切候二付除之	
内	長拾八間	北側	八百七人三分	賃米人足
長九間	南側		此米八石七升三合	
大崩所			代永五拾三貫九百三拾八文七分	去午十月中旬蒲原吉原原三ヶ宿
一同長拾壹間半	五分法六尺八寸式分		下米直段ヲ以金壹両二付米壹斗	五升九合六勺七勺
	平均	高六尺壹寸		
	平均	横三尺		
此石五坪八合	此坪坪拾三坪壹合		小以金八拾兩三分永式百三拾八文七分	
式口拾九坪三合	四拾三坪三合平坪		右者私共村方外式ヶ村組合用水路浚当未春村請仕立被	命当二月方取掛
			私共日々御場所二附居請御差図相仕立人足并諸色遣方籠末之儀無御座御	
			仕様帳之通三月迄二入念丈夫二皆出来仕出来榮奉請御見分村中一同難有	

仕合ニ奉存候然ル上者平日無油断見廻り出水之節者防方仕大破不相成様  
可仕旨被渡御申承知奉畏候依之出来形証文差上申処如件

駿州富士郡岩本村

明治四未年十二月

百姓代 米山政吉印

組頭 影山常平印

名主 山崎幸作印

松岡村

百姓代 久保田庄作印

組頭 藤島長次印

名主 久保田佳平印

柚木村

組頭 佐野清吉印

名主 吉沢金一良印

水利

御役所

右御普請掛

小林権少属

高木権少属

浜中権少属

前書之通出来相違無之もの也

静岡

辛未 水利

十二月 郡方

御役所〔印〕(静岡水利路程局証章)

史料53 平島区有文書(藤枝市郷土博物館所蔵)

(表紙)

明治四辛未年

字荒卷橋

字小橋 土橋当未春御普請出来形帳

字矢田橋

十二月

駿州益津郡

平島村

駿州益津郡

平島村

内

高七百七拾七石式斗四合

高七石五斗三升三合

元御成道

字荒卷橋

字小橋

字矢田橋

一土橋 長壺間半 横七尺

此平坪五坪壺合

是者前々本多紀伊守領分ニ而領主出金を以度々掛替有之候処年数相立

本品悉朽腐相成候付当未春掛替被 命候

右入用

杉丸太九本 長壺丈壺尺

末口六寸

代永壺貫四百三文壺分 但壺本永百五拾五文九分

是者壺ヶ所三本ツ、前後爪掛壺尺ツ、

三ヶ所

同丸太五拾本 長七尺

並木

末口三寸

代永壺貫五百六拾文六分 但同永式拾八文九分

是者三ヶ所延長四間半之処間二拾式本ツ、

村役

籠朶拾五束三分 四尺打違 敷籠朶

五尺繩メ

是者三ヶ所平坪五坪壺合組壺坪三束ツ、

人足拾人三分

内

式人七分 橋上置土出延長四間半巾七尺厚壺尺此坪九合芝付共壺坪三

人

七人六分 桁木掛渡並木敷籠朶共仕立平壺坪壺人五分

右寄

永式貫九百六拾三文七分

人足拾人三分 高百石五十人内

村役人足

小以金式両三分永式百拾三文七分

右者当村元御成道字荒卷橋字小橋字矢田橋当未春御普請一式村請仕立被  
命村役人共日々御場所二附居諸事御差図を請相仕立御仕様帳之通少も無  
相違丈夫ニ出来仕小前末々迄難有仕合奉存候然ル上者平日無油断見廻り  
小破出来候節者早々手入村繕仕大破不相成様可仕且又出水等之節者早速  
小前召連大破不相成様可仕旨被 御申渡承知奉畏候依之出来形印形奉差  
上候処仍如件

明治四辛未年十二月

平島村

百姓代

堀江十郎兵衛<sup>印</sup>

組頭

石上勘太夫<sup>印</sup>

名主

堀江平五郎<sup>印</sup>

水利郡方

御役所

右御普請掛

高原鈴九郎

小林史生

前書之通出来形相違無之もの也

静岡

割印 辛未 水利郡方

十二月 御役所「印」

史料 54 平島区有文書(藤枝市郷土博物館所蔵)

(表紙)

「(付箋)「村方へ下ヶ戻し候もの」

明治四辛未年

字荒卷橋

字小橋 土橋当未春御普請出来形帳

字矢田橋

十二月

駿州益津郡

平島村

高七百八拾四石七斗三升七合

駿州益津郡

平島村

内

高七百七拾七石式斗四合

村高

高七石五斗三升三合

社寺領除地

元御成道

字荒卷橋

字小橋

字矢田橋

一土橋長壹間半横七尺

掛替 三ヶ所

此平坪五坪壹合

是者前々本多紀伊守領分ニ而領主出金を以度々掛替有之候処年数相

立木品悉朽腐相成候付当未春掛替被 命候

右入用

杉丸太丸本 長壹丈壹尺

桁木

末口六寸

代永壹貫四百三文壹分 但壹本永百五拾五文九分

是者壹ヶ所三本ツ、前後爪掛壹尺ツ、

三ヶ所

同丸太五拾本 長七尺

並木

末口三寸

代永壹貫五百六拾文六分 但同永式拾八文九分

是者三ヶ所延長四間半之処間ニ拾式本ツ、

村役

鹿朶拾五束三分 四尺打違 敷鹿朶

五尺繩

是者三ヶ所平坪五坪壹合但壹坪三束口

人足拾人五分

内

式人七分 橋上置土出延長四間半巾七尺厚壹尺此坪九合芝付共壹坪三

人

七人六分 桁木掛渡並木敷鹿朶共仕立平壹坪壹人五分

永式貫九百六拾三文七分

人足拾人三分

高百石五拾人内

小以金式両三分永式百拾三文七分

右者当村元御成道字荒卷橋字小橋字矢田橋当未春御普請一式村請仕立被

命村役人共日々御場所ニ附居諸事御差図を請相仕立御仕様帳之通少も無

相違丈夫ニ出来仕小前末々迄難有仕合奉存候然ル上者平日無油断見廻り

小破出来候節者早々手入村繕仕大破不相成様可仕且又出水等之節者早速

小前召連大破不相成様可仕旨被 御申渡承知奉畏候依之出来形印形奉差

上候処仍如件

駿州益津郡

平島村

百姓代

明治四辛未年十二月

堀江十郎兵衛印

組頭

藁科孫右衛門印

名主

藁科善右衛門印

水利郡方

御役所

史料55 大橋正隆家文書(旧豊田町、磐田市歴史文書館複写)

(表紙)

「明治四年

高式百四拾八石九斗式升式合

内 高式拾壹石

元社寺領

池田村

天龍川通

一大菱牛七組

合□□木□□□□

内

三組 六兵衛地先

式組 彦五郎地先

式組 八五郎地先

右入用

代永拾貳貫八百三拾五文式分

但壹組

永壹貫八百三拾三文六分

合□□□水中掛増

一沈杵式組

内法

□四尺□□

二壹丈壹尺四寸

此石四坪八合

賃永四貫八百文

但 石船取壹坪

永壹貫文

内

壹組 六兵衛地先大菱牛元付

□組 八五郎地先同 元付

右入用

代永四貫七拾式文八分

但壹組

永貳貫□拾六文□□

人足拾八人

人足九人中掛増

一蛇籠九拾壹本□分

長□□

差渡壹尺七寸

此石式拾九坪

賃永貳拾九貫文

但 石□□坪

代永拾八貫三百式拾文

賃永六貫八百六文

竹代目縫竹共永貳百文

但壹本

籠造賃永六拾六文六分

石籠目縫竹

差手間共□□□

人足八拾式人四分

内

式拾本壹分

六兵衛地先沈杵壹組堅メ壹間籠四本

九尺籠五本式間籠式拾壹本式間半籠

六本三間籠四本□方折廻し杵差埋籠共

□杵蓋式間半籠七本襟籠式間半籠壹本

八五郎地先沈杵壹組堅メ壹間籠三本

九尺籠四本式□籠式拾三本式間半籠六本

三間籠六本合四拾式本ニメ三方折廻し杵

元共二□杵ふた式間籠七本襟籠式間籠壹

本

大菱牛七組下棚重り式間半籠式拾八本

ニメ壹組四本ツ、上棚重り式本壹本式取合

共延長三継五分六兵衛地先元取合式間半

籠式本彦五郎地先元取合□籠□□籠八本

八五郎地先元取合三間半籠壹本

拾五□□籠土□□堅メ三間半籠壹本三間

式拾本七分

籠壹本式間半籠七本式間籠式拾壹本九尺  
籠五本壹間籠三本上ふた四間半籠六本

右寄

永七拾五貫百貳拾八文六分

人足百七拾人四分

賃米人足

此米式石八斗九升六合八勺

但壹人米壹升七合

代永拾八貫貳百九拾六文

見付宿池田村浜松宿当未四月中

但旬□□下米平均直段□□付米

壹斗五□□合□□替

但 当未春定式御普請之方ニ而高役平  
遣切候二付□賃□如斯

小以金□拾三両壹分永百七拾四文六分

右者天竜川通私共村方地内当未秋急場御普請之儀村請仕立被仰付私共  
日々御場所ニ□居諸色之義者寸間□通相違無之品差出其時々御愍情御遣  
方仕精々丈夫ニ皆出来仕出来形御見分奉請村中一同難有仕合ニ奉存候上  
諸品之代金人足賃之義者夫々相当ニ割渡請取□□□□  
右勘定ニ而出入ケ間敷義無御座御普請一件ニ付何ニ而も御願筋毛頭無御  
座候当御堤通之義平日無油断見廻り小破之所者□□□□水之節者昼夜之  
無差別相□危□□□□情々相防大破不相成様被仰渡承知奉畏候依之御  
普請出来形証文差上申候処仍如件

明治四辛未年十二月

豊田郡池田村

百姓代 松田八五郎⑧

組頭 大橋嘉平次⑨

名主 大橋□平⑩

水利

郡方

御役所

右御普請掛

神山忠次郎

今井卓示

佐藤史生

前書之通出来形相違無之もの也

静岡

未 水利郡方

十二月 御役所「印」

史料56 東間門田中家(東)文書(沼津市明治史料館所蔵)

(表紙)

「「印」(田中文庫)」

明治四辛未年十一月方

同五壬申年七月二至ル迄

中溝用水路一件并書類日記

組合四ヶ村役人

分水口川上大属様根立権大属様方五分五分之御利解ニ付松岡村水利御役  
所江差上申候書面写 未十一月十三日認メ

乍恐以口上書奉申上候

御支配所駿東郡中沢田村組頭八藏平四郎沢田新田名主平次郎東間門村名  
主彦十郎沼津本町組頭藤平百姓代弥六奉申上候今般私共御田地用水字谷  
津沢水路之義ニ付来ル申年方五ヶ年之間為御見様五分宛之分水可致旨被  
仰聞候ニ付其段小前一同江申聞候処何分承伏不仕其外品々御利解被仰  
聞奉恐入候ニ付種々御趣意柄説諭仕候得共愚昧之百姓共何分説得不行届  
重々奉恐入候得共無扱次第右之段松岡村御出張御役所江罷出其段奉申上  
候処猶再応厚御利解被仰聞於私共ニも此上取計ひ方無御座候得共御利解  
之趣難黙止出張之者共丈之取計ひヲ以テ従前一ノ堰下組分水江夜分八堰

留昼水五寸七分の小舌板むめ込置右板之上曉七ツ時夕七ツ時迄曉八ツ時夕七ツ時迄一日替り通水仕候処以来右一日替り候処平日夕七ツ時夕曉八ツ時迄并平日むめ置候五寸七分の小舌板五日目ニ壹度宛曉八ツ時夕七ツ時迄相はづし双方へ通水可仕候左候得者只今迄之処方壹時早々落水并五日目一度ツ、小舌板相外し候水下郷江相訳可仕右之段ハ外役人共并ニ小前一同江者不申聞候得共再応之御利解難止私共限りニて取計ひ何様ニも説得承伏可為仕候間何卒右之段御採用被成下置候様乍恐此段以口上書ヲ奉申上候以上

御支配所

駿東郡

明治四未年十一月

中沢田村 組頭 八藏

同 平四郎

沢田新田 名主 平次郎

東間門村 名主 彦十郎<sup>㊦</sup>

沼津本町 組頭 藤平

百姓代 弥六

水利郡方

御役所  
典事相原様方御利解ニ付分水口之義御断申上候処御自身高持方へ御廻り被成下候ニ付高持名前一筆限り書可出旨御達しニ付書上候写

壬申三月四日認メ

覚

一高百五拾六石七斗壹升 中溝掛り高 本町支配

反別拾四町五反相成申候

此訳

高式十七石四斗壹升六合 市河彦七

反別式町四反壹畝廿八歩

高式十四石六斗四升四合 和田伝太郎

反別式町式反式畝六歩

高十三石九斗八升八合 町田長五郎

同壹町式反六畝十八歩

高六石八升壹合 和田長三郎

同五反三畝歩

高六斗三升六合 星谷善平

同七畝廿八歩

高壹石三斗式升七合 浅井三四郎

同壹反三畝八歩

高壹石四斗八升五合 藤井金十郎

同壹反六畝廿壹歩

高壹石四斗九升 和田二三郎

同壹反四畝廿七歩

高拾六石式十四升九合 荻生居十郎

同壹町式反壹畝五歩

高式石三升三合 中山半平

同式百拾歩

高五石四斗四升 中山喜平

同五反四畝式歩

高壹石壹斗九升 浅野作平

同七畝廿八歩

高式石八斗六升式合 渡辺市平

同式反六畝拾六歩

高四斗六升七合 八三郎

同五畝廿五歩

高九石式升七合 東間門 田中彦十郎

同八反四畝廿三歩

高六石八斗七升五合 宝相院

同四反八畝十三歩			
高八斗八升		古根村甚右衛門	
同壹反壹畝歩			
高式石七升五合		同彦五郎	
同壹反三畝廿五歩			
高式石六升七合		市河忠右衛門	
同式反七畝廿歩			
高四石三升五合		田中喜三郎	
同三反七畝廿五歩			
高壹石七升七合	西間門	半平	
同壹反廿三歩		九郎平	
高六斗八升五合			
同八畝十七歩		渡辺治平	
高拾石八斗七升六合			
同壹町三反拾四歩		宇右衛門	
高壹升三合			
同四歩		長倉源吉	
高四石九斗四升八合			
同四反壹畝十三歩		長倉儀助	
高三石七斗六升七合			
同三反九畝九歩		金剛寺	
高五石八升			
同六反三畝拾五歩			
外二			
田反別九町八反六畝廿五歩	草薙川用水掛高		
右者中溝掛り小前持高奉書上候処書面之通相違無御座候以上			
		明治五申年三月	
		沼津郡方	
		御役所	
		中溝掛り御高調二付相原安次郎様へ差上申候高帳写し	
		反別壹反七畝廿六歩	駿河国駿東郡東間門村
		高式石六斗八升	田中久吉
		同壹町壹反九畝廿八歩	脇田七郎平
		高拾五石四斗三合	
		同九畝廿五歩	田中平三郎
		高壹石四斗七升五合	
		同壹反六畝廿五歩	脇田作右衛門
		高壹石九斗八升	
		反別拾壹歩	梅沢定七
		高三升七合	
		同壹反壹歩	金子善藏
		高壹石五升五合	
		同式反五畝十六歩	小野要蔵
		高三石六升三合	
		同六反六畝壹歩	宝相院
		高八石八斗式升壹合	
		同壹反五歩	田中喜三郎
		高壹石式斗式升	
		同八反三畝式歩半	市河忠平
		高拾石六斗九升七合	

同壹反九畝五歩半			
高貳石三斗九升貳合	市河安平	同	田中喜三郎 <sup>㊦</sup>
同貳畝二十歩			名主 脇田七郎平
高三石貳升	古根村甚右衛門	同	田中彦十郎 <sup>㊦</sup>
同貳反四畝廿五歩			沼津郡方
高貳石貳斗六升	梅沢源助		御役所
同壹反九畝十三歩			相原様江持高名前書上候処御自身御廻り被成候ニ付趣意立之書面
高貳石三斗壹升三合	梅沢專助		申三月認メ
同壹反四畝廿五歩			乍恐以口上書奉申上候
高壹石七斗六升八合	田中平右衛門		御支配所駿東郡中溝井組四ヶ村役人共奉申上候今般私共御田地用水字谷
同四反九畝九歩			津沢水路之義ニ付被 召出下組五ヶ村江慈愛ヲ以テ分水致シ可遣旨厚御
高七石三斗九升五合	市河儀平		利解被仰聞候処右ハ昨十一月中松岡村水利御役所江被召出種々御利解被
同壹町四反十五歩			仰聞候ニ付難黙止従前一ノ堰下組分水口夜分ハ堰留昼水五寸七分之小舌
高拾六石八斗貳升九合	田中彦十郎		板はめ置右板之上曉七ツ時方夕七ツ時迄之処去ル慶応元年方曉八ツ時
同四反七畝十四歩			方夕七ツ時迄一日替り通水仕候得共猶又以来右一日替り之処平日曉八ツ
高五石八斗五升七合	市河文左衛門		時方夕七ツ時迄平日はめ置候小舌板五日目ニ壹度ツ、曉八ツ時方夕七ツ
同四畝十九歩			時迄相はつし双方江通水可仕左候得者唯今迄方一時早く通水并五日目壹
高六十九升五合	西間門村 長倉安平		度ツ、小舌板相はつし候水 downstream 潤沢可仕候間右廉ヲ以テ御採用被成下
同貳反貳畝十七歩			候様以書面ヲ奉申上候処何れ御評義之上追而御沙汰可被下旨被 仰聞引
高三石三斗八升五合	同 渡辺治平		取申候処今般被 仰聞候ニハ右廉ニてハ下組御田地江引足兼候旨再三厚
同六畝八歩			御利解被仰聞候得共元来右分水口之義ハ私共御田地養水ニて何分引足兼
高七斗五升貳合	同 川口氏 賄人田中吉蔵		此上減水仕候義ニ相成候而ハ小前一同活計難相立当惑至極仕候間一向御
高九拾石四斗八升七合			高免被成下度奉歎願候処出格之以 御堅慮両村高持共居宅江御尊来被成
七町壹反壹畝拾八歩			下御慈情之御利解御直ニ被仰聞恐縮仕右ニ付猶又一同集会之上相談仕厚
右ハ中溝一ノ堰掛り小前持高取調奉書上候処相違無御座候以上			御趣意柄説諭仕候処前頭奉申上候通難渋之次第ニ付此上之趣意相附ヶ候
駿東郡東間門村			得共無余義左ニ申上候ハ右松岡村水利御役所江奉申上候一時早之通水并
百姓代 市河儀平			五日目壹度小舌板相外シ候得者壹ヶ月六度ニ御座候処改而壹ヶ月七度半
			ニ仕通水無相違可仕候間右廉ヲ以テ御採用被成下置候様奉願上候然ル上

八向後下組之者共方願ケ間敷義ハ勿論争論ケ間敷義一切不仕分水之儀ニ付違乱中間敷候様嚴重被仰渡為後証一札為差出右証書江御裏印頂戴被仰付被下置候様奉願上候依之此段乍恐以口上書奉申上候以上

御支配所

中沢田村

百姓代 菊地丈七

同 杉山忠吉

組頭 丹沢平四郎

明治五壬申年三月 同 井出八藏

名主 井出八郎

同 佐藤縫平

沢田新田

百姓代 内村友五郎

組頭 内村庄三郎

名主 西山平二郎

東間門村

百姓代 市河儀平

同 田中喜三郎

名主 脇田七郎平

同 田中彦十郎

沼津本町

百姓代 藤井金十郎

同 刑部弥六

組頭 山中藤平

同 星谷善平

名主 清水太郎作

郡方

御役所

相原様御跡役藤沼大属様へ差上申候書面之写 壬申四月認メ

乍恐以口上書奉申上候

御支配所駿東郡中溝井組役人共奉申上候去ル廿四日谷津沢用水路之義ニ付訴答被召出双方実意ニ立戻り示談可仕旨厚御利解被仰聞候ニ付其段小前高持下作之者共江種々御趣意柄申聞候処此上減水相成候而ハ御田地早損ハ眼前之義ニテ小前一同活計も難相立右用水路之義ハ元来私共御田地養水ニテ元文之度格別之慈愛ヲ以テ當時有形之通助水致し遣し候処是迄年々引足兼農業時節ニ至り候而ハ右養水之義ニ付日夜不厭寢食紛骨碎身尽力仕候義ニテ此上之趣意柄ハ難相付候処先般相原様御出役中高持共居宅江御尊来被成下御慈情之御利解御直ニ被仰聞恐縮仕候右ニ付一同集会上之厚御趣意柄難黙止無扱義ニ付去ル丑年ハ一日替り一時早之通水ニ有之候処以来平日曉八ツ時方夕七ツ時迄并ニ四日目ニ老度ツ、小舌板相外し候得者一ヶ月七度半之通水ニ相成候廉ヲ以下組五ヶ村江承知為致候様示談仕候得共何分右ニ而ハ納役不仕候ニ付当組合ニおゐても厚御利解被仰聞候ニ付何様ニも示談仕御苦勞奉拭候義奉恐入候間種々談合仕候得共前頭奉申上候通水少之場所ニ御座候へ者此上之趣意難相付奉恐入候得共何分行届不申無扱次第ニ付此段乍恐以口上書奉申上候以上

御支配所

中沢田村

百姓代 菊地丈七

同 杉山忠吉

組頭 丹沢平四郎

明治五壬申年四月

同 井出八藏

名主 井出八郎

沢田新田

同 佐藤縫平

百姓代 内村友五郎

内村庄三郎

名主 西山平次郎

東間門村

百姓代 市河儀平

同 田中喜三郎<sup>印</sup>

名主 脇田七郎平

同 田中彦十郎<sup>印</sup>

沼津本町

百姓代 藤井金十郎

同 刑部弥六

組頭 山中藤平

名主 清水太郎作

静岡県

沼津御出張所

静岡県  
沼津御出張所  
書附 沼津御出張所  
沼津本町始メ

申渡義有之候間明廿五日第八字罷出可相届もの也

壬申 静岡県

七月廿四日 沼津出張所

駿東郡

沼津宿本町

東間門村

右 名主

組頭

右同様御書付中沢田新田両村江も出ル事

済口被仰渡之趣 七月廿五日白砂にて

右二付本町清水太郎作山中藤平東間門村脇田七郎平此日彦十郎外公用  
出仕不致事沢田新田西山平次郎中沢田村佐藤縫平罷出候処御頭藤沼牧  
夫様被仰渡候二ハ谷津沢用水路之義二付松長村始メ外四ヶ村水不足難  
洪筋出願致し候二付御普請差遣し実地見分爲致夫々利解申聞候処松長  
村始外村々愚民共にて何分不相分数千年之後迄異論申間敷之書付差出  
しかたく尤右一件二付而ハ異論申上間敷別ニ水路潤沢之見込相附可申  
候間願書御下ヲ願義申出候間請書申付只今迄之願書下ケ渡し遣し候  
間其方共先般差出し候書類不残下ケ遣し候間請書可差出尤此末下郷ニ  
おゐて外用水目論見も相附候上ハ兼而对談ニ有之候間今般趣意ニ相立  
候水其節規定受取差遣し只候様被仰聞依之請書左ニ差上申候  
御頭取藤沼様方被仰渡ニ付済口御請印之写 申七月廿五日  
奉差上御請書之事

御支配所駿東郡字谷津沢用水組合沼津本町東間門村沢田新田中沢田村役  
人共奉申上候右用水路一件二付下郷松長村初メ外四ヶ村方水不足難洪筋  
奉出訴候二付被召出御取調之上双方江御利解被仰聞承知畏奉恐入候右ハ  
全く双方共水不足にて迎も谷戸沢用水のミニ而ハ御田地養育方難出来ニ  
付下郷組合ニおゐて別ニ用水路目論見之見込も有之趣右一件二付以来中  
溝筋へ相掛り異論ケ間敷儀奉申上間敷候旨ヲ以テ願書御下ケ願ひ御聞届  
相成候段被仰渡就而ハ私共先般奉差上候口上書并古証書之写絵図面等御  
下ケ相成慥ニ奉請取候処相違無御座候依之此段乍恐御請書奉差上候以上

駿東郡東間門村

名主 三 脇地七郎平

沼津本町

名主 五 清水太郎作

組頭 四 山中藤平

中沢田村

明治五年申年

七月廿五日

静岡県

沼津御出張所

記録

名主 一 佐藤縫平  
沢田新田

名主 二 西山平次郎

明治四未年十一月十二日夕木七川村名主大古田長平方へ水利方御頭川上  
大属様根立権大属様御下役林鐸三郎様小林蝶太郎様御旅宿相成訴答村々  
一同二被召出御利解有之候ニハ谷津沢用水之義下郷組合村々方難渋願出  
候ニ付見分致し遣し候処不相当之分水ニて改て五分五分之通水可致旨御  
利解有之候処右水之義ハ全く私共四ヶ村之用水ニ相違無之既ニ明和之度  
御裁許状且元文之度熟談為取替等慥成証書も有之候趣ヲ以テ種々迷惑之  
段申上候処是迄ハ給々之義ニ有之ハ右様之義も可有之候得共今般御一新  
之折柄御一般之義ニ候得ハ右水ヲ以テ補候而ハ致し方無之何様にも不勝  
勘弁致し五分五分之自愛可致遣達而不承知ニおゐてハ乍氣毒水掛り高割  
ヲ以テ分水申付候方外無之左候而ハ猶々迷惑ニ可有之候間篤と勘考致し  
五分五分之分水可致様被仰聞何分迷惑筋申上候ニも御聞入無之ニ付夜ニ  
入本町清水氏宅へ外役人長百姓申合弥以御聞濟無之時ハ時節到来ニ付高  
割分水之積りニて翌十三日役人高持一同罷出歎願候得共更ニ御聞濟これ  
なく同日昼時御役々様松岡村へ御出立相成いづれ松岡村へ可罷出旨被仰  
聞候間為惣代と本町藤平弥六東間門村彦十郎沢田新田平二郎中沢田八蔵  
平二郎罷越夜四ツ時至宿夫方御白砂ニ候得共又々夜更迄達候五分五分之  
御利解被仰聞何様も歎願不行届無是非惣代人ニ計ひニて前書松岡村水利  
役所へ差出し候廉ニ御座候猶其節追而可申談候間夫迄婦村可致との御沙  
汰ニて引取申候

ひ二三月六日罷越宿中御歩行相成東間門へ御出文左衛門方へ御入文左衛  
門と御談判有之夫方彦十郎宅へ御入被成候処折節留守仕り七郎平方へも  
罷越候処右同様ニ付いづれ今夜可来旨御申残し御帰宅相成同日夕方彦十  
郎方へ珍書到来披見仕候別紙有之候依之一同相談之上前書小舌板壺ヶ月  
ニ七度半之趣意ヲ附御裏印願ひ之書面差上申候夫方松長村外四ヶ村御呼  
出し御利解申聞候得共松長村増山半平達而不承知ニ付相原様御立腹ニて  
此方申事無利ならハ我首デモトレ杯と申御引取被成松長村願書御下ヶ相  
成申候上に組合是方段々首尾よく相成申候先水之義ハ従前之通り可相心  
得旨御申御奥へ被為入候  
申四月廿四日相原様御替り御跡役大属藤沼牧夫様方訴答一同御呼出し前  
書御披見之上双方へ示談可仕旨厚キ御利解ニ付示談候得共双方不行届依  
之破談仕候破談書藤沼様へ上候事  
七月廿五日御呼出し別紙之通り下先済口相成申候事

田中彦十郎との  
相原様方彦十郎江書簡之写  
申三月六日  
当用

今日御留守江罷出候事ハ別儀ニハ無之例之中溝一条ニハ候得共元々人之  
水を無心申入もらい度願ニ付いやといへ者それまで之事なり去ながら我  
等之職分ニて者尽力いたし不申候て者不相濟義ニ付其村江罷越高持江直  
ニ折入而願所存ニ候処折悪敷農業留守中ニて不及其儀残念なり唯御願申  
候義ニ付たとへ我等申分不相立候共我等ニ於て少も無理とハ存不申其村  
方沼津と違ひ猶更面倒之様子ニ相見へ氣之毒之事と存候得共我等職分  
之関する所不能止故ニ今日出張いたし候義ニて其許不在ハ実ニ残念なり此  
段申進置候猶委細ハ口上ニて可談候

六日

相原安次郎○

(裏表紙)

東間門村

田中彦十郎<sup>④</sup>

史料57 「横須賀惣庄屋覚帳(御用留)」第四十一冊(掛川市教育委員会所蔵)

御先触

一人足志人

両掛志荷

右者川々堤川除并樋橋御普請仕立為御用別帳之通廻村いたし候条得其意間竿用意村境江出迎場所案内可致候此先触早々順達留村可相返もの也

浜松県

堤防掛

壬申二月 荻野可孝印

廻村先々

役人中

史料58 「東京府史料 三十六 附録之部 履歴一」(国立公文書館所蔵)所収

所蔵)所収

浜松県士族 元静岡県

松岡 藤原 古道

通称 萬

明治八年十二月三十七年一月

一御一新後於旧静岡藩水理路程掛相勤罷在

明治二年六月廿日

一開墾方之頭並水理路程掛兼勤申付候事

静岡藩

同四年七月十四日

一地方官御改正ニ付静岡藩被廢

同日

一今般静岡県被置候ニ付テハ追テ

御沙汰候迄大参事以下是迄之通事務取扱可致事

同十一月十四日

一地方官御改正ニ付静岡県被廢

同日

一今般廢縣之官員追而

御沙汰候迄新置県令并参事之差図ヲ受於従前之庁事務可取扱事

同五年三月十五日

一十等出仕申付候事 静岡県

同九月十四日

一八等出仕申付候事 東京府

同八年六月十三日

一任大属 東京府

同十二月廿六日

一警視庁江転ス

史料59 「東京府史料 三十六 附録之部 履歴一」(国立公文書館所蔵)所収

所蔵)所収

静岡県士族

川上 藤原 綏之

通称 服次郎

明治八年十二月二十八年六月

一御一新後於旧静岡藩目附役兼水利堤防掛相勤罷在

明治二年八月二十三日

一任静岡藩權少参事

右

宣下候事 太政官

同三年閏十月十七日

一 免本官

同日

一 任大属 静岡藩

同四年七月十四日

一 地方官御改正ニ付静岡藩被廢

同日

一 今般静岡県更ニ被置候ニ付テハ追而

御沙汰候迄大参事以下是迄之通事務取扱可致事

同十一月十四日

一 地方官御改正ニ付静岡県被廢

同日

一 今般廢縣之官員追而

御沙汰候迄新置県令并参事之差図ヲ請於従前之庁事務可取扱事

同五年二月廿三日 口達

一 残御用相済候ニ付不及勤務

同七月十二日

一 任大属 東京府

同六年八月九日

一 任中属 東京府

但府県官等御改正

同九月廿四日

一 補九等出仕 東京府

同日

一 下等月給下賜候事 東京府

同七年八月廿三日

一 任権大属 東京府

史料60 「太政類典 第四編 明治十三年 第六卷 官規・賞典恩典三」(国立公文書館所蔵)所収

十三年二月廿四日

故大藏五等属上條俊方へ祭案料ヲ下賜ス

大藏省伺

大藏五等属上條俊方致病死候処同人儀ハ別紙履歷書ノ通明治五年正月十九日静岡県権少属拜命ヨリ本年迄満八ケ年余奉職其中明治六年八月当省出仕ノ後満六年余ノ間欠勤等モ僅少ニテ平素誠実ニ其職ヲ奉シ諸般事務調理向モ行届勤勞尠ナカラス候ニ付テハ為追賞祭案料金七拾円下賜候様致度省員死亡ノ節勤勞者へ追々伺ノ上下賜候例規モ有之候間右俊方ニ於ケルモ同様下賜候様致度此段相伺候也 十三年二月十八日 伺ノ趣聞届候事 十三年二月廿四日 静岡県士族 上條俊方 元平

明治五年正月十九日

一 任静岡県権少属

同年四月十五日

一 任静岡県少属

同年七月三日

一 任静岡県権大属

明治六年八月三日

一 補租税寮十一等出仕

明治七年十二月廿五日

一 任租税中属

明治十年一月十一日

一 諸寮被廢

同年同月十五日

一 任六等属

但租税局勤務

明治十一年八月八日

一 任五等属

但勤務如故

明治十二年二月一日

一 東京府管内収税委員申付候事

明治十三年一月廿五日

一 病死

太政官書記官議按

別紙大蔵省何故五等属上條俊方へ祭案料下賜ノ儀審按候処右ハ明治五年以来滿八年奉職勉励候者ニテ類例ニ比較シ不相当無之ニ付稟請ノ通金七拾円可下賜哉相伺候也 十三年二月二十日

**史料 61 「官吏進退 明治二十四年 官吏進退十九 内閣判任官以下一」(国立公文書館所蔵)所収**

履歷書

静岡県士族

小池久以

天保十三年四月六日生

明治三年十月十五日

一 任静岡藩権少属

同四年七月十五日

一 廢藩置県

旧藩事務是迄之通可取扱事

同年十一月十五日

一 廢静岡県更置同県 旧県事務是迄之通可取扱事

同五年正月二十三日

一 浜松県十三等出仕申付候事

同年四月十八日

一 浜松県十二等出仕申付候事

同六年三月廿二日

一 任浜松県少属

同年三月二十七日

一 依願免本官

同年三月三十一日

一 浜松県奉職滿一年ニ付金拾貳円五拾錢下賜候事

同年四月廿七日

一 檢査寮十二等出仕申付候事

同年五月六日

一 任正院少主記

同年九月十八日

一 任正院權中主記

同七年二月十二日

一 任左院四等書記生

同年二月十七日

一 任左院三等書記生

同年十二月二十七日

一 任左院二等書記生

同八年四月十四日

一 任正院權大主記

同年九月二十二日

- 一 廃官  
同年九月二十二日  
一 任正院権大主記  
同九年七月五日  
一 任正院大主記  
同十年一月十八日  
一 廃官  
同十年一月十八日  
一 任太政官二等属  
同十三年三月二十二日  
一 会計部勤務申付候事  
同十二年二十三日  
一 任太政官一等属  
同年六月三十日  
一金式拾円職務勉勵ニ付下賜候事  
同十四年六月三十日  
一金參拾円職務勉勵ニ付下賜候事  
同年十月廿七日  
一 第一局勤務申付候事  
同年十一月廿九日  
一 自今上等月俸給与候事  
同十六年十二月十九日  
一 依願免本官  
太政官  
同日  
一 御用掛被仰付候事  
但取扱奏任ニ準シ月俸九拾円下賜候事  
同日
- 一 第一局勤務被仰付候事  
同十八年六月十六日  
一 除服出仕  
同十八年十二月二十二日  
一 廃官  
同日  
一 従前之通事務可取扱事  
同年十二月二十四日  
一 任内閣属  
同日  
一 内閣会計局勤務ヲ命ス  
同十九年五月十八日  
一 叙判任官一等給上級俸  
同二十年五月三十日  
一 恩給課長心得ヲ以テ同課勤務ヲ命ス  
同年十二月二十六日  
一 内閣会計局恩給課長ヲ命ス  
同年同月二十六日  
一 勉勵ニ付金三拾円下賜  
同二十一年十二月二十五日  
一 為慰勞金七拾五円下賜  
同二十二年十二月二十三日  
一 特二月俸八十円給与ス  
同二十三年七月一日  
一 恩給局勤務ヲ命ス  
同年十二月十八日  
一 為慰勞金五十円下賜  
内閣
- 口達

史料62 「叙位裁可書 明治三十三年 叙位卷三」(国立公文書館所蔵)所収

位勲爵□□	正八位勲七等	氏名	米倉可直
府県族籍	東京府士族	旧藩	旧氏名
生年月日	弘化三年七月廿七日	産地	
原籍			
現住所			
年号	月日	任免賞罰事故	官衙
		土木監督署技手	官内省
明治廿五年六月七日	叙正八位	特旨ヲ以テ位記ヲ賜フ	
六月廿九日	叙勲八等賜瑞宝章	賞勲局	
十二月廿六日	職務格別勲励ニ付金貳拾円賞与	内務省	
同日	常願寺川堤防工事監督囑托中勤		
	勞不少候ニ付為慰勞金百円交付ス	富山県	
廿六年一月十日	第五土木監督区へ出張ヲ命ス	内務省	
廿六年四月十九日	第四区土木監督署へ出張ヲ命ス	内務省	
十一月九日	職務格別勲励ニ付金貳拾円賞与	同上	
十一月十日	官制改正		
廿七年二月三日	二級俸給与 俸五拾円	同上	
十月一日	第七区土木監督署勤務ヲ命ス	同上	
同日	監督部兼直轄工部事務ヲ命ス	監督署	
廿八年十二月廿八日	調査部兼勤ヲ命ス	同上	
廿九年二月十九日	事務格別勲励ニ付金貳拾五円給与	内務省	
九月三十日	第四第五土木監督区へ出張ヲ命ス	同上	
三十年十二月十五日	勲賞与金六拾円	同上	

三十一年六月廿八日 叙勲七等授瑞宝章  
 賞勲局  
 十一月一日 官制改正俸給令改正三級俸トナル  
 俸五拾円

同日 監督部兼直轄工部事務ヲ命ス 第七区土木監督署

十二月十七日 職務格別勲励ニ付金貳拾五円賞与 内務省

同日 給二級俸 同上

三十二年六月三十日 直轄工部事務兼監督部勤務ヲ命ス 第七区土木監督署

十一月十日 第一第四第五土木監督区へ出張 内務省

ヲ命ス

十二月十三日 職務格別勲励ニ付金七拾円賞与 同上

史料63 「県史写真製本」小野哲男氏所蔵(神奈川県立公文書館所蔵)

①

(表紙)「 由緒書

御徒押

福岡久右衛門

天明六年十一月廿日

惣組屋敷巢鴨大原町 坪数百六十五坪余

右八願之通屋敷被下候酒井飛騨守殿被仰渡候段御目付井上助之進殿被

仰渡候

由緒書

拝領屋敷無御座候ニ付當時下谷屏風坂下御徒頭筒井内

蔵組与頭私従弟違福岡守二郎同居仕候

高百五拾俵 本国伊勢 御徒押

生国武藏

福岡久右衛門

子歳式拾九

私父福岡久右衛門儀大御番頭稲垣長門守与力之節安永六四年二月病氣差重く候二付跡式私江被下置候様頭稲垣長門守迄奉願二月十日病死仕候所同年五月七日父福岡久右衛門願之通跡式無相違私江被下置候旨板倉佐渡守殿被仰渡候段頭稲垣長門守申渡小普請組戸川山城守組二罷成候処安永九子年十月五日御徒押被 仰付候旨於焼火之間若年寄衆列座酒井石見守殿被仰渡候

一曾祖父

福岡一夢

俗名久右衛門

常憲院様御代天和三亥年四月三日被 召出二丸張番被 仰付百五拾俵被

下置候貞享三寅年九月六日御廊下番被 仰付式百俵被下置 御目見仕

御側近奉勤仕元禄四未年四月廿二日又二丸張番被 仰付元高二相成二

丸御留主居松平新藏支配罷成相勤候同十二卯年御救金式拾兩拜領仕正

徳五未年六月廿五日病氣二付願之通小普請入被 仰付松前伊豆守組江

入老衰仕候付隠居奉願候処享保元申年十一月五日於躑躅之間隠居被

仰付候旨阿部豊後守殿被仰渡候剃髮仕度旨奉願候所願之通被仰渡直二

剃髮仕一夢と名改申候享保十七年十二月病死仕候

一祖父

福岡為主

俗名市右衛門

有徳院様御代享保元申年十一月五日父福岡久右衛門願之通隠居被 仰付

家督被下置候旨於躑躅之間阿部豊後守殿被仰渡小普請松前伊豆守組江

入同十巳年六月二日西丸新規御書院番頭牧野播磨守与力被 仰付候其

後段々御番頭替戸田備後守与力罷成相勤候所老衰仕病氣二付小普請入

奉願候処寛保二戌年三月廿五日願之通被 仰付候旨本多伊予守殿被仰

渡候段戸田備後守於宅被申渡候則小普請神尾大和守組江入寛保三亥年

閏四月跡御役酒井越中守組江入隠居仕度旨奉願候所同年五月十三日願之通被 仰付候旨本多中務大輔殿被仰渡候段酒井越中守被申渡隠居仕候剃髮仕度旨奉願候処願之通被仰渡則剃髮仕爲圭と名改申候延享三寅年十月病死仕候

一父

福岡久右衛門

有徳院様御代寛保三亥年五月十三日父福岡市右衛門願之通隠居被 仰付家督被下置候旨本多中務大輔殿被仰渡候段酒井越中守被申渡如父時小普請酒井越中守組江入同年十二月廿四日御書院番頭戸田備後守与力被仰付候旨西尾隠岐守被仰渡候段酒井越中守被申渡相勤候処宝曆三酉年六月十五日大御番頭堀田若狭守与力罷成同八寅年十一月十五日稲垣周防守与力罷成相勤罷在候処安永六四年二月十日病死仕候

一曾祖父祖父父私迄閉門逼塞遠慮差控被 仰付候儀無御座候

以上

安永九子年十月

福岡久右衛門

星野宇右衛門殿

杉山藤藏殿

鈴木孫四郎殿

親類書

拝領屋敷無御座候二付當時下谷屏風坂下

御徒頭筒井内藏組与頭私従弟違福岡半次

郎同居仕候

高百五拾俵

本国伊勢

御徒押

生国武藏

福岡久右衛門

子歳式拾九

私父福岡久右衛門儀大御番頭稲垣長門守与力之節安永六四年二月病氣差重候二付跡式私江被下置候様頭稲垣長門守迄奉願二月十日病死仕候所同

年五月七日父福岡久右衛門願之通跡式無相違私江被下置候旨板倉佐渡守殿被仰渡候段頭稲垣長門守申渡小普請組戸川山城守組ニ罷成候処安永九子年十月五日御徒押被 仰付候旨於焼火之間若年寄衆御列座酒井石見守殿被仰渡候

親類書

父方

一祖父

福岡為主

俗名市右衛門

有徳院様御代享保元申年十一月五日父福岡久右衛門願之通隠居被 仰付

家督被下置候旨於躑躅之間阿部豊後守殿被仰渡小普請松前伊豆守組江入

同十巳年六月二日西丸新規御書院番頭牧野播磨守与力被 仰付候其後

段々御番頭替戸田備後守与力罷成相勤候処老衰仕病氣二付小普請入奉願

候処寛保二戌年三月廿五日願之通被 仰付候旨本多伊予守殿被仰渡候段

戸田備後守於宅被申渡候則剃請神尾大和守組江入寛保三亥年閏四月跡御

役酒井越□守組江入隠居仕度旨奉願候同年五月十三日願之通被 仰付

候旨本多中務大輔殿被仰渡候段酒井越中守被申渡隠居仕候剃髮仕度旨奉

願候所願之通被仰渡則剃髮仕為圭と名改申候延享三寅年十月病死仕候

一祖母

栗山源助死娘死

一父

福岡久右衛門

有徳院様御代寛保三亥年五月十三日父福岡市右衛門願之通隠居被 仰付

家督被下置候旨本多中務大輔殿被仰渡候段酒井越中守被申渡如父時小普

請酒井越中守組江入同年十二月廿四日西尾隠岐守殿被仰渡候旨酒井越中

守被申渡御書院番頭戸田備後守与力被 仰付相勤候処宝曆三酉年六月十

五日大御番頭堀田若狭守与力罷成同八寅年十一月十五日稲垣周防守与力

罷成安永六酉年迄奉勤仕病氣差重く候二付跡式無相違実子惣領福岡長次

郎江被下置小普請入仕候様大御番頭稲垣長門守江奉願候処安永六酉年□

月病死仕候

一母 元 元御先手向井兵庫組 樋口五右衛門死娘  
一実子惣領 福岡見喜之助 子歳五

母方

一祖父

元御先手向井兵庫組

樋口五右衛門死

一祖母

元御本丸御台所人相勤申候

土屋左七郎死娘死

一叔父

浪人仕御当地罷在候

池田小十郎

一從弟

私叔父池田小十郎惣領

池田伯之助

一從弟女

右之外親類無御座候以上

安永九子年十月 福岡久右衛門

一從弟

星野宇右衛門殿

杉山藤藏殿

一從弟

児島平右衛門殿

遠類書

一從弟

元御徒頭細井金右衛門組

福岡半平死惣領

一從弟

小普請組戸川山城守組

養父竹中左次馬死

一從弟

実父福岡半平死次男

竹中十左衛門

一從弟

松平因幡守家来

福岡半次郎

一從弟

養父竹中左次馬死

實父福岡半平死次男

一從弟

松平因幡守家来

竹中十左衛門

元御徒頭細井金右衛門組養父白井忠助死

元小普請丹羽近江守組美父須山宗右衛門死次男

一 從弟違 小普請組白須甲斐守組 白井順藏

私從弟違福岡半次郎惣領

一 又從弟 福岡半藏

右同人次男養父元西丸御徒頭三宅

采女正組加茂軍藏死養子

一 又從弟 加茂庄五郎

右同人三男

一 又從弟 福岡岩次郎 父手前罷在候

②

(表紙)「 由緒書

親類書

遠類書

御台様御広敷添番

御軍艦操練教授方出役

福岡金吾

由緒書

波多野鍋之助

御台様御広敷祖父江孫輔組添番

山田清助

御軍艦操練教授方出役

高百五拾俵 本国伊勢

生国武藏

養子 福岡金吾

午歳三十八

慎徳院様御代養父十太夫

一位様御広敷添番相勤候節男子無御座候二付続者無御座候得共養子仕  
度段奉願候処天保十三寅年三月四日願之通被 仰付候旨水野越前守殿  
被仰渡候段駒木根大内記申渡同年五月廿七日天文方洪川助左衛門於御  
役所曆学測量等稽古伺相濟稽古仕罷在候処同年十二月廿六日同人手附  
下役可相勤御用相勤候内御扶持方三人扶持被下置候旨堀田備中守殿被  
仰渡候段於焼火間御廊下土屋紀伊守申渡弘化元辰年七月十六日寛政曆  
書曆理撰述取調之儀骨折相勤候二付為御褒美白銀式枚被下置候旨大岡  
主膳正殿被仰渡候段洪川助左衛門申渡頂戴仕嘉永二酉年十一月十九日  
新法曆書数理撰述取調之儀骨折相勤候二付為御褒美白銀七枚被下置候旨  
大岡主膳正殿被仰渡候段洪川助左衛門申渡頂戴仕安政元寅年二月十二  
日為松前并蝦夷地見分御用彼地江罷越可申旨阿部伊勢守殿被仰渡候段  
石河土佐守申渡同年十月十日右御用相濟掃府仕同年十二月晦日松前并  
蝦夷地見分其外御用格別入精相勤候二付為御褒美金拾兩被下置同断見  
分之節奥地東西海岸江も罷越別而骨折相勤候二付別段金三兩被下置候  
旨阿部伊勢守殿被仰渡候段石河土佐守申渡頂戴仕同日箱館表御役宅向  
其外取調御用骨折相勤候段置候様阿部伊勢守殿被仰渡候段石河土佐  
守申渡同二卯年五月十五日右御用追々濟寄候二付元場所江差戻候様伺  
之上石河土佐守申渡如元洪川助左衛門手附下役相勤罷在候処同年六月  
十六日同人手附曆作測量御用手伝相勤可申勤候内御扶持方五人扶持被  
下置候旨阿部伊勢守殿被仰渡候段於焼火間御廊下曲測出羽守申渡同年  
八月十一日長崎表二おゐて蒸気船運用其外伝習御用として彼地江相越  
可申旨阿部伊勢守殿被仰渡候段於蘇鉄間松平河内守申渡同年九月八日  
出立仕同三辰年六月晦日蒸気船運用其外伝習之儀昨年以來格別出精之  
趣相聞候猶此上精出し熟達可致候依之御褒美被下置候旨阿部伊勢守殿  
被仰渡候段長崎表於西御役所永井玄蕃頭申渡小判拾枚頂戴仕同四巳年  
正月八日伝習一卜通相濟候二付支度次第陸地掃府可致旨永井玄蕃頭申

渡二月九日長崎表出立三月十八日帰府仕同年閏五月八日御軍艦操練教授方出役被 仰付天文方手附 御免被成候旨於焼火間御廊下加藤伯耆守申渡同年七月廿七日養父十太夫家督被下置直二 御台様御広敷番被仰付候旨於躑躅間内藤紀伊守殿被仰渡翌廿八日御軍艦教授所出役是迄之通可相勤旨堀田備中守殿被仰渡候段於焼火間御廊下加藤伯耆守申渡相勤罷在候

俗名久右衛門

一先祖

福岡一夢

常憲院様御代天和三亥年四月三日被 召出二丸張番被 仰付百五拾俵被下置貞享三寅年九月六日御廊下番被 仰付式百俵被下置 御目見仕御側近奉勤仕元禄四未年四月廿二日又候二丸張番被 仰付元高二相成二丸御留守居松平新藏支配罷成相勤同十二卯年御救金式拾両頂戴仕正徳五未年六月廿五日病氣二付願之通小普請入被 仰付松前伊豆守組二入老衰二付隠居奉願享保元申年十一月五日願之通隠居被 仰付候旨於躑躅間阿部豊後守殿被仰渡剃髮仕度旨奉願候処願之通被仰渡剃髮仕一夢と名相改同十七子年十二月四日病死仕候

俗名市右衛門

一高祖父

福岡為主

有徳院様御代享保元申年十一月五日父久右衛門家督被下置候旨於躑躅間阿部豊後守殿被仰渡小普請松前伊豆守組江入同十巳年六月二日西丸新規御書院番頭牧野播磨守与力被 仰付其後段々頭替戸田備後守与力之節老衰仕其上病氣二付小普請入奉願寛保二戌年三月廿五日願之通被仰付候旨本多伊予守殿被仰渡候段於戸田備後守宅申渡小普請神尾大和守組江入酒井越中守組之節隠居奉願同三亥年五月十三日願之通被 仰付候旨本多中務大輔殿被仰渡候段酒井越中守申渡剃髮仕度旨奉願候処願之通被仰渡剃髮仕為圭と名相改延享三寅年十月九日病死仕候

一曾祖父

福岡久右衛門

有徳院様御代寛保三亥年五月十三日父市右衛門家督被下置候旨本多中務大輔殿被仰渡候段酒井越中守申渡如父時小普請酒井越中守組二入同年十二月廿四日御書院番頭戸田備後守与力被 仰付候旨西尾隠岐守殿被仰渡候段酒井越中守申渡相勤宝曆三酉年六月十五日大御番頭堀田若狭守与力罷成稲垣周防守与力之節安永六酉年二月十日病死仕候

俗名久右衛門

一祖父

福岡久夢

浚明院様御代安永六酉年五月七日父久右衛門跡式被下置候旨板倉佐渡守殿被仰渡候段大御番頭稲垣長門守申渡小普請戸山城守組二罷成同九子年十月五日御徒押被 仰付候旨於焼火間若年寄衆御出座酒井石見守殿被仰渡寛政四子年十二月廿四日御徒目付被 仰付候旨於焼火間若年寄衆御出座井伊兵部少輔殿被仰渡同八辰年十二月琉球人參府御用掛相勤候二付為御褒美白銀三枚被下置候旨於焼火間井伊兵部少輔殿被仰渡頂戴仕同十一未年四月二丸御殿向惣御修復御用掛相勤候二付為御褒美白銀拾枚被下置候旨於焼火間京極備前守殿被仰渡頂戴仕文化元子年七月廿四日病氣二付願之通小普請入被 仰付候旨堀田撰津守殿被仰渡候段御目付斎藤次左衛門申渡小普請彦坂九兵衛組二罷成其後段々頭替文化八未年六月十五日水野伯耆守組之節隠居奉願同十四年七月廿六日願之通被 仰付候旨於躑躅間松平伊豆守殿被仰渡剃髮仕度旨奉願候処願之通被仰渡剃髮仕久夢と名相改文政七申年十月十四日病死仕候

一養父

福岡十太夫

文恭院様御代養父久右衛門小普請松平孫太夫組之節男子無御座候二付統者無御座候得共養子奉願文化五辰年二月廿九日願之通被 仰付候旨牧野備前守殿被仰渡候段松平孫太夫申渡同十四年七月廿六日養父久右衛門家督被下置候旨於躑躅間松平伊豆守殿被仰渡如養父時水野伯耆守組二罷成其後段々頭替佐野豊前守組之節文政九戌年九月四日 御台様御広敷添番被 仰付候旨於焼火間若年寄衆御出座増山河内守殿被仰渡天

保七申年十一月十七日来酉年西丸江 御移替之節被 召連候旨大久保  
加賀守殿被仰渡候段松平内匠頭駒木根大内記申渡同八酉年四月二日西  
丸江被 召連即日 大御台様と可奉称旨被 仰出同九戌年三月十日西  
丸炎上二付 御本丸江 御逗留被 仰出同十亥年三月西丸御新調御道  
具出来御用掛骨折出精相勤候二付御褒美被下置候旨於焼火間林肥後守  
殿被仰渡白銀拾枚頂戴仕且從 大御所様も右同様被下置候旨於同席大  
岡主膳正殿被仰渡頂戴仕同十一子年五月西丸江 御移抄御用掛骨折出  
精相勤候二付御褒美被下置候旨於焼火間林肥後守殿被仰渡白銀七枚頂  
戴仕同年十二月御新調御道具出来残御用相勤候二付御褒美被下置候旨  
於焼火間御同人被仰渡白銀三枚頂戴仕同十二丑年二月 広大院様と可  
奉 称旨被 仰出同年六月 御本丸江 御移抄二付被 召連候旨同月  
十三日水野越前守殿被仰渡候段松平内匠頭申渡御供仕同十三寅年二月  
一位様と可奉称旨被 仰出同十四卯年二月御広敷御改革以来格別骨折  
相勤候二付御褒美被下置候旨於焼火間堀田撰津守殿被仰渡白銀式枚頂  
戴仕弘化元辰年四月二日睦宮御方下向御迎幸江附添被 仰付候旨土井  
大炊頭殿被仰渡候段蜷川能登守申渡同年十一月十日 一位様薨去二付  
同年十二月廿八日御広敷添番被 仰付候様牧野備前守殿被仰渡候段石  
河美濃守申渡同三年正月十九日京都江出立二付為御手当白銀式拾枚  
被下置候旨於焼火間大岡主膳正殿被仰渡頂戴仕同年八月廿一日京都江  
出立下向之節御供兼相勤候二付同年十二月十四日為御褒美白銀式枚被  
下置候旨於焼火間遠藤但馬守殿被仰渡頂戴仕嘉永二酉年二月六日寿明  
君御方御下向二付御迎御用御供被 仰付候旨阿部伊勢守殿被仰渡候段  
渡辺甲斐守申渡同年七月朔日京都江出立二付銀子被下置候旨於焼火間  
本庄安芸守殿被仰渡白銀拾五枚頂戴仕別段為御手当金拾兩被下置同年  
十月廿日右御迎御用御供仕候二付為御褒美白銀壹枚格別骨折候二付別  
段金子被下置候旨於焼火間御同人被仰渡頂戴仕安政三辰年十二月 姫  
君様御附被 仰付候旨於焼火間鳥居丹波守殿被仰渡同月十八日 御台

様と可奉 称旨被 仰出同四巳年七月廿七日老衰二付願之通隠居被  
仰付候旨於躑躅間内藤紀伊守殿被仰渡且年寄候迄相勤候二付為御褒美  
銀子被下置候旨於焼火間若年寄衆御出座本多越中守殿被仰渡白銀拾枚  
頂戴仕隠居仕罷在候  
一祖父養父私遠慮逼塞閉門等都而御咎之儀無御座候以上

安政五年十二月

福岡金吾(花押)

㊦

波多野鍋之助殿

祖父江孫輔殿

山田清之助殿

親類書

親類書

波多野鍋之助

御台様御広敷祖父江孫輔組添番

山田清之助

高百五拾俵

本国伊勢 御軍艦操練教授方出役  
生国武蔵 養子

福岡金吾

午歳三十八

拜領屋敷四ツ谷内藤新宿内藤大和守上ヶ地地守附置當時下谷仲  
御徒町加藤喜左衛門組御徒吉田久次郎地面内借地住宅仕候

慎徳院様御代養父十太夫 一位様御広敷添番相勤候節男子無御座候二付  
統者無御座候得共養子仕度段奉願候処天保十三寅年三月四日願之通被  
仰付候旨水野越前守殿被仰渡候段駒木根大内記申渡同年五月廿七日天  
文方洪川助左衛門於御役所曆学測量等稽古伺相濟稽古仕罷在候処同年  
十二月廿六日同人手附下役可相勤勤候内御扶持方三人扶持被下置候旨



一祖母	齋藤伊右衛門死娘死	右同人娘
一実父	御留守居番与力 春田与五郎死	壹人 兄中村繼右衛門手前二罷在候
一実母	西丸御小納戸頭取之節 山名佐渡守家来	右之外親類無御座候以上
一兄	表火之番 中村繼右衛門死娘死	遠類書
一妹	火消与力 右同人娘	養父方
一甥	私兄春日与五郎惣領 筒井良左衛門妻	私大叔父須田祐右衛門死伴 上野国小暮村郷士
一甥	春田五郎	須田伊三郎
一甥	右同人次男 春田亥三郎	一從弟違 御先手与力 右之外遠類無御座候以上
一姪	父春田与五郎手前二罷在候 右同人娘	安政五年十二月 福岡金吾(花押)
	壹人	波多野鍋之助殿
	右同断	祖父江孫輔殿
		山田清之助殿
	実母方	
一祖父	西丸御小納戸頭取之節	<b>史料64 大川通久関係文書(沼津市明治史料館所蔵)</b>
一祖父	山名佐渡守家来	(表紙)
一祖母	堀田備中守家来	「明治六年四月
	中村繼右衛門死	官途日録
	木内実右衛門死娘死	出張
	御小姓頭取山名壹岐守家来	治水課
	私祖父□□□□□□□□	「
一叔父	中村繼右衛門	四月十五日
一叔父	右同人次男	一本日午後第四時愛知岐阜三重三県測量御用として出張可致旨示令各通 小野頭より受取候也
一叔父	御先手同心	同十六日 休暇

同十七日

一本日御用金并旅費其外仕出差出候事

同廿三日

一本日旅費内金手形ヲ以テ請取候事

同廿四日

三十日 雨 晴雨二十九、四十六 3

一午後第三時蒔田氏着浜いタス

一午後過船問屋来翰有之右者昨夜より雨天ニ付本日品川出帆不致候間横

浜達港も一日延引可致旨断来ル也

五月一日 4 昨夜より□晴 晴□鍼同廿日

一本日横浜滞在

同二日 5

一夕六時石川やよりハシケ船ニ而知多丸本船へ乗込候所船中上等室無之  
 最前秋元氏東京ニ而回漕会社へ引合たるニ相違いたし候ニ付秋元大川  
 等陸石川や出張之会社手代召連本船江参り夫是請合候得共何分別室難  
 差操候間乗合ニ而勘弁いたス

同三日 晴 6

一本日午後一時下田江入港碇泊候事

(1) 1 同九日 晴 12

一本日午前第十時頃浅野矢橋三重県庁へ出頭云々對話いたし桑名宿綿屋

綿屋孫右衛門方へ止宿直ニ浅野より福岡氏へ着勢書状差出候事

一長持四棹両掛六荷四ヶ市陸運会社より綿屋へ為持込候事

一夕四時頃当所区戸呼出旅館之儀相談し候事

一浅野矢橋蒔田小泉鎌田五名測量川岸見分として巡回ニ出行候事

2 1 十日 昨夜ヨリ雨天 午後晴 13

一朝小宰村戸長来ル

一秋元大川矢橋同行船馬町村木屋へ参り御用木竹類申付候事

一午後二時より船ヲ命し川岸土手通り岡地村迄巡回致ス矢橋蒔田大川三  
 名第五時帰館候事

一本日辰巳や半右衛門方へ転宿之事

△舟行程二里半程

3 2 十一日 雨十時頃方晴 午後風 14

一午後十二時過巡回十万山迄舟行福地村へ上陸

△舟行程

4 3 十二日 晴 15

一午前八時半より出張矢橋篠原大川人足三人召連陸路蒔田半吉外人足壹  
 人召連舟行白鷄新田川岸へ検点旗を建<sup>タテ</sup>午後一時福本新田へ上陸夫より  
 距離測量矢橋角度測福や新田距り午後第五時半乗船帰館之事

一昨夜出来居候竹木今朝へ旅館へ取寄候事

一朝左之名面之者御用聞として来ル

第三大区二ノ小区赤須賀新田副戸長 同上総代

一本日右後藤栄三郎附添巡回候事 後藤栄三郎 後藤新七

十三日 雨 16

一滞在無事

一角度算軌之事

5 4 十四日 雨第十時頃より晴 17

一今朝絵図板出来職方持参候事

一第十一時出張福地新田始り大貝浜迄測量但県官橋本氏同道矢橋角蒔

田距離夕第六時過帰館候事

一本日午前浅野頼不残立退候事

6 5 十五日 晴 18

一朝第七時半頃出張大貝浜より始り獵師町迄今朝矢橋前岸へ渡舟測標

取建候事矢橋蒔田角大川線夕五時半帰館之事

- 一 本日獵師町ニ而舟相雇候事  
一 晩来龍ヶ浜輪中戸長大橋宇右衛門来ル  
一 本日水陸運会社へ賃錢として二円相渡候事  
一 夕刻戸長源助来ル
- 7 6 十六日 晴 19  
一 朝八時半乗舟前岸へ渡り福田新田都羅新田赤地新田等測量夕三時半帰館候事
- 8 7 十七日 晴 20  
一 本日第八時乗船白鷄新田へ上陸第十一時迄測量第十二時三十分頃帰館夫より図ニ取掛り候事  
一 午後半吉井人足ハ一昨日建置候大貝浜辺より獵師町辺までへ之測旗為抜取候事  
一 小皿井紅から買上候事  
一 本日諸橋氏同行いたし候事  
一 東京より矢橋小泉書翰来ル小泉書翰ハ日原村へ送ル
- 9 8 十八日 曇 午後四時頃雨又晴  
一 本日八時乗船白鷄新田へ上陸一所ニ測角午後二時頃より獵師町并二城中等測角夕四時三十分過帰館之事  
一 朝諸橋氏来ル同人四日市へ帰途之よし  
十九日 午前陰雨午後小晴 22  
一 本日朝雨天ニ付出張不致終日製図  
一 晩来区長西田源蔵来ル
- 10 9 廿日 晴 23  
一 朝八時出張横間蔵量水杭控杭へ移点いたス同村戸長宅ニ而中食午後同村并ニ近傍測量夕五時頃帰館  
但本日西田源蔵同行いたス
- 11 10 同廿一日 晴 24  
一 朝九時頃出張横枕へ大旗建夫より福井福田辺測量夕七時頃帰館 但西田源蔵同行之事 福田新田總代宅ニ而中食いたス  
同廿二日 25 陰  
一 本日曇天ニ付滞在製図
- 12 11 同廿三日 26 朝晴暮雨午後四時ヨリ大雷雨電七時止  
一 福田葎ヶ浜小路戸輪中測量□夕八時帰館但右雷雨中福田新田ニ而見分之事
- 13 同廿四日 陰 27  
一 午前より人足二人遣し旧不用旗為抜取候事  
一 雨天催ニ付出張不致終製図候事
- 14 12 同廿五日 晴風 28  
一 朝九時出張田代辺測量夕六時帰館 人足三人舟老艘他無事
- 15 14 廿六日 午前陰午後晴 29  
一 朝八時半出張逢江新田辺測量夕四時過帰館候事  
一 本日陸運会社より人足船賃前金請取度旨申来五円相渡ス
- 16 15 廿七日 晴 30  
一 本日蒔田老人出張并不用換旗抜取候事人足三人船老艘夕四時過帰館他人者在館製図
- 17 16 廿八日 晴 31  
一 本日九時十万山測量高午一度帰館午後一時より出張矢橋篠原前同所へ蒔田製図大川城中へ行測角四時帰館候事 人足三人船老艘  
一 夕六時頃小泉鎌田日原より来る綿屋へ旅宿候よし
- 18 廿九日 晴 32  
一 本日出張不致  
一 今夕浅野秋元綿屋へ着いたス
- 17 卅日 晴 33  
一 矢橋篠原小路戸之方蒔田大川福田辺へ出張二組者夕七時頃帰館 蒔田

大川別船相雇ひ帰ル	20	18	三十一日	晴	34		
一 矢橋篠原兩人浅野小泉鎌田同船人足壹人召連細島其外へ巡回いたス							
一 蒔田大川人足四人従へ赤地へ測量いたス							
一本日旅宿代払方いたス							
一本木屋へ旗竹相命鳥羽屋呉服やへ紅白旗二十四命シ候事							
19 六月第一日 雨	35						
一本日製図人足式人旗拔取候事							
同第二日 雨	36						
一本日雨天ニ付製図午後浅野頼綿屋より油島の方へ開行登舟ス							
一 鳥羽屋より旗出来相相渡候事							
21 20 同三日 小晴	37						
一 第九時出船矢橋篠原長島の方蒔田大川福居の方午後四時同舟帰館							
一 今朝元木やより棹竹十本取寄候事							
22 21 同四日 晴	38						
一 矢橋蒔田篠原出張長島辺測量大川製図							
23 22 同五日 晴	39						
一 矢橋篠原大川出張蒔田製図夕四時半帰館候事 人足四人也							
24 23 同六日 晴	40						
一本日人足二人贅旗為抜取候事							
25 24 同七日 晴	41						
一本日船壹艘人足四人長島輪中測量夕五時半帰館候事 但午飯ニ帰館シテ又出行セリ							
一本日日々新聞八十号及八十五号迄来ル此郵便税一錢五厘也 大川出ス夕七時過上郷村へ送駅ス							
同八日 陰雨	42						
一 滞在無事							
26 25 同九日 晴	43						
一 矢橋製図蒔田篠原大川船馬町より福島辺迄測量陸行人足四人							
一元木屋より杭五本取寄候事							
27 26 同十日 晴	44						
一 第七時開行登舟宮辺巡回として壹艘ニ而午前第十一時過宮へ着夫の名古屋へ行泊ス							
一本日□□長持出来候事							
△27 同十一日 晴	45						
一 午後四時名古屋より宮江至り乗舟夜十一時帰館候事							
一 於名古屋尾図買上候事							
28 28 同十二日 46 晴							
一 舟壹艘半吉并人足壹人小路戸辺旗被抜取候							
一 陸行上ノ輪境迄測量午後二時頃帰館候事 矢橋篠原東形山下通巡見三時頃帰館候事							
一 秋元氏上ノ郷より来り綿屋へ旅宿之よし							
29 29 同十三日 陰	47						
一 矢橋篠原上ノ輪辺測量大川午前長島へ行午後休蒔田所旁ニ付休業候事							
船壹艘人足五人内壹人者半日遣申候							
30 30 同十四日 陰	48						
一 終日製図午後十方山へ一点測角							
一 午前五時頃日々新聞到来午後七時過浅野氏方へ出ス○八十六号及九十二号迄七枚便税一錢五厘篠原出ス							
31 30 十五日 晴	50	49					
一 矢橋篠原午前小路戸辺出張午後上ノ輪辺并ニ蛇ノ宮迄出張大川製図人足三人舟壹艘							
32 31 十六日 晴	51	50					
一 長島西外面辺迄測量人足四人舟壹艘蒔田所旁							

- 一元木屋より竹十本取寄候事  
一夜二入外面村副戸長伊藤駒次申来ル
- 33 32 十七日 晴 午後風 52 51  
一第八時開行午後第五時陸路帰館 人足五人舟壹艘汰上村辺上測量  
一元木屋へ三尺杭五十本小杭二十本取寄候事  
一浅野宅状来り直ニ上郷村江達ス○名古屋写真工へ文通出ス
- 33 十八日 53 52  
一午前第十時過西外面村戸長方目的之旗傾キ候間如何可仕哉之届書差出ス○其俣差置候様答ヲ遣ス
- 第三大区五小区  
戸長 堀直矢  
西外面村惣代 稲葉善十郎
- 一雨天ニ付出張不致製図  
34 十九日 54 陰雨 53  
一終日製図此他無事  
35 廿日 55 雨 54  
一終日製図他無事  
36 廿一日 56 雨 55  
一終日製図上ノ郷村浅野先生氏方書状并別紙来ル右者補下工生ニ任矢橋先生等中議生ニ任篠原返書并二本寮江差出候書面江認印之上御使之者江相渡ス
- 34 33 廿二日 晴 56  
一矢橋大川出張千倉村辺測量 人二 舟一  
一日々新聞第百九十三号より九十九号迄来ル
- 35 34 廿三日 晴 57  
一本日長島城江支流両岸測量 人三 舟一  
一新聞七枚上ノ郷江出ス
- 36 35 廿四日 薄暮午後方雨 58  
一矢橋大川篠原出張千倉村方下深谷部村辺 人三 舟一  
37 36 廿五日 晴 59  
一午前桑名市中測量 半日人三  
一下深谷部村方目印旗印折レ有之候ニ付届差出ス
- 下深谷部村  
副戸長 館常太郎  
戸長 黒田兵吾
- 38 37 廿六日 晴 60 人三舟  
一矢橋篠原長島城下より千倉辺へ廻り蒔田大川直ニ千倉へ行午飯木坂田村八郎兵衛方ニ致ス  
一本日上坂田村平野官六方相越先触相渡廿九日より旅館申付候事
- 39 38 廿七日 晴 61 人一舟  
一半吉人足遣し白鷄□地望表為抜取候事  
一浅野秋元小泉来ル濃州日原村水谷善右衛門方転宅之よし  
一晚来上坂手村戸長并官六手代両相越旅宿不都合断度旨申述候間篤と説諭いたし可否明朝迄ニ挨拶可致旨申談候  
一元木屋へ三尺杭小杭五十本宛申付間大工へ絵図板壹枚注文いたス
- 40 39 廿八日 晴 62  
一製図午後諸荷物等取片付いたス  
一是迄遣扱候人舟賃取調水陸運会社へ右賃錢相渡し候事 但明日分迄一上坂手村加藤常吉来り□官六方旅宿差支無之旨申述候事  
一元木屋へ渡いたス
- 41 40 廿九日 陰午後雨 63 人二 舟二 (1)  
一朝第八時辰巳屋開行舟二艘直ニ官六方へ達ス  
一矢橋篠原兩人山手之方巡回他者深谷部辺測量 但第十二時官六方へ達シ午飯ス此□雨天ニ付出張不致

三十日 雨 64 (2)		乗舟
一 昨夜より雨天ニ付出張不致終日製図		時下在館製図
一 本日今費成算を遂余金七十三円二十八銭三厘三毛矢橋乃大川請取		一夕四時より蒔田大川桑名へ舟行ス帰路本吉代人差出候事
42 41 七月一日 晴 人三舟 (65) (3)		47 46 同七日 晴 71 (9) 人三舟
一 第六時出行千倉今島両岸測量午後大川壱人帰館 午飯所上坂手村八郎		一 第五時開行梶島辺測量十時終業帰館候事
兵衛方 上坂手迄今島迄		本吉代人望表為返候事
一 新聞七枚第四百号乃第四百七号迄来ル		48 47 同八日 晴 72 (10) 人一舟一
同二日 雨 66 (4) 舟一		一 再行前雨天ニ付出張不致半吉平吉両人望表拔取正午帰館之事
一 矢橋蒔田桑名へ相越雨中午前十時頃出開夕六時過帰館		一 蒔田篠原大川半吉平吉佐屋川通り巡回として午後再行津島へ泊ス
一 終日製図他無事		49 同九日 晴 73 (11) 土人無雇 舟
43 42 同三日 小晴 午後雨又陰 67 (5) (人三舟) 1/2		一 滞在無事尤矢橋桑名迄舟行巡回候事
一 矢橋蒔田篠原出行大川在館午飯帰館之事 午後雨天ニ付出張不致人足		50 48 同十日 晴 74 (12) 舟
舟共半日之事		一 矢橋篠原半、平両人召連南ノ郷辺改測之事午後製図
一 絵図板出来大工壱人付添来ル在来之絵図板改正携工為致新板壱枚受取		一日原村へ鎌田書翰相届候事
候事		51 49 同十一日 75 (13) 人一舟 午後雨
一 内一枚を直二日原村へ遣し幸便新聞紙七枚相送候事		一 矢橋篠原大川朝七時出張高野平川辺測量第十二時終業舟行帰館蒔田製
右工料并舟賃共一紙請取を以兩類分相払候事		四日市県庁より上ノ郷宛之封物一卷夜九時頃届来ル
一 本日測量西岸南ノ郷東岸松之木船渡場辺迄		同十二日 76 (14) 雨
44 43 同四日 晴 午後陰微雨 68 (6) 人三		一 雨天ニ付出張不致終日製図
一 朝第七時開行蒔田西岸へ越南ノ郷辺チヤイン午後松ノ木渡場迄断断他		一 午後より平吉壱人桑名へ遣し表具師払入并二元木屋へ杭□測点杭請取
測角東岸渡舟所迄正午帰館夕四時半終業之事		として金三円相渡候事
一 浅の君より代微積差越候事		一 昨夜差越候封物并矢橋より之文通日原村迄主人相届候事
45 44 七月五日 晴 69 (7) 人三 舟一		同十三日 77 (15) 雨
一 六時開行矢橋篠原南ノ郷辺より舟路松ノ木辺へ来ル他二人陸行新所渡		一 雨天ニ付製図但午前十時半吉平吉両人を従へ松ノ木村迄一時間程雨中
場ニ而中食夕五時卒業		出張候事
46 45 同六日 十時ヨリ雨 70 (8) 人四舟		一 午後四時半東京本局より浅野君宛書状并二日新真事記来ル又日々新聞
一 第五時開行又右衛門新田より梶島辺迄十時頃雨依而卒業帰館ノ切際迄		

- 第四百十二号の第四百十八号来ル  
 一 本日朝平吉杭木二百本持来候事
- 52 同十四日 午前晴 午後雨 78 (15) 人二 舟一  
 一 第六時出行佐屋川通り古川村辺測量  
 一 日原村へ本局の之文通并二日新真事誌十枚日々新聞七枚立人を以遣し  
 候処秋元氏を返輪来ル  
 一 三重県官諸橋外人來ル
- 53 十五日 78 (16) 人〇陰  
 一 本日出張無之但午後篠原大川前ケ須駅佐藤七三郎方へ旅宿見分として  
 罷越候事
- 54 十六日 80 (17)  
 一 本日滞在 尾張国前須之駅転宿用意 製図
- 55 十七日 晴 81 (1)  
 一 本日午後前ケ須駅佐藤七三郎方へ転宿いたし候事  
 一 矢橋壺人旗抜取として人足壺人召連候事  
 一 是迄遣扱候人足賃戸長加藤常吉へ相渡候事
- 56 十八日 82 (2) 晴 人二 卒二  
 一 朝第五時開行乗舟西保村川平新田辺測量第十時卒業之事 午後製図  
 一 篠原氏昨日東京より御実母避去之趣申来候ニ付本日□休業之事  
 一 日原之方より御用状官六方へ来候ニ付同所より届来ル 右者東京小出  
 氏より之書翰并浅野氏頼本日瀬古村へ引移候旨申来
- 57 十九日 83 (3) 晴 人二 卒二  
 一 朝四時五十分開行西保村辺第十時帰館之事  
 一 夜十時過新聞紙来ル四百八号より十一号迄
- 58 廿日 84 (4) 人三 午後一 卒  
 一 朝第五時乗舟五明村測第十一時帰館午後人足壺人雇半吉同舟又右衛門  
 新田より梶島辺迄望表為抜取候事
- 59 廿一日 晴 85 (5) 人二 卒二  
 一 五時再行五明村ウゴヒ辺より前ケ須迄測量
- 60 廿二日 晴 86 (6) 人二 卒二 午後二  
 一 第五時開行長島殿名辺測量矢橋所勞休行  
 一 新聞浅野氏へ届ル四百八号より十一号迄東京より新聞来ル 第十九号  
 の二十六号迄八枚并二浅野氏書翰来  
 一 平吉官六方迄遣し并二旗為抜取候事
- 61 廿三日 87 (7) 人二 午後 卒  
 一 第五時開行蒔田篠原長島殿名辺測量半吉ウゴヒ辺旗為抜取矢橋大川平  
 吉を従へ桑名迄相越候事
- 62 廿四日 88 (8) 晴 人二 卒二 午後出張  
 一 平吉へ表旗製作相命候ニ付金三円相渡候事
- 63 廿五日 89 (9) 晴 人二 卒二 午後出張  
 一 浅野君へ新聞諸橋書翰并同人宅状瀬古村へ差出候事
- 64 廿六日 90 (10) 晴 人二 卒二 午後旗抜  
 一 第五時過乗舟中山加路戸辺測量夕半吉平吉旗為抜取候事  
 一 下坂手友野より手代壺人來ル
- 65 廿七日 91 晴 人二 卒二 (11)  
 一 第五時三十分乗舟長島殿名より古点迄測量
- 66 廿八日 92 晴 人二 卒二 (12) 人一 午後出張  
 一 第六時乗舟加路戸測量同所区長白木へ参り旅宿之儀申談候事  
 一夕刻矢橋蒔田五明村へ改量ニ罷越候事

- 一 東京本局より篠原氏一週間ニ而除服候旨大隈参議達ニ付小野土木頭申達書并小出氏より右請書可差出趣申来ル速日右請書投函
- 一 四日前土木掛諸橋より東京本寮通送之別封送来ル 右者七月廿日土木権助正七位今井兼利被任土木助之旨達書なり
- 67 廿九日 93 (13) 人二 卒二 晴
- 一 加路戸川原欠両岸測量第十時より森津戸長案内相頼松名へ罷越同村旅宿差支候ニ付帰後先触へ別紙相添平島村戸長へ遣し旅宿用意為致候事
- 一 晩来平島副戸長来ル大室村治右衛門方へ旅宿申付候事
- 68 卅日 94 (14) 晴 平二
- 一 本日出張無之製図午前半吉平吉兩人旗為抜取候事
- 一 矢橋愛知県名古屋へ出張候事
- 一 午前九時頃浅野氏始四人来ル右者東京より達有之候ニ付四日市港波戸場へ測量ニ罷越候也
- 一 福岡君より極寒之向再応出張之心得ニ而一度引揚候様申来依而可相成伊尾川の方へ速ニ測量ニ取掛候様浅の氏演説候間大室村へ移転之儀者見合候事 達書并福岡君書翰ハ別紙ニ有之
- 一日々新聞来ル
- 69 三十一日 95 (15) 晴 人三舟
- 一 筏川鍋田川両岸へ大測点打込候事且同所残点測量
- 一 昨日大室村へ先触遣し候所模様変深縁新田へ移転之筈ニ付別紙相添平島より直ニ深縁へ達遣ス
- 70 第八月一日 晴 96 (1) 晴
- 一 本日午後藤里新田より案内船二艘来ル依而荷物積送り第三時乗舟前所藤井清兵衛方へ移転いたし候事
- 71 64 同二日 晴 97 (2)
- 一 第五時出張藤里新田旅宿前より両岸古点迄旗ヲ建ル
- 一 浅野氏より四日前港測量として早々同所へ出張候様書翰来ル依而明日
- 此川筋古点迄測済しむ明後日即チ四日ニ出張可致旨返翰遣ス
- 一本日平吉より旗四十八葉請取候事
- 72 65 同三日 晴 98 (2)
- 一 第五時出張
- 一 両長持片付出立用意
- 73 ○△67 四日 晴 99 (1)
- 一 朝第四時乗舟桑名へ着岸夫方直ニ四日市へ着ス 速波戸場巡廻浜田屋へ止宿ス
- 一 荷物ハ半吉乗込平吉召連来候事
- 74 (1) ○68 五日 晴 100 (2)
- 一 第四時出張波戸場高低測量第十時帰館
- 六日 朝雨時下晴 101 (3)
- 一 第四時開行前雨降ル故ニ滞在
- 一 頭君江請書并福岡先生へ返翰差出候事
- 75 (2) ○69 七日 晴 102 (4)
- 一 第五時出行大旗建候事
- 76 (3) ○70 八日 晴 103 (5)
- 一 朝五時乗舟大橋新田辺測量但大点第十一時過帰館候事
- 77 (4) ○71 九日 晴 104 (6)
- 一 朝第五時半乗船大橋新田結点迄測量第十時半帰館候事
- 78 (5) ○72 十日 晴 午後少雨 105 (7)
- 一 矢橋大川波戸場海岸深淺測量他人製図
- 79 (6) ○73 十一日 晴 106 (8)
- 一 大橋辺より浅野氏合点迄測量
- 80 (7) ○74 十二日 雨 107 (9) 午後晴
- 一 朝雨天ニ付出張不致夕四時出張浅野合点迄測量澄
- 81 ○74 十三日 晴 108 (10) 晴



- 100 一朝八時出張松蔭辺測量  
 86 同四日 晴 130  
 一朝出張不致午後半平二人旗取ニ遣し□人足二人傭ひ改正測量ニ出張候事
- 101 一桑名綿屋より旗棹相届候ニ付右送方如何ヲ問ニ来ル明日返答可致旨報知ス  
 同五日 晴 131  
 一明日転宿ニ付用意公私会計ヲ為ス
- 102 一帆船引村江向先触ヲ出ス帰り報テ云ク移転ノ宿ハ太田村ナリト  
 一前ケ須ニ於テ傭フ人足賃ヲ平吉ニ渡ス  
 同六日 晴 132 (1)  
 一朝平吉桑名ヨリ帰来ル午後第一時四十分源緑ヲ発シ夕六時大里村戸長伊藤藤右衛門方へ着シ止宿ス但船老艘桑名ヨリ雇ヒ上ケ移転荷物ヲ積送ル 此日大藪村ヨリ第一第二号書翰到着ス
- 103 87 同七日 晴 133 (2)  
 一朝七時半出行大里村ヨリ下境村浅野氏遺旗合点マテ一里余建旗シ午後一時帰館ス
- 104 88 同八日 晴 134 (3)  
 一朝八時乗舟七右衛門新田合点マテ棹下斯ニ上陸シ帆船引村マテ建旗且ツ鎖測シ同村戸長與四郎宅ニ憩ヒ第十二時渡船ニ乗シ帰来ス○第十一時過キ平吉ヲ桑名江遣り大旗ノ布ヲ買ワシム  
 一大藪村江節ヲ送り疇昔来翰之意趣ヲ報シ又当社移転ノ事ヲ告知ス此使節浅野氏方四日市測成図二枚波止場湾端平面及ヒ高低第三号四号書翰ヲ添ユ来ル 本日岐阜県下高須村堤防締役吉田耕平代水谷左衛門来ル
- 105 89 同九日 135 (5) 朝八時半ヨリ雨 (4)  
 一朝七時四十分開行帆船引村ニ着岸シ與四郎宅へ憩ヒ須叟ニシテ雨降ル故ニ業ヲ創メスシテ直ニ帰館ス篠原氏太田新田ヨリ陸続帰来ス
- 106 90 同十日 136 微雨時ニ来 (5)  
 一朝八時乗舟帆船引へ達ス雨微ニ暫ク與四郎宅ニ休ス第九時七右衛門新田合点より創業第十二時帰ル篠原氏モ開行ス○大旗ニ旒桑名ヨリ成工シ来ル
- 107 91 同十一日 137 陰 (6)  
 一朝尋常時限出行帆船引村ヨリ始ム安田新田ニ畢ル本日安田ニ於テ望表塗棒ヲ折リシコトヲ訴ス 午後半平吉ヲ發シテ望表ヲ拔取セシム但東岸ニ拾本ナリ  
 同十二日 138 (7) 雨
- 108 92 同十三日 139 (8) 晴  
 一雨天ニ付出張不致。夕源緑より帆船引村へ向ケ故旅宿へ遺棄セシ残杭ヲ唯四郎ヨリ駆送セシニヨリ戸長與四郎ヨリ送り来ル  
 一第七時半乗舟香取川兩岸測シ終り直ニ下境村辺拔旗十二時太田新田戸長森口彦右衛門宅ニ於テ喫飯蒔鎖測シテ帰り篠午前帰リ矢大山麗ヲ巡行建旗シテ帰館ス  
 同十四日 140 (9) 雨
- 109 93 同十五日 141 (10) 十時過晴  
 一本日出張不致○四日市港凶漸ク成ル  
 一午前四日市港全図成ル午後河戸山腹へ登ル矢蒔建旗鎖測ス大度測於太田新田
- 110 94 同十六日 142 (11) 晴  
 一例刻出張安田新田辺矢鎖測大度測正午帰館午後亦開行ス  
 一蒔田氏今朝四日市県庁へ成図持参平吉船ニ而出行  
 一浅野氏方二枚当方全図共三葉東京且福岡先生へ向書翰添ル是者県官諸橋より送通スヘキ約定ナリ依今日県ニ持齎セシナリ
- 111 95 同十七日 午後晴 143 (12)  
 一新聞并添翰浅野氏添書ヲ以テ今尾ヨリ来ル



- 一朝八時半出張矢橋大川豊食辺迄大点測量蒔駒埜より已北度測ス  
一伊藤氏到着ス矢橋示命并百日分各員巡回滞在高仕出金持参候事
- 124 同六日 162 晴 (13)
- 一例刻出行津屋川測成ス矢在館伊本郷村浅野旅館へ訪フ
- 125 同七日 163 晴 (14)
- 一矢伊大点測量蒔大東駒野 高柳迄兩岸測量スム
- 108 同八日 雨夕晴 164 (15)
- 一夕第四時東駒埜方今尾小堀村辺鎖測ス大凡一里半
- 109 同九日 晴 165 (15)
- 一伊藤氏豊食辺迄巡回大駒野方今尾垣内村辺建旗篠西駒野方東駒野脇の  
村方今尾村迄篠三里半大二里半蒔製図
- 同十日 雨 166 (16)
- 一滞在製図
- 110 同十一日 晴 167 (17)
- 一伊藤大川出張今尾測量終日 高柳ヨリ今尾ヲ経テ垣内村迄壹里 同所  
ヨリ旅宿迄二十里
- 同十二日 168 (18) 陰
- 一朝第十時乗舟高柳ヲ発シ午後三時大垣ニ達ス矢橋氏ノ浪華ニ行クラ送  
レルナリ五人共此地ニ泊ス高柳ヨリ大垣迄四里
- III 同十三日 169 (19) 晴
- 一本日第八時矢橋氏大垣ヲ発ス第十時伊藤氏外三人共竹鼻江巡回シテ夕  
五時高柳ニ帰着ス大垣ヨリ竹ハナ江三里同所ヨリ高柳マテ四里
- 一本日平吉へ金四円ヲ渡ス

(二〇一六年一月一八日受付、二〇一六年五月三〇日審査終了)

(国立歴史民俗博物館研究部)

---

## **A Study of Flood Control Administration and Civil Engineering Bureaucrats in the Transitional Period from Early Modern to Modern Times : The Department of Water Resources Management of the Shizuoka Domain and Other Relevant Organizations**

HIGUCHI Takehiko

In the Edo Shogunate Government, the *Kanjō-sho* (Treasury Department), led by the *Kanjō-bugyō* (Chief Treasurer), was responsible for flood control administration in the shogunal demesnes. Under the control of the Department, the low-ranking government officials called *Fushin-yaku* were in charge of construction works for disaster prevention and rehabilitation. They seem to have consisted not only of engineers but also of administrative officials who only supervised farmers engaged in construction works.

After the Meiji Restoration, the Government of Japan set up departments in charge of civil engineering and construction, such as *Chika-shi*, *Doboku-shi*, *Doboku-ryō*, and *Doboku-kyoku*, under the supervision of the *Kaikei-kan* (Ministry of Accountant), *Minbu-shō* (Ministry of Public Affairs), *Kōbu-shō* (Ministry of Public Works), *Ōkura-shō* (Ministry of Finance), and *Naimu-shō* (Ministry of Home Affairs) to enhance flood control. Moreover, the Meiji Government strived to adopt new technologies from the West. In the meantime, some of the low-ranking government officials who had worked as *Fushin-yaku* in the Edo period continued to engage in flood control projects in prefectures under the direct control of the new Meiji Government, which indicates the retention of human resources at the field level even after the regime change.

The Shizuoka Domain, established for the ex-shogun who was demoted to a daimyo with revenues of 700,000 koku, set up the department of water resources management (originally named as *Suiri-rotei-kakari*, later renamed as *Suiri-gunsei-kakari*, and then renamed again as *Suiri-koorikata-kakari*) under the local government to enhance flood control since there were large rivers within the territory, such as the Fuji, Abe, Ōi, and Tenryū Rivers. Though in the domain, technocrats only built simple wood, bamboo and/or stone structures for flood prevention, such as those called *jakago*, *daiseigyū*, and *ushiwaku*, by using traditional techniques similar to those used in early modern times, and seem to have strived for modernization. This is also illustrated by the fact that the department of water resources management not only consisted of government officials who had engaged in public affairs for years under the Edo Shogunate Government, such as *Fushin-yaku* and other officials of the *Kanjō-sho*, but also hired as senior officials those who had learned Western scientific knowledge and skills to become naval officers.

---

Around at the time of *haihan-chiken* (the abolition of feudal domains and the establishment of prefectures), most officials of the Shizuoka Domain were assimilated into the Meiji Government. Some of those who had worked for the department of water resources management were appointed as civil engineering/flood control administrators at the central and prefectural governments. Meanwhile, among the ex-shogunate officials and the Shizuoka Government who had learned Western arithmetic knowledge and measurement skills in the Numazu Military Academy established by the Shizuoka Domain, some young officials served as engineers at the *Doboku-ryō* (Department of Civil Engineering), working with foreign specialists employed by the Government of Japan. Moreover, some of the students graduating from the academy and going on to the Imperial College of Engineering to further their education became professional civil engineers.

Thus, the shogunate flood control administrators equipped with traditional engineering techniques and the shogunate naval officers armed with modern Western scientific knowledge were merged together in the Shizuoka Domain. After working for the department of water resources management or studying in the Numazu Military Academy, they were assimilated into the Meiji Government. Then, despite the change of generations and the turnover of personnel, their knowledge and skills were transferred to civil engineering bureaucrats and engineers in charge of truly modern flood control.

Key words: *Fushin-yaku*, Western science, ex-shogunate officials, bureaucracy, technocrat